

松沢マニフェスト進捗評価結果報告書【最終版】

—平成15～18年度—

目次

はじめに	・・・・・・・・・・	1
1 全体の点検評価結果	・・・・・・・・・・	2
2 マニフェストの推進と県政運営の課題	・・・・・・・・・・	9
3 分野別・政策別の点検評価結果	・・・・・・・・・・	13
資料編	・・・・・・・・・・	57

平成19年1月17日

松沢マニフェスト進捗評価委員会

はじめに

- 松沢マニフェスト進捗評価委員会（以下「委員会」という。）は、神奈川県松沢成文知事が平成15年4月の知事選挙の際に掲げたマニフェスト（政策宣言）の進捗状況を点検・評価し、今後の知事の取組みに反映させるとともに、点検・評価の結果とその基礎となる情報を公開し、県民によるマニフェストの評価や県政への参加をサポートすることを目的に、平成16年3月に松沢知事の委嘱を受けて発足しました。委員会は学識委員と県民委員で構成され、自立的な「第三者評価（外部評価）」機関として松沢知事のマニフェストの進捗状況を評価してまいりました。このたび、平成15年度から18年度までの知事の任期4年間におけるマニフェストの進捗状況について点検・評価を行いましたので、その結果を知事に報告するとともに、県民の皆さまに公表いたします。
- なお、今年度も、韓国でマニフェスト評価に取り組む専門家の方々とのいっそうの交流を図るため、韓国の専門家を「特別委員」に委嘱し、審議に参加いただきました。なお、従前通り、松沢知事自身も、委員会の評価結果を踏まえて、「自己評価」を行うとしています。
- 点検・評価は、昨年までとほぼ同一の方法で実施しましたが、2006年度につきましては、2007年4月に知事選挙が予定されていることから2007年1月までに評価報告を提出することとしたため、2006年12月までの進捗状況について評価を行うことといたしました。ただし、知事の任期内（19年4月22日）までに制度化や実施が確定している事業についてはその旨を評価書に記載し、評価の対象に含めることとしました。また、昨年度の報告書では、マニフェストの実行に際しては「効率性」の観点が必要になるとの視点から「行政コスト」を把握することの重要性を指摘しましたが、今年度は今後はさらに「マネジメント・サイクル」の確立が必要になるとの考えから、政策評価とマネジメント・サイクルのあり方について検討し、「2. マニフェストの推進と県政運営の課題」の項に委員会の意見をとりまとめましたのでご参照ください。さらに、今年度の点検・評価では、知事のマニフェストの評価を総括するにあたり、マニフェストが県行政の仕事ぶりに及ぼした変化を把握する必要があると考え、県職員を対象にアンケート調査を実施しました。この調査結果につきましても同じ項にとりまとめましたので、併せてご参照ください。
- マニフェストの評価手法や評価結果については、さまざまご批判やご意見があろうかと思えます。もとよりマニフェストの評価はまだまだパイオニアワークに属するものであり、評価手法のいっそうの改良が求められることはいうまでもありません。私たち委員会の活動を契機に、県民の方々やNPOなどさまざまな機関にマニフェスト評価に関心を持っていただき、今後も地方自治のあり方や政策選択をめぐる活発な議論が繰り広げられていくことを期待いたします。

平成19年1月17日

松沢マニフェスト進捗評価委員会
委員長 小池 治

1 全体の点検評価結果

委員会の点検評価は、過去3回と同様に、「目標達成状況」と「行政対応状況」の2つの観点から実施した。目標達成状況については、マニフェストの37本の政策の目標達成状況について「成果」に着目し、5段階で評価を行った。一方、行政対応状況については、各政策の目標実現に向けて県がどこまで対応しているのか「対応状況」に着目し、5段階評価を行った。

また今年度も、評価にあたっては、まず37本の政策ごとに行い（政策別点検評価）、次にマニフェストの6つの分野（パート）ごとにそれを集計・分析し（分野別点検評価）、最後に全体を集計・分析するという「積み上げ型」の方法をとった。そして全体的な評価についても点数化は行わなかった。それは政策のタイプによって目標の性質や達成状況が異なるためである。したがって今年度も全体的な評価については定性的な記述とするが、その際には分野別の状況や経年的な変化を強調し、できるだけ全体的な状況がわかるよう心がけた。

なお、それぞれの評価基準の詳細および37の政策ごとの評価結果については、「3. 分野別・政策別点検評価の結果」の項に記載したので、そちらを参照されたい。

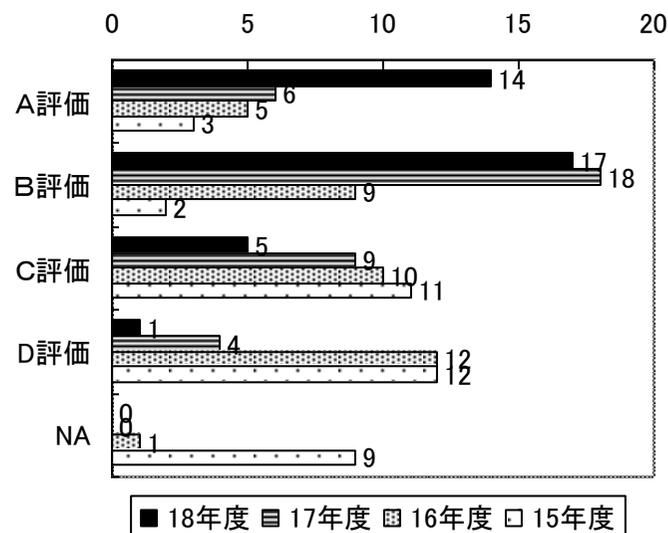
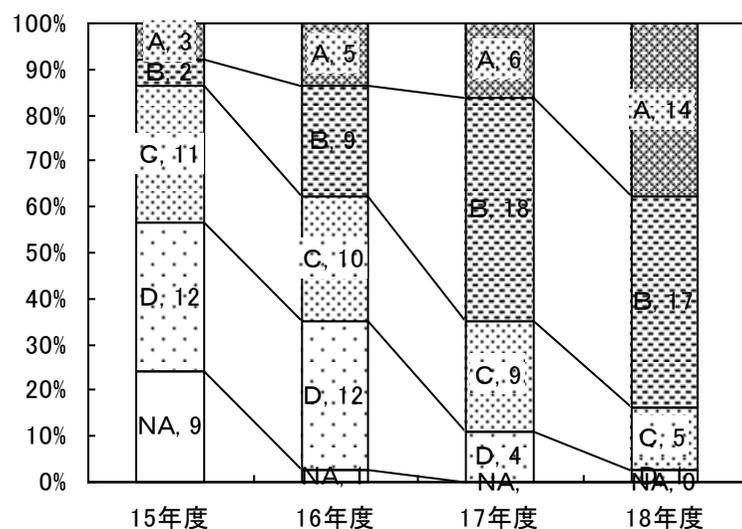
(1) 目標達成の状況

- 18年度における目標達成の状況を政策別にみると、表1に示したとおり、A評価（目標を8割以上達成）が14件（37.8%）となり、マニフェスト37項目のうち4割近くが目標を達成した。B評価（目標を5割以上達成）は17件（45.9%）であり、A評価とB評価を合わせると、マニフェストの8割が目標を達成あるいはある程度達成したといえることができる。昨年度と比べると、A評価が6件から14件へと2倍以上に増える一方、C評価は9件から5件に減り、D評価も4件から1件へと減少するなど、この1年間における進捗度の進展にはめざましいものがあると評価ができる（図1）。

表1 目標達成の状況

評価区分	18年度 件数(割合)	17年度 件数(割合)	16年度 件数(割合)	15年度 件数(割合)
A：目標を達成またはほぼ達成（概ね8割以上）	14 (37.8%)	6 (16.2%)	5 (13.5%)	3件 (8.1%)
B：目標のある程度の割合を達成（概ね5～8割未満）	17 (45.9%)	18 (48.6%)	9 (24.3%)	2件 (5.4%)
C：目標の一部を達成（概ね2割～5割未満）	5 (13.5%)	9 (24.3%)	10 (27.0%)	11件 (29.7%)
D：ほとんど成果が表れていない（概ね2割未満）	1 (2.7%)	4 (10.8%)	12 (32.4%)	12件 (32.4%)
NA：評価が不能または困難な場合（データ未集計等）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.7%)	9件 (24.3%)

図1 目標達成状況の変化



- A評価の内訳は、「県政改革」の分野が8件（パートナーシップ、チャレンジ市町村、職員削減、人件費削減、県庁ワークシェア、県庁ベンチャー、入札改革、民間人登用）、「経済再生」の分野が1件（中小企業・市民起業支援）、「教育再生」の分野が1件（県立高校改革）、「環境を守る」分野が2件（水源の森林づくり、森林環境税）、「暮らしを守る」分野が2件（地震防災、暴走族条例）となっており、「県政改革」の分野における進捗率の高さが目立つ。なかでも入札改革は、昨年度のC評価からA評価へと大きな進展をみた。
- B評価は17件であるが、C評価からB評価へとランクをあげた項目には、首都圏連合、道州制、自治基本条例、京浜臨海部活性化、新産業育成、子育て支援、高齢者介護がある。このうち自治基本条例は、D評価からB評価へと2段階アップとなった。また、犯罪対策はB評価としたが、検挙率は県が想定した目標値をはるかに超える数字を達成しており、マニフェストの目標値達成も手が届くところまできた。D評価からC評価へとランクを上げたのは、「教育再生」分野のコミュニティ・カレッジと英語学習である。他方で、「環境を守る」分野のリサイクルは、B評価からC評価へとランクを下げた。これは一般廃棄物のリサイクル率は向上しているものの、産業廃棄物の県内処理が進んでいないためである。C評価にとどまっている項目には、児童虐待と救急体制がある。D評価は、昨年度の4件から、不登校対策の1件のみとなった。
- 分野別に達成状況を見ると（図2）、「教育再生」の分野における目標達成度の低さがやや目立っている。不登校対策については支援率の向上は図られているものの、中学校における不登校生徒の比率は悪化しており、取り組みの成果が現れていない状況にある。英語学習は中長期的な課題といえるが、取り組みの成果を把握する努力が不十分といわねばならない。統計データの不足は、他の政策分野にも散見される。京浜臨海部活性化、リサイクル率、産業廃棄物の県内処理、児童虐待、救急体制がそうである。いずれも重要な政策課題であるから、評価指標を工夫し、評価のためのデータを収集・分析する努力を求めたい。

図2 分野別目標達成状況

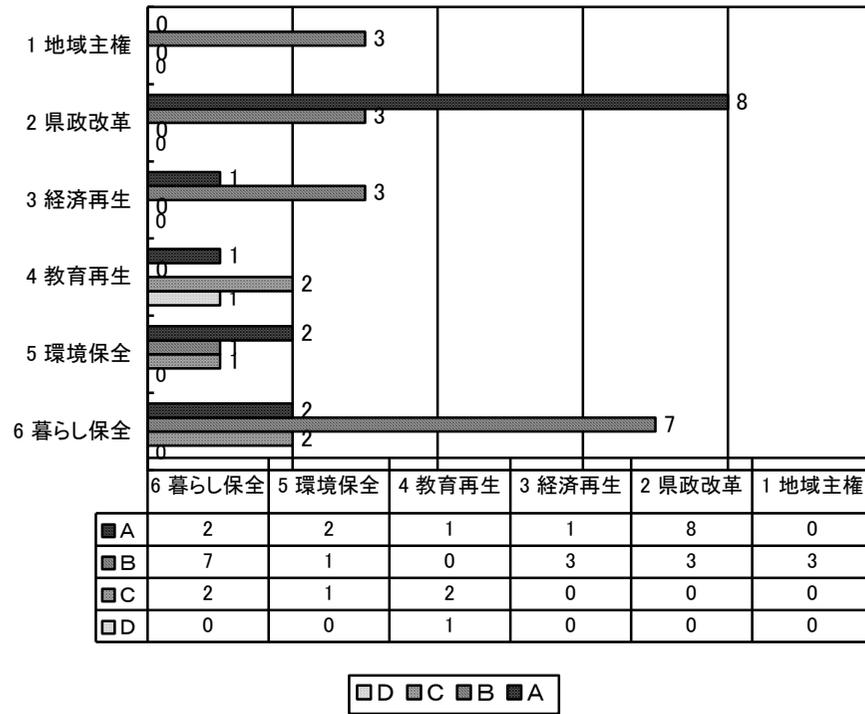
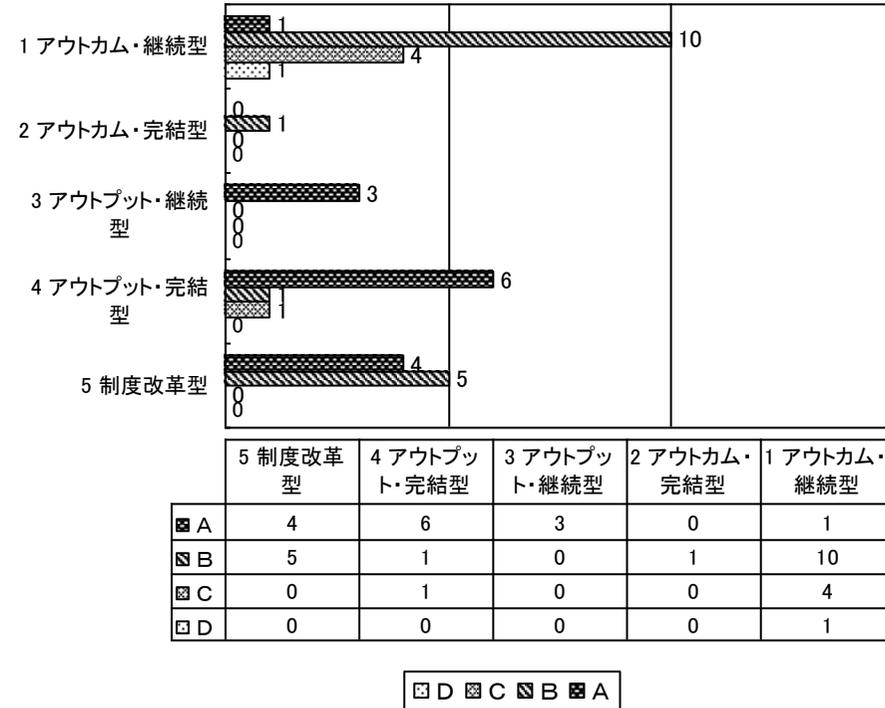


図3 政策タイプ別目標達成度



- ・なお、目標達成状況に関しては、政策のタイプによって達成状況の把握に違いが生じうることに注意する必要がある。委員会では、マニフェストの37の政策を、「アウトプット（事業化）」をもって目標達成とするもの、「アウトカム（成果）」を目標に掲げるもの、制度改革を目標とするもの、の3種類に分類し、それぞれに評価基準を定めて評価を実施した。この観点から全体の達成状況をみると、図3に示したように、アウトプット型の政策にA評価が比較的集中していることがわかる。アウトプット型の政策は、事業の推進によって成果が現れるものであり、A評価は行政による努力の現われと評価することができる。ただし、その際にいっそうの効率性を追求する努力を求められることは言うまでもない。
- ・他方で、アウトカム型の政策にB評価あるいはC評価以下のものが多いことがわかる。アウトカム型の政策は「経済再生」「教育再生」「暮らしを守る」の3分野に多くみられる。このタイプの政策には、地域社会の変化や事業の中長期的な成果を目標とするものが多く含まれており、それらは効果が発現するまで時間がかかったり、外在的な要因の影響を受けやすいことから、行政が相当の努力をしても成果に結びつきにくい性質がある。また、京浜臨海部活性化や救急体制や英語学習に示されているように、アウトカム型の政策については達成状況を把握するための指標やデータが未整備な場合も多く、それが評価を困難にしている場合がある。
- ・第5タイプの制度改革のなかには、税源移譲や道州制のように国の取り組みを求めるものが含まれており、その際には地方六団体としての団結や他の知事らとの連携が不可欠になるが、ここでは松沢知事の行動を中心に評価した。

アウトプットは、政策の実施の結果として提供されたサービス等の結果を指すもので、「地震防災対策の実施」などが該当する。
 アウトカムとは、そうしたサービス等によって地域社会にもたらされた影響（成果）を指すもので、「児童虐待のない神奈川」などが該当する。

・以上の結果を踏まえ、マニフェストの37項目の4割近くが目標を達成またはほぼ達成の見込みとなっており、それ以外の項目も大半が目標の半分以上を実現していることから、全体として目標達成状況は良好と評価できる。ただし、C評価以下のものも6項目（16%）残っており、これらについてはさまざまな要因が達成度の低さに関係していると思われるので、その要因分析に努める必要があることを今後の課題として指摘しておきたい。

(2) 行政対応の状況

・県の対応状況についても、昨年までと同様に、5段階区分で評価を行った。結果をみると、第5段階の「完了」が20件(54.1%)、第4段階の「実施中」が14件(37.8%)となっており、さらに取り組みが進んだことを示している。なお、「継続型」の政策の場合は、事業の「完了」という状況を想定することが難しいため、第4段階でも行政として十分な対応がなされている場合があることに注意する必要がある。

・第3段階の「準備・事業化」は道州制とコミュニティ・カレッジの2件だけとなり、第2段階の「方針決定・検討」は医療人材の1件のみとなった。このうち道州制とコミュニティ・カレッジは、昨年度の第2段階からの1段階アップしたものである。医療人材のみが昨年度と同じ第2段階にとどまったが、これについてはPT(理学療法士)やOT(作業療法士)の確保が進まない理由を検討し、改めて対応を考える必要がある。

・以上の考察から、全体的には、マニフェストの目標達成に向けた県の取り組みについては、第5段階の「完了」と第4段階の「実施中」の合計が9割以上に達していることから、全体として十分な対応・努力がなされていると評価する。注意すべき点は、行政対応状況が第4段階でありながら、目標達成状況がC以下のものが依然としてみられることである。これは行政の取り組みが成果につながっていない政策がなお存在することを意味している。不登校対策、英語学習、リサイクル、児童虐待対策、救急体制がこれに該当する。これらについては、対応方法自体を見直したり、適切な指標がない場合には新たに指標を開発するなどの工夫が必要ではなかったかという反省点が残るところである。具体的なことは政策別点検評価表の「総合的な所見」等の欄に記載したので、参考にしていきたい。

表2 行政対応の状況

段階区分	18年度 件数(割合)	17年度 件数(割合)	16年度 件数(割合)	15年度 件数(割合)
第5段階(完了・終了)	20(54.1%)	6件(16.2%)	2件(5.4%)	1件(2.7%)
第4段階(実施中)	14(37.8%)	27件(73.0%)	21件(56.8%)	10件(27.0%)
第3段階(準備・事業化)	2(5.4%)	1件(2.7%)	9件(24.3%)	12件(32.4%)
第2段階(方針決定・検討)	1(2.7%)	3件(8.1%)	4件(10.8%)	12件(32.4%)
第1段階(未着手・未改善)	0(0.0%)	0件(0.0%)	1件(2.7%)	2件(5.4%)

図4 行政対応状況の変化

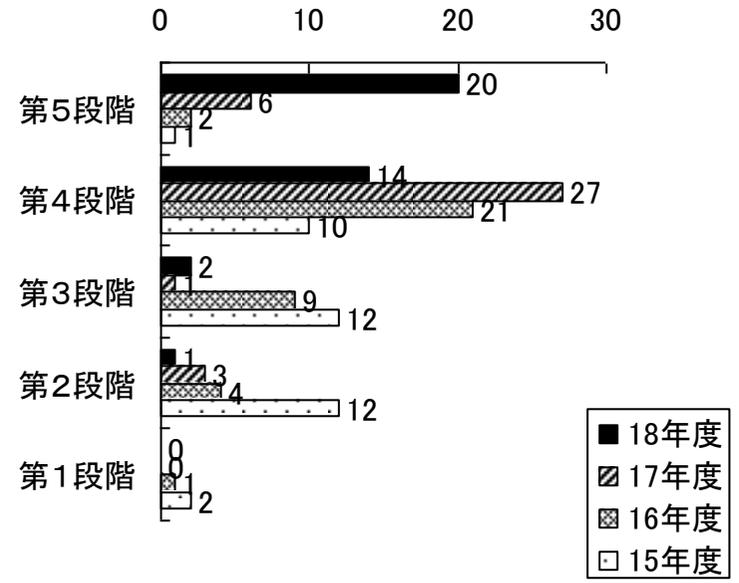
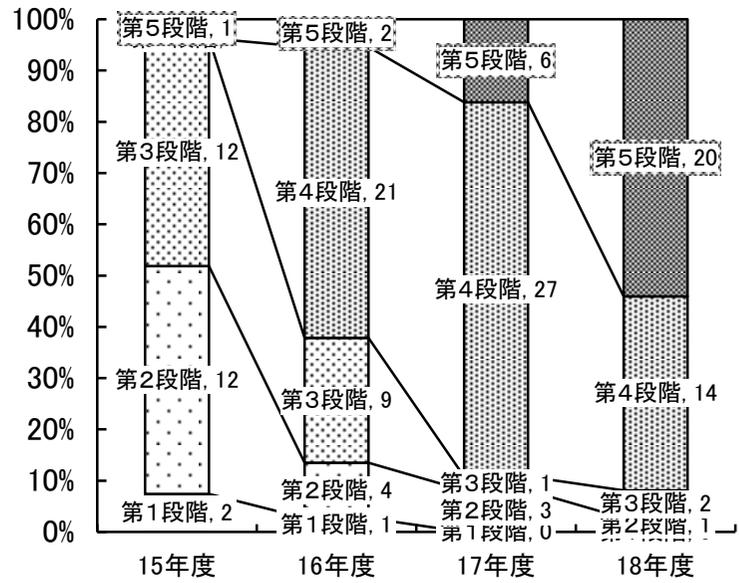


表3 政策別・分野別点検評価結果（一覧）

（注）下
段A～N
Aの数字
は各目標
達成状況
の件数を
示し、⑤
～①の数字
は行政
対応状況
の件数を
示す。

*
昨年度ま

では「学校改革」と記載していたが、内容を明確にするため、今年度は「不登校対策」と記載した。

I 地域主権			II 県政改革			III 経済再生			IV 教育再生			V 環境を守る			VI 暮らしを守る		
1 税財源移譲	B	4	4 情報公開	B	4	15 京浜臨海部	B	4	19 不登校対策*	D	4	23 水源の森林	A	5	27 子育て支援	B	4
2 首都圏連合	B	4	5 自治基本条例	B	4	16 新産業育成	B	5	20 県立高校改革	A	4	24 都市の自然	B	5	28 児童虐待	C	5
3 道州制	B	3	6 NPO支援	B	4	17 中小企業等	A	5	21 コミュニティ・カレッジ ^①	C	3	25 森林環境税	A	5	29 高齢者介護	B	4
			7 パートナシップ	A	5	18 ツーリズム	B	5	22 英語学習	C	4	26 リサイクル	C	4	30 医療人材	B	2
			8 チャレンジ市町村	A	5										31 救急体制	C	4
			9 職員・出先	A	5										32 男女共同	B	5
			10 人件費削減等	A	5										33 住基ネット	B	4
			11 県庁ワークシェア	A	5										34 地震防災	A	5
			12 県庁バンチャー	A	5										35 犯罪対策	B	5
			13 入札改革	A	5										36 暴走族条例	A	5
			14 民間人登用	A	5										37 基地縮小	B	5
A0, B3, C0, D0, NA0			A8, B3, C0, D0, NA0			A1, B3, C0, D0, NA0			A1, B0, C2, D1, NA0			A2, B1, C1, D0, NA0			A2, B7, C2, D0, NA0		
⑤0, ④2, ③1, ②0, ①0			⑤8, ④3, ③0, ②0, ①0			⑤3, ④1, ③0, ②0, ①0			⑤0, ④3, ③1, ②0, ①0			⑤3, ④1, ③0, ②0, ①0			⑤6, ④4, ③0, ②1, ①0		

2 マニフェストの推進と県政運営の課題

委員会の設置目的のひとつに、「マニフェストに基づく新しい行政運営のあり方を提案すること」が掲げられているように（設置要綱2条3号、資料編参照）、マニフェストの意義は、個々の政策目標を実現するだけでなく、これまでの行政のあり方を見直し、県民の視点に立って成果重視の新しい行政運営のスタイルを構築することにあると考える。そこで委員会では、各政策の進捗状況の評価だけでなく、松沢マニフェストの導入によって県政運営が全体としてどのように変わったか、またどのような課題が残っているかについても、点検評価を行ってきた。その一環として、今年度は政策評価の実施状況について調査するとともに、マニフェストによって県職員の仕事に対する意識や行動がどのように変化したのかを検討することとした。以下においては、これらの検討結果について委員会の所見を述べるとともに、今後の課題について提言したい。

(1) マニフェスト推進上の課題

- ・4年間の点検評価作業を振り返ると、マニフェストを推進する上でのいくつかの課題が見えてきたように思われる。今後のさらなるマニフェストの取組みに生かす意味で、これらの課題を記載しておきたい。
- ・第1に、行政の対応状況をみるかぎり、職員はマニフェストを使命（ミッション）と受け止め、その達成に向けて真摯に取り組んでいるものと評価できるが、なお目標達成が難しいと思われる場合には、政策目標の実現のための方策を思い切って見直すことも考えるべきである。その際には、庁内における連携協力を積極的に図るとともに、外部の意見を積極的に取り入れる柔軟さもまた大切であるとする。
- ・第2に、繰り返し指摘してきたことであるが、マニフェストの目標達成状況あるいは県の対応状況を測るためのデータや資料の工夫を求めたい。既成の統計データだけでは事業の進捗度や成果が十分に説明できない場合には、新たに指標を開発してデータを収集すべきである。さもなければ、たとえ相当の努力をしても評価されないことになり、ひいては県民や関係者の信頼を失いかねない。新規のデータ収集にはコストがかかるかもしれないが、県民に対する説明責任という観点から積極的に取り組んでほしい。
- ・第3に、マニフェストの実施状況を県民にわかりやすく説明するため、県が「神奈川力構想・白書」を作成・公表したことは評価したい。しかし、県の事業にどれだけの費用（コスト）が投下され、どれだけの成果があったのかという「効率性」に関する説明が県側から十分になされているとは言いがたい。効率性の測定は、委員会のマニフェスト進捗評価と直接関連するものではないが、マニフェストにかぎらず、行政のマネジメント・サイクルを機能させるうえでは不可欠のものである。こうした観点から今年度の進捗評価においては、県における政策評価の現状とマネジメント・サイクルについて検討を行い、委員会としての見解を次項のようにとりまとめたので、今後の参考にしていただければ幸いである。委員会としては、行政による不断の政策評価活動を通じて、行政職員の間には行政コストに対する意識が高まり、いっそうの成果を希求するマネジメント活動が全庁的に展開されることを期待する。

(2) マネジメント・サイクルの確立について

- ・昨年度の報告書では、マニフェストの目標達成状況や成果を正確に評価する際に「行政コスト」を把握する必要性について提言した。「行政コスト」の把握は、事業の効率性を測定し、より少ない資源でより多くの成果を生み出すためのマネジメントの基礎となるものであり、行政は「行政コスト」を政策の企画立案や政策評価のプロセスに取り込み、政策の質的向上をつねに図る必要がある。このPlan（計画）－Do（実施）－See（評価）のマネジメント・サイクルは、マニフェストの目標を効率

的かつ効果的に達成していくうえで必要であるばかりでなく、すべての県の政策や事業についても確立が求められるものである。

- なかでも、マネジメント・サイクルの柱となるのが政策評価である。県は平成15年度に119事業を対象に政策評価を実施したほか、平成18年度には「県の仕事の総点検」と称して3,500に及ぶ全ての事業の自主点検を実施し、平成19年度には自主点検を行った事業の一部について外部委員による外部点検とそれを踏まえた政策評価を実施するとしている。しかし、県が実施している政策評価の内容をみると、重要な政策や事業の成果を継続的に評価するものではなく、こまごまとした事業1本1本の継続の可否を評価することにもつばら視点が置かれており、全体としてマネジメントを意識したものとはなっていないと思われる。
- 政策評価は、アウトカム（成果）の達成にあたり、インプット（投入量）とアウトプット（産出量）を適切に使用しているかどうかを、成果指標等を用いてチェックするとともに、発見された課題を政策形成に結び付け、いっそうの改善を図るために行うものである。そして達成すべき目標を明確に設定し、その達成に向けて改善と工夫の作業を継続することで、コスト指向、成果指向、顧客指向へと行政を変革するものである。
- マニフェストの戦略プロジェクトにおいて、目標が具体的に設定されたことで、目標達成に向けた取り組みが促されたことを忘れないでほしい。その経験を踏まえて、今後は戦略プロジェクトだけでなく、県の全ての事業に対しても明確なアウトカム（あるいはアウトプット）の目標を設定し、マネジメント・サイクルを確立していくことを求めたい。

(3) 県職員の意識改革と行動変化

- 委員会では、4年間にわたるマニフェストの進捗状況を総括するにあたって、マニフェストが神奈川県職員の意識に与えた変化を把握する必要があると考え、平成18年12月から平成19年1月上旬にかけて県庁の幹部クラス（部長級）及び管理監督者クラス（課長級及び班長級）296名を対象にアンケート調査を実施した（回答は145名・回答率48.9%）。アンケートの質問項目は、マニフェストの内容の認識（問1）、職務におけるマニフェストへの意識（問2）、部下のマニフェストへの意識（問3）、県職員にとってのマニフェストの意味（問4）、マニフェストの行政への影響（問5）、マニフェストの具体的な影響（問6）、そしてマニフェスト導入のメリット・デメリット（問7）の7つである。ここでは、結果の概要を述べることにするが、アンケート調査の結果とデータについては報告書の資料編に収録したので、そちらを参照されたい。

ア. マニフェストの内容の認識について(問1)

まず、マニフェストの内容の認識度については、県の幹部や管理監督者の4割近くがマニフェストの内容を「よく知っている」と回答した。階層別にみると、部長級が78.6%、課長級が49.3%、班長級が17.2%となり、階層が高いほど認識度が高いことがわかる。「ある程度知っている」(58.8%)という回答と合わせると、全体の96.6%を占め、管理監督者以上の職員の間ではマニフェストはかなり幅広く認識されているといえる。

イ. 職務中のマニフェストへの意識について(問2)

次に、職務の中でマニフェストを意識することがあるかをたずねると、「よく意識する」(26.9%)と「ときどき意識する」(43.4%)をあわせると、102名(70.3%)が職務の中でマニフェストの内容をしばしば意識していると回答した。また階層別では、階層が高くなるにつれて意識する頻度が高くなる。自由回答欄では、どういう場面で意識するかを質問したところ、もっとも多いのは「日常業務のとき」(例：担当する事業の実績をまとめるとき等)であり、次いで「総合計画等の業務のとき」が多く、「他の施策を検討するとき」「予算編成のとき」などもあがった。

ウ. 職員の職務中のマニフェストへの意識について(問3)

この質問は、自分の部下たちのマニフェストの認識度をたずねたものである。結果をみると、「多くの職員が意識している」が24.1%、「半数以上の職員が意識している」が15.9%となっており、あわせても40%となっている。一方、「全く意識していない」という回答も20%あり、部下たちのあいだではマニフェストはさほど意

識されていないとみているようである。もっとも、部下のマニフェストの認識度については所属先によっても違いがあるので一概に意識が低いと言うことはできない。

エ. 職員にとってのマニフェストの意味について (問4)

幹部や管理監督者のマニフェストの受け止め方をみると、「マニフェストは首長が有権者と交わした約束だから職員がこれを実現するよう努力する必要がない」という見方に対しては、「どちらかといえば反対」とする回答が 55.9%と過半数を占めた。自由回答をみると、「県民に選ばれた知事の方針だから」という意見や「行政のトップの方針だから」という意見が多く見られたが、いずれにせよ管理職らの多くはマニフェストを使命として受け止めているといえよう。

オ. マニフェストによる県行政の変化について (問5・問6)

これは、今回のアンケート調査で最も聞いてみたかった項目である。回答結果をみると、約8割の職員が「変化した」と回答しており、マニフェストが行政に与えた影響の大きさがわかる。回答内容をみると、「4年間のなかでの成果や実績を意識するようになった」「数値目標へのスピード感が醸成された」といった指摘が多い。ただし、「マニフェストの実施率を追うような本末転倒の状況が出現している」といった意見も少数ながら寄せられた。次いで問6では、マニフェストが行政にもたらした効果を分野別にたずねた。その結果は表4のとおりであり、「知事のリーダーシップの強化」「政策形成機能の強化」、「県民の県政への関心の高まり・県民との対話の促進」、「成果主義の発想の浸透」、「議会と執行機関の政策論争の活性化」について効果があったとする回答が多く寄せられた。他方で、「効果がなかった」とする回答は、「一般職員の自主性・自発性の発揮」や「コスト意識の浸透」にやや多くみられる結果となった。

カ. マニフェスト導入のメリット・デメリット (問7)

アンケートの最後に、マニフェストの導入が県の行政にもたらした影響について、「よくなったこと」と「悪くなったこと」を具体的に記述してもらった(記載者は約110名)。その内容をみると、「よくなったこと」については、「目標・方針の明確化」を指摘する意見が最も多く、次いで「知事の方針・考えの明確化」を指摘する意見、さらに「目標管理等の効果」を指摘する意見が多かった。これに対して、「悪くなったこと」としては、「数値目標・成果主義の行き過ぎ」を指摘する意見が最も多く、次いで「他の施策・事業の軽視」や「長期的な取組みの軽視」を指摘する意見が多くみられた。委員会では、これらの意見のなかには貴重な指摘も多く含まれていると考え、報告書の資料編に全回答をほぼ原文どおりに掲載したので、今後の行政運営の参考にしていただきたい。

表4 マニフェストによる県行政への効果（事項別）

	知事のリーダーシップの強化	部長・課長のリーダーシップの強化	一般職員の自主性・自発性の発揮	政策形成機能の強化	「成果主義」の発想の浸透	「コスト意識」の浸透	議会と執行機関の政策論争の活性化	県民の県政への関心の高まり・県民との対話の促進
①大いに効果あった	32 (22.1%)	6 (4.1%)	3 (2.1%)	12 (8.3%)	15 (10.3%)	9 (6.2%)	22 (15.2%)	9 (6.2%)
②ある程度効果あった	90 (62.1%)	83 (57.2%)	59 (40.7%)	96 (66.2%)	81 (55.9%)	65 (44.8%)	73 (50.3%)	94 (64.8%)
③効果なかった	7 (4.8%)	27 (18.6%)	45 (31.0%)	14 (9.7%)	26 (17.9%)	40 (27.6%)	35 (24.1%)	17 (11.7%)
④わからない	0 (0%)	29 (20.0%)	38 (26.2%)	23 (15.9%)	23 (15.9%)	30 (20.7%)	15 (10.3%)	25 (17.2%)
NA	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.7%)	0 (0%)	0 (0%)
合計	145 (100%)	145 (100%)	145 (100%)	145 (100%)	145 (100%)	145 (100%)	145 (100%)	145 (100%)

（「問6：マニフェストの導入によって、県の仕事の進め方や組織運営において次のような効果があったと思いますか」に対する回答の集計）

- アンケート調査の結果を総合的にみると、マニフェストは確実に県の行政に変化をもたらしているといえそうである。知事のリーダーシップのもとで、政策形成機能の強化が図られるとともに、マニフェストの実現をつうじて県民との対話が促進されたとすれば、それらはポジティブな変化といえる。そして県職員の意識も徐々に変化してきているようである。職員のあいだには成果主義の発想が浸透し、スピードを意識した行政運営が心がけられるようになっている。その一方で、一般職員の自主性や自発性の発揮やコスト意識については、やや低い数字にとどまっている。これは今後も組織の体質改善に向けたいっそうの取り組みが求められることを意味している。
- 最後に、今回のアンケート調査は、県の幹部や管理監督者を対象に実施したものであって、県の全職員の意見を聞いたものではない。したがって、マニフェストが行政の仕事ぶりや職員の意識改革にもたらす影響を把握するという観点からは、今後さらに精度の高い調査を実施する必要がある。これについては今後の課題としたい。

3 分野別・政策別の点検評価結果

松沢マニフェストの37の政策についての分野別および政策別の点検評価の結果は、以下のとおりである。なお、点検評価表の見方については、下記の【参考】を参照していただきたい。

【参考】点検評価表の見方（記載要領）

1) 分野別点検評価表について

- ・本表は、いずれの欄も委員会として記載したもの。
- ・「1. 政策別点検評価の結果」は、政策別点検評価結果の要点を一覧表にまとめたもの。
- ・「2. 目標達成の状況」及び「3. 対応の状況」は、それぞれの評価結果を件数で記載するとともに、【評価】では当該分野の特徴、課題等を文章で記載。
- ・「3. 総合的な所見」は、当該分野の進捗状況について、概括的なコメントを記載。

2) 政策別点検評価表について

- ・本表は、マニフェストの内容から県の対応状況までの「事実関係」を整理するとともに、委員会としての点検評価結果を記載するものである。この1枚で当該政策に関する情報を集約して整理しており、点検評価の作業記録としての役割も持っている。1から4までは、概ね時間的な流れにそって分類した。
- ・「1. マニフェストの内容（概要）」はマニフェストの中心部分をそのまま引用している。
- ・「2. 県の方針と目標等の異同」は、当該政策に関して総合計画等に定められた規定を抽出するとともに、マニフェストの内容とどこが違っているか、整理したものである。マニフェストを行政組織としての県がどう受けとめているかを示している。記入は、県担当部局の協力を得て事務局で行った。
- ・「3. 目標達成と対応の状況」は、目標達成の状況と行政対応の状況については、それぞれの進捗状況（事実関係）を記載するものである。「目標達成の状況」は、県担当部局の協力を得て委員会側で記入した。「県の対応の状況」は、県の担当部局からの情報提供（資料提供、ヒアリング調査）に基づいて委員会側で記入した。
- ・「4. 点検・評価結果」はすべて委員会の責任において記載するものであり（県側はまったく関与していない）、担当委員を中心に検討して記入した。「政策のタイプと目標の明確化」は、評価に先立って目標等の内容や性格を明確化するものであり、これによって評価の方法などに差異が生じるものである。「総合的な所見」は、評価結果とは直接関係しないが、必要に応じて、県において留意すべき点や今後の課題について記入するものである。

松沢マニフェスト・分野別点検評価表（PART 1 日本を変える：地域主権）

1. 政策別点検評価の結果			2. 目標達成の状況	3. 対応の状況
政策	目標達成度	対応段階区分	目標達成度	対応段階区分
政策1 国から都道府県へ5.5兆円の税財源の移譲を勝ち取り、県税収の1,400億円増収を図る。	B【昨年度B】	第4段階 【昨年度：第4段階】	目標達成度 A 0件 B 3件（税源移譲、首都圏連合、道州制） C 0件 D 0件 NA 0件	対応段階区分 第5段階 0件 第4段階 2件（税源移譲、首都圏連合） 第3段階 1件（道州制） 第2段階 0件 第1段階 0件
政策2 「首都圏連合」の設置を提案し、首都圏全域を対象とする広域政策を推進する。	B【昨年度C】	第4段階 【昨年度：第3段階】	【評価】 ・地方が一丸となって取り組んだ結果「三位一体」改革が進展し、税源移譲による県税収入の増加が達成された。 ・第1回首都圏連合フォーラムが神奈川県で開催され、首都圏連合構想の具体化が一步進んだ。 ・知事による道州制の提案に加えて、県庁においても広域自治制度研究会の最終報告書がとりまとめられた。	【評価】 ・県として「(仮称)三位一体改革推進法」の早期制定に向けて取り組み、税源委譲による県税の増収が図られた。 ・松沢知事の発議による「首都圏ツーリズム基本構想」にもとづき、県が「21世紀の船出プロジェクト」をとりまとめたことは、首都圏連合に向けた積極的な行動と評価できる。 ・神奈川県広域自治制度研究会の最終報告書が提出され、道州制導入における課題が整理された。
政策3 現行の「都道府県制」から「道州制」への転換を提案し、分権型の地域主権国家の実現を図る。	B【昨年度C】	第3段階 【昨年度：第2段階】	4. 総合的所見	
			<p>・税収増は確かに目標をクリアしたが、国税・地方税の比率や地方交付税制度の見直し作業はこれからが正念場になるので、引き続き他自治体と連携して国に強く働きかけていく必要がある。</p> <p>・首都圏連合は基本構想から具体化の段階に入りつつある。八都府市の連携をさらに強め、広域連合設置に向けて積極的に取り組む必要がある。</p> <p>・広域連携の強化に取り組むとともに、道州制への移行を想定し、具体的な制度設計の検討に着手すべきである。</p>	

松沢マニフェスト政策別点検評価表（1-1）

政策 1（税源移譲）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 国から都道府県へ 5.5 兆円の税財源の移譲を勝ち取り、<u>県税収</u>の 1,400 億円増収を図ります。</p> <p>【目標】 ・現行 6：4 で配分されている国税：地方税の比率が、5：5 となるよう、国税のうち 5.5 兆円程度の税源（所得税から 3.0 兆円、消費税から 2.5 兆円）を地方に移譲するなど、税制改革に取り組みます。 ・これにより、<u>神奈川県</u>の税収は約 1,400 億円の増収となります。（5.5 兆円を 1999 年の全地方税収入 3.5 兆円に占める<u>県税収</u>の割合で按分）</p> <p>【方法】 ・首長有志で連携するとともに、政党に働きかけ、<u>県民・国民の理解</u>を求め、<u>国に税制改革を求めます。</u></p>	<p>(1) 県の方針 (地域主権実現のための中期方針上の定め) IV-6 税財源の移譲実現に向けた取り組み 県民生活から見た望ましい地方税財政制度のあり方について議論し、<u>税源配分見直しの必要性</u>への県民の理解を深めていただきながら、他の自治体とも連携しつつ、様々な場を通じて<u>国に対して強く働きかけ</u>を行っていきます。</p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし ・(誤記等) 本文：国から都道府県→国から地方 本文：県税収→県税収 (市町村交付金を含む) 目標：神奈川県税収→神奈川県税収(市町村交付金を含む) 目標：全地方税収入 3.5 兆円→3.5 兆円 図 1-2：地方交付税等 115,549 百万円→155,549 百万円</p> <p>(3) 担当部課 総務部税務課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・第 1 期改革として、国から地方への 3 兆円規模の税源移譲が決定(H17.11)。 ・神奈川では、平成 17 年当初で税源移譲予定特例交付金 383 億円と所得譲与税 447 億円の合計 830 億円、平成 18 年度当初で所得譲与税 1,638 億円と、国庫補助負担金の改革所要額を上回る税源移譲があった。 ・平成 19 年度から、個人住民税の 10%比例税率化により、所得税から個人住民税への税源移譲が実施される。 ・県が制定を要望した「(仮称)三位一体改革推進法」の趣旨に沿った「地方分権改革推進法案」が国会に提出(H18.10)され、可決成立した。</p> <p>(2) 対応の状況 【他団体と協調した取組】 ・八都県市で「三位一体改革を通じた地方財政基盤の強化に関するアピール」(H15.11)、「三位一体改革に関する緊急意見」(H15.12)を発表。 ・地方六団体が、8 兆円程度の税源移譲を求める「国庫補助負担金等に関する改革案」を提出(H16.8)。 ・八都県市で、法定受託事務の返上等を含め、重大な覚悟をもって対応する「三位一体の改革」に関する意見を表明(H16.11)。 ・八都県市で、真の地方分権型行財政システムを早期に確立するため、「今後の『三位一体改革』に関する八都県市の意見」を表明(H17.6)。 ・八都県市で、三位一体改革の第 2 期改革の工程の明示と、改革を総合的・計画的に進めるための新たな法律の制定などを求める意見を表明(H17.11)。 【県独自の取組】 ・税源移譲を含む三位一体改革の早期実現を国へ要望(H15.7、H16.7)。 ・神奈川県地方税制等研究会の下部組織として「税と暮らしを考える専門部会」を設置(H15.9)。この検討を経て、神奈川県地方税制等研究会が「地方税財政制度のあり方に関する報告書」を知事に提出(H16.11)。さらに、第 2 期の専門部会が報告を提出(H17.12)。研究会から「真の分権改革の実現に向けた地方税財政制度改革のあり方」の意見を知事に提出(H18.5)。 ・庁内にプロジェクトチームを設置し、「三位一体改革推進法案」を作成(H16.12)。全国知事会に「(仮称)三位一体改革推進法要綱試案」を提出(H17.1)。 ・「(仮称)三位一体改革推進法」の早期制定を要望(H17.7)。 ・平成 19 年度からの本格的な税源移譲に向けて、税源移譲についてわかりやすく解説した職員手作りの広報用 DVD ビデオを作成(H18.9)。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第 5 タイプ（制度改革 B 型） ・既存の取組みの拡充・発展 ・方針の変更でなく、誤りの訂正</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度 B 【昨年度：B】 18 年度当初予算において所得譲与税 1,638 億円、国庫補助負担金の改革所要額を上回る税源移譲があった。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第 4 段階【昨年度：第 4 段階】 八都県市で、三位一体改革の第 2 期改革の工程の明示と、改革を総合的・計画的に進めるための新たな法律の制定などを求める意見を表明したほか、県として「(仮称)三位一体改革推進法」の早期制定に向けて取り組んだ。</p> <p>(4) 総合的な所見 税収増は神奈川県知事の努力のみで達成されるものではないが、八都県市による国への働きかけなど、なしうる努力は行っている。税収増は確かに目標をクリアしたが、国税・地方税の比率を 5：5 にする作業や地方交付税制度の見直しはこれからが正念場になるので、引き続き他自治体とも連携して国に強く働きかけていく必要がある。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（1-2）

政策2（首都圏連合）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 生活圏、経済圏の拡大に伴う行政課題の広域化に対応して、新たな広域政府「首都圏連合」の設置を提案し、首都圏全域を対象とする広域政策を推進します。</p> <p>【目標】 ①モータリゼーション（自動車交通の発達）等に伴い、住民の生活圏や経済圏が拡大する中で、首都圏全体で対応すべき広域的な課題が増大しています。EU（ヨーロッパ連合）が国の壁を乗り越えてつくられたように、神奈川、東京、千葉、埼玉等が参加する新たな広域政府（自治のシステム）として「首都圏連合」の設立を神奈川から提案します。 ②首都圏連合は、各都県の権限はもとより、国の権限の移譲を受けて、交通、環境、産業、防災等の首都圏政策を計画的に展開します。</p> <p>【方法】 ①「首都圏連合」は地方自治法上の「広域連合」の一つとして設置します。 ※広域連合は市町村が介護保険事業等を目的として設置した例は多いが、都道府県同士で結成した例はありません。 ②首都圏連合には、各知事（または住民）の選挙により「連合長」を、また各議会（または住民）の選挙による議員で構成される「連合議会」を設置します。 ③首都圏連合では、現在国が策定している首都圏整備計画に代えて、連合独自の「首都圏広域計画」を策定し、上記政策の推進を図ります。</p>	<p>(1) 県の方針 （地域主権実現のための中期方針上の定め） IV-8 県域を超えた広域行政課題の対応に向けた自治体連携の強化 環境問題、防犯・防災対策、観光など、<u>県域を超えた広域行政課題の増加に適切に対処するため、八都県市や富士箱根伊豆交流圏における自治体の新たな連携強化に向けた取り組みや仕組みづくりなど、近隣の自治体との協調・連携を強化します。</u></p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし ・当面は、具体的な首都圏の自治体の新たな連携強化のあり方や仕組みづくりを推進。</p> <p>(3) 担当部課 企画部広域行政課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・首都圏連合について提案(H15.11)。知事の提案に基づき、首脳会議で決定した課題について集中して検討を行う事務局（首都圏連合協議会）を設置(H16.6)。 ・八都県市の首脳と経済界の代表等による「第1回首都圏連合フォーラム」を神奈川県で開催（H18.11） ・国土総合開発法改正により、今後は地方も参画して「広域地方計画」を策定することとなった。</p> <p>(2) 対応の状況 〔首都圏連合の設置提案〕 ・「21世紀の県政を考える懇談会」を設置(H15.6)して首都圏連携の強化に向けた検討を実施。同懇談会に「広域政策検討部会」を設置（H15.7）し、首都圏が抱える広域的課題等に首都圏連合について議論の叩き台を作成。 ・八都県市首脳会議において、知事が「首都圏連合の設置」について説明し、その設置をめざした検討組織を設けることを提案。「八都県市の今後の広域連携の強化検討会議」の設置を決定（H15.11）。 ・知事が雑誌「VOICE」に「首都圏連合が日本を変える」を発表（H15.12）。朝日新聞に寄稿（H15.12）。 ・八都県市首脳会議において、首脳会議で決定した課題について集中して検討を行う事務局（首都圏連合協議会）の設置を合意。（H16.5） ・八都県市首脳会議において、知事から「首都圏連合協議会の機能強化」を提案(H17.5)。また、「首都圏連合フォーラムの開催」を提案し、合意(H17.11)。具体化に向けた取り組みの一つとして「四都県知事及び四都県商工会議所連合会会頭等の懇談会」を開催（H18.3）。 〔首都圏広域計画〕 ・四都県知事会議において、知事から、国が策定している首都圏整備計画を「首都圏再生計画」として策定できるよう権限委譲を行うよう提案（H16.2） ・八都県市首脳会議において、知事から「新たな首都圏再生のための計画」について説明し、国が国土計画体系の見直しの中で首都圏整備計画に代わり策定を検討している「広域ブロック計画」の可能性と課題の研究や首都圏の目指すべき将来像の検討などを提案し、合意。（H16.5） ・国土総合開発法改正により、今後は地方も参画して「広域地方計画」を策定することとなった(H17.7)。 〔広域連携の強化〕 ・八都県市首脳会議において、知事から「TOKYO BAY ツーリズムの推進」の研究を提案し、合意。これを受け、「首都圏ツーリズム研究会」を設置（H16.11） ・八都県市の共通の認識で取り組みことのできる展開方向を検討し、「首都圏ツーリズム基本構想」を取りまとめた（H17.11）。 ・県の提案に基づき、東京湾における旅客船の運航実験や広域周遊モデルコースなど、八都県市による「21世紀の船出プロジェクト」の具体化に着手(H18.11)。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第5タイプ（制度改革B型） ・新規の取り組み</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度B【昨年度：C】 第1回首都圏連合フォーラムの開催は「首都圏連合」設置につながるものと評価。また「21世紀の船出プロジェクト」が具体化されたが、これは「首都圏全域を対象とする広域政策の推進」を実現するものと判断した。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第4段階【昨年度：第3段階】 「首都圏ツーリズム基本構想」に基づき「21世紀の船出プロジェクト」を県が取りまとめたことを評価。</p> <p>(4) 総合的な所見 首都圏連合のかたちは見えてきたが、「広域連合」設置に向けた制度設計の議論は進んでいない。「首都圏広域計画」の策定に向けて、さらに積極的に取り組んでもらいたい。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（1-3）

政策3（道州制）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 すでに130年が経過した現行の「都道府県制」から「道州制」への転換を提案し、分権型の地域主権国家の実現を図ります。</p> <p>【目標】 ①現行の「都道府県制」は約130年前の廃藩置県の際につくられ、すでに社会需要に合致なくなっています。分権型の地域主権を実現するには、これを廃止し、「道州制」への転換を進める必要があります。 ②「道州」は全国で10～11設置するものとしませんが、当面、地域を限って導入することも可能とします（一国多制度）。</p> <p>【方法】 ①道州制に関する研究を進め、道州制に関する「提言」を公表します。 ②知事等の有志による推進組織を結成し、道州制への移行のための「10年計画」を策定し、各政党や国民への働きかけを行います。 ③地方自治法等の法律において、自治体として「道・州」と「市・町」を設置することを定め、道州制への移行を実現します。 ④あわせて市町村の権限・財源を強化し、市町村中心の地方自治を実現します。</p> <p>【期限】 18年までに道筋をつくり、2015年（平成27年）までの実現を目標とします。</p>	<p>(1) 県の方針 (地域主権実現のための中期方針上の定め) IV-9 道州制等の将来の広域自治体のあり方の研究 道州制など、将来の広域自治体のあり方は、我が国の国・地方を通ずる行政体制の根幹に関わる問題であることから、<u>研究を深め、その結果を「提言」にとりまとめ、公表します。</u></p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし ・当面は、都道府県のあり方を幅広く検討するという視点から、道州制だけでなく、都道府県合併なども含めて、幅広く広域的自治体のあり方を検討する。</p> <p>(3) 担当部課 企画部広域行政課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・広域自治体のあり方について、県として「提言」を行うため、神奈川県広域自治制度研究会を設置し、検討を進めている。研究会では、16年度末及び17年度末にそれぞれまとめを行った。 18年度中には検討を行った将来の広域自治体のあり方について、その結果を「提言」にとりまとめ、公表することとしている。 ・知事として、中央公論5月号において、国民への働きかけとして、「道州制は国・地方を通じた究極の構造改革だ」と題して、道州制への転換を具体的な提言として公表(H18.4). ・第28次地方制度調査会の「道州制のあり方に関する答申」(H18.2.28)や、道州制を担当する大臣の設置(H18.9)などが行われた。 ・道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案が国会に提出された(H18.5). ・全国都道府県知事会議において、安倍総理から「将来の道州制の本格的導入に向け、国民的議論の前提となる道州制ビジョンの検討を進める」と発言があった。(H18.11.24)</p> <p>(2) 対応の状況 [国における検討] ・第27次地方制度調査会（総理大臣の諮問機関）の答申（H15.11.13）において道州制導入について検討する旨を答申。 ・これを受けて第28次地方制度調査会（H16.3～）では道州制の導入について本格的な検討を進め、「道州制のあり方に関する答申」(H18.2.28)で、道州制の制度設計や導入に関する課題を答申した。 [県における対応] ・「21世紀の県政を考える懇談会」（通称・経営戦略会議）を設置(H15.6)して道州制に関する意見交換を実施。 ・地方分権フォーラムを開催し、道州制などこれからの自治体のあり方について、学識者、県民及び自治体関係者等の参加を得て議論（H16.1） ・神奈川における道州制のあり方、道州制の実現に向けた検討を行うため、21世紀の県政を考える懇談会に「道州制検討部会」を設置。(H16.6 設置、委員6名、部会長花岡信昭氏（政治評論家）、会議3回開催) ・「地域主権実現のための中期方針」に基づき、道州制等の広域的な自治のあり方について、本県として独自に検討するため、「神奈川県広域自治制度研究会」を設置。18年12月5日に最終報告書を提出した。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第5タイプ（制度改革B型） ・新規の取組み ・道州制に限定せず、広域的な連携を検討するという県のスタンスは、マニフェストを変更するものではない。</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度B【昨年度：C】 国における道州制導入に向けた検討の本格化に松沢知事の積極的な行動が与えた影響力は少ないと考える。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第3段階【昨年度：第2段階】 神奈川県広域自治制度研究会の最終報告書がまとまり、道州制についての具体的な検討結果が示された。</p> <p>(4) 総合的な所見 ・広域自治制度研究会の最終報告書が提出されたが、「18年までに道筋」をつくるという段階には至っていない。また「市町村中心の地方自治の実現」のための権限・財源の強化も今後の課題にとどまっている。今後は最終報告書に述べられているように、広域連携の一層の推進を図るとともに、市町村への権限委譲にも積極的に取り組みながら、道州制導入における課題の検討を深めていくべきである。</p>

松沢マニフェスト・分野別点検評価表（PART 2 神奈川県で県政を変える・県政改革）

1. 政策別点評価の結果			2. 目標達成の状況	3. 対応の状況		
政策	目標達成度	対応段階区分	目標達成度	対応段階区分		
政策4 情報公開	B【B】	第4段階 【第4段階】	<p>A 8件（パートナーシップ、チャレンジ市町村制度、出先機関等統廃合、職員削減・人件費削減、県庁ワークシェアリング、県庁ベンチャー、入札改革、幹部職への民間人登用） B 3件（情報公開、自治基本条例、NPO支援） C 0件 D 0件</p> <p>【評価】 8政策がマニフェストの目標を達成した。Bと評価された政策にも、アウトカム型で達成のハードルが高いため、やむを得ないものが含まれる。それらは、知事の権限が及ばない機関が目標達成を妨げた情報公開や分母（人口）が大きくて順位が上がらないNPO支援である。また、自治基本条例の方向性を示したことは評価できる成果であり、具体案作成に時間をかけ県民の参加を得る選択をしたことは理解できる。 出先機関・第三セクターの削減や職員削減など困難な課題を達成したことは高く評価したい。入札改革については、議会や建設業界等の反対をおして新制度を導入したことは大きな成果といえるが、18年度内に完全実施され、かつ公正な競争が十分確保される（落札率が十分低下する）ことを見込んだ上での評価であることを強調しておく。以上をまとめると、この分野は、ほぼ完全達成に近い結果となっており、県民との約束を十分に果たしたといえる。</p>	<p>第5段階 8件（パートナーシップ、チャレンジ市町村制度、出先機関等統廃合、職員削減・人件費削減、県庁ワークシェアリング、県庁ベンチャー、入札改革、幹部職への民間人登用） 第4段階 3件（情報公開、自治基本条例、NPO支援） 第3段階 0件 第2段階 0件 第1段階 0件</p> <p>【評価】 8政策で第5段階、3政策で第4段階の対応がなされた。マニフェストに示された取り組みは、質・量ともにほぼ十分に行われたといえる。 ただし、人口当たりNPO数をトップクラスにする目標のように、政策資源の投入量に比例して結果が伴わない政策については、取組み方向が適切であったかの検証が必要になる。また、情報センターのNPOと協働した運営のように、担当部局において最初から取り組みが放棄された政策もあった。逆に、自治基本条例のように、担当部局が検討のみを目標としていたところを押し返して、実現の前段階にまでこぎつけた政策については、その努力を評価する。</p>		
政策5 自治基本条例	B【D】	第4段階 【第4段階】				
政策6 NPO支援	B【B】	第4段階 【第4段階】				
政策7 パートナーシップ	A【B】	第5段階 【第4段階】				
政策8 チャレンジ市町村制度	A【B】	第5段階 【第4段階】				
政策9 職員削減等（出先機関等統廃合）	A【B】	第5段階 【第4段階】				
政策10 職員削減・人件費削減	A【B】	第5段階 【第4段階】				
政策11 県庁ワークシェアリング	A【B】	第5段階 【第4段階】				
政策12 県庁ベンチャー支援制度	A【A】	第5段階 【第5段階】				
政策13 入札改革	A【C】	第5段階 【第5段階】				
政策14 幹部職への民間人登用	A【A】	第5段階 【第5段階】				
					4. 総合的な所見	
					マニフェストで示された目標の大部分を達成し、提案された政策のほとんどを実施した。特に、人件費削減や入札改革のように抵抗の強い目標を国の方針が出る前に実現したことを評価したい。また、NPOとの協働や県庁ベンチャー、民間人登用のように、県庁の行政文化を変える取り組みを着実にこなし、結果として、変化の兆しが現れてきている。	

松沢マニフェスト政策別点検評価表（2-1）

政策4（情報公開）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 「県民との情報共有化」を進めるため、知事交際費を全面公開するなど徹底した情報公開を行い、「情報公開度」ベスト3をめざします。また、<u>県が開催する会議は、一部の例外を除いてすべて公開します。</u></p> <p>【目標】 ①神奈川県は、都道府県で初めて公文書公開条例を制定した情報公開先進県でしたが、その後の対応不足により、現在、市民団体調査による「情報公開度」は全国11位となっています。この数字は限られた項目による評価ですが、目安になる数値であり、神奈川県がもはや情報公開先進県ではないことは事実です。私は、これを少なくとも3位まで引き上げます。 ②インターネット等による県からの情報提供を進めるとともに、知事が地域に出かけて県民と意見交換を行う「タウンミーティング」を開催します。</p> <p>【方法】 ①知事等の交際費、職員の出張費を全面公開するとともに、警察関係文書や外郭団体・第三セクターの文書についても関係機関と調整のうえ公開します。 ②インターネットや郵送により、自宅にいながら情報公開請求ができる仕組みを導入し、請求手続の簡素化・迅速化を進めます。 ③情報公開・情報提供の窓口を「県民情報センター」として整備し、その運営をNPOに委託することにより、県民の立場に立って情報公開や情報提供を進めます。 ④県が主催する会議については、プライバシー等にかかわるものを除いて、公開します（あらかじめ開催予定を公表し、県民や報道機関の方々には誰でも傍聴できるものとします）。</p> <p>【期限】 15年度一部実施、16年度から全面実施</p>	<p>(1) 県の方針 (行政システム改革の中期方針上の定め) IV-2 公正性、透明性の向上 (1) 情報公開の一層の推進 県政の一層の公正性、透明性の向上を図るため、<u>県主催会議（県の附属機関等の会議）の原則公開の徹底や積極的な情報提供に努めます。</u></p> <p>(2) 県民参加の充実 県民との対話による県政の一層の推進を図るため、県民と知事が直接対話する神奈川 <u>ふれあいミーティングの開催など、県民参加の充実に努めます。</u></p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし ・「情報公開度」は、調査対象項目が一部を除いて毎年異なっていることから、県行政の透明度に対する参考指標とし、改善を要するものは取り組む。 ・情報公開・情報公開の窓口のNPOへの運営委託については、NPOと協働した取組みを幅広く検討。</p> <p>(3) 担当部課 県民部情報公開課・広報県民課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・17年度情報公開度全国9位（15年度32位、16年度5位） ・18年度オンブズマン調査項目と対応状況は以下のとおり ①退職者の再就職状況一覧⇒神奈川県資料がモデルに ②16、17、18年度本庁舎清掃業務委託の入札結果調査⇒県政情報センターで公開されている。 ③平成17年度政務調査費収支報告書と領収書等添付書類類 ⇒提出を求める制度がなく文書そのものが存在しない。 ④平成18年度総務関係常任委員会会議録直近2回分 ⇒議事録が県政情報センターで公開されている。 ⑤県警捜査1課の捜査報償費支出に関する資料 ⇒一部のみ公開可。</p> <p>③⑤を除いて対応できるため、大きく順位を下げることはないが、議会政務調査費が原因で上昇も望めないと予想する。 ・タウンミーティングとして 「知事と語ろう！神奈川ふれあいミーティング」（参加者数H15:2,993人、H16:2,362人、H17:1,795人） 「移動知事室」（県内8地域、H16～） 「ウイークリー知事現場訪問」（H17～） 「マンスリー知事学校訪問」（H17～） ・インターネットによる提供情報の充実 知事交際費（H16～）、全事業の予算見積書（H17～） 県政の重要かつ基本的な情報について、県自らに公表を義務づける情報公表制度を導入（H17～）</p> <p>(2) 対応の状況 ・知事交際費・職員の出張費の全面公開（H15～） ・警察関係文書及び第三セクター文書の公開は制度化済。 ・郵送による情報公開請求を実施。 ・附属機関等の145会議中107会議を公開（H18.1.1）。 ・「附属機関の設置及び会議公開等運営に関する要綱」「附属機関の設置及び会議公開等運営に関する要綱の運用」に会議の原則公開の徹底、会議非公開の際の基準等を明記（H17）。 ・「情報公開、提供等の充実に向けた改善方針」策定（H17.9） ・「県政情報センター」の運営のあり方について検討したが、マニフェストに沿った取り組みはなされなかった。 ・「情報公表制度」を制定（H18.1）し、情報公開決定情報を県民に積極的に提供することにより県民の立場に立った情報提供を進めることとなった。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・情報公開度ベスト3：第1タイプ（アウトカム・継続型）、それ以外の目標：第3タイプ（アウトプット・継続型）（オンブズマン調査は参考ではなく目標として評価する。）</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度B【昨年度：B】 情報公開度は過年度に引き続いて5～10位を予想しB評価。 情報提供・タウンミーティングは十分達成したのでA。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第4段階【昨年度：第4段階】 交際費・出張費全面公開、県警文書、三セク文書等公開実施済。 郵送による公開請求実施済。 県民情報センターの整備とNPOへの運営委託未実施。 会議公開概ね実施済。</p> <p>(4) 総合的な所見 情報の共有化に向けた取り組みは着実に進んだ。特に、情報公表制度や複数回公開決定情報の自発的な公開制度を導入したことを評価する。 情報公開度は知事部局の対応だけでみれば、マニフェストの目標を達成しようとする取り組みがなされているが、議会等の対応が原因で順位が上がらない。これは、かつて情報公開で全国をリードした神奈川にとって残念である。 「県民（県政）情報センター」運営のNPO委託は全く取り組まれなかった。担当部局はマニフェストが目指す県民の立場に立つ姿勢に欠けると言わざるを得ない。政策7（パートナーシップ事業）の県提案型事業に応募するなどの方法があったのではないかと考えられる。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（2-2）

政策5（自治基本条例）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 常設型の「県民投票制度」や知事の大選禁止（3期まで）を制度化します。これらの県政の基本方針などを定める「自治基本条例」の制定を提案します。</p> <p>【目標】 ①道州制への転換、新しい税制の採用など重要な政策決定については、知事または議会の提案により一定の手続きを経て「県民投票」を実施できる制度を導入します。 ②県政の停滞と腐敗を防ぐため、知事の大選禁止（3期まで）を制度化します。 ③これらを含む県政の基本方針等を明らかにし、県民との共有財産とするため、「神奈川県自治基本条例（仮称）」を制定することを提案します。</p> <p>【方法】 自治基本条例について、県民、NPO等の意見を十分に聴取し、条例案をつくり、県議会に提案します。</p> <p>【期限】 17年度までに条例案を提案</p>	<p>(1) 県の方針 (地域主権実現のための中期方針上の定め) IV-10 「自治基本条例」の研究 条例の性格、盛り込むべき要素など、「自治基本条例」を策定する際の課題等について調査・研究を進めます。</p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし</p> <p>(3) 担当部課 企画部広域行政課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・学識者等で構成する「神奈川県自治基本条例検討懇話会」において、神奈川県らしい自治基本条例案についての報告書を取りまとめた（H18.11）。 ・一代限りの大選自粛条例「神奈川県知事の在任の期数に関する条例」を議会に提案（H17.12）したが、否決された。 ・18年12月議会において、一代に限らない条例を提案した。 ・全国知事会において、条例による知事の在任期間制限に係る法改正を提言することを提案（H18.7）。 ・知事の提案により、県・横浜・川崎三首長懇談会が、条例による在任期間制限に係る共同声明を発表（H18.10）。 ・知事の提案により、八都県市首脳会議が、条例による在任期間制限に係る意見表明（H18.11）。</p> <p>(2) 対応の状況 ・自総研の研究事業（H14-15）で報告書刊行 ・企画総務室調査（H16） ・H17年10月、専門的な見地から検討するため「神奈川県自治基本条例検討懇話会」（委員 学識者等10名、座長 新藤宗幸 千葉大学法経学部教授）を設置。会議を11回開催後、H18年11月、報告書提出。 報告書の提案内容： ・県民が主人公であること、県民自らの意思に沿った県政運営ルール、市町村との関係の基本ルール等を定めた最高規範の必要性 ・県民の県政参加の権利・義務等 ・県民投票制度導入のための条例制定 ・市町村の首長・議会と県との常設の協議の場を設置するための条例の制定 ・情報公開、行政手続、総合計画、政策評価等に関する規定</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第5タイプ（制度改革A型）</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度B【昨年度：D】 大選禁止は2度議会に提案し、2度目とも否決された。「制度化」したとはいえないが、知事としてなすべき対応は行ったこと、中央政府・政党における検討の先駆けとなったこと等を考慮し、Aと評価する。 自治基本条例については、スタートが遅れたが、懇話会報告書が提出され、マニフェストが求める県民投票や市町村との協議の場設置等の具体的内容を盛り込むところまでこぎつけた。年度内の更なる進捗も見込めるが、議会提案まで行くのは困難と見てBと評価する。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第4段階【昨年度：第4段階】 大選禁止については議会に2度提案しており、十分な対応がなされた。自治基本条例については、県民・NPO等からの意見聴取と条例案策定・提案の手続きが残されているが、1月以降県民フォーラム等の開催が予定されている。</p> <p>(4) 総合的な所見 自治基本条例は議会提案まではいかなかったが、任期初めに県の方針とされた「調査・研究」から大きく踏み出して、懇話会報告をとりまとめ、条例制定の必要性を提言し、県民投票制度、市町村の県政参加等の具体的内容を県民に問う段階にまでこぎつけたことを評価したい。 ただし、今後行われる条例案の策定が、自治基本条例にふさわしく、県民、NPO等の主体的な参加を得て進められることを前提とした評価であることを強調しておきたい。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（2-3）

政策6（NPO支援）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 NPOの活動環境を整えたり、NPO法人の立ち上げを支援することにより、<u>人口あたりのNPO法人数を倍増させ、全国トップクラスにします。</u></p> <p>【目標】 神奈川県NPO法人数は、現在588法人（2003年2月末現在）で、全国で東京都、大阪府に次いで第3位ですが、人口比率で見ると第11位になります。NPO法人の数は、NPO活動の状況を示す重要な指標と考えられますので、この指標を全国トップクラスとなるようNPO活動の環境整備等に力を入れます。</p> <p>【方法】 ①NPOの活動拠点の整備、情報提供等を行います。 ②NPO法人立ち上げについて相談窓口を整備します。 ③NPOとの政策協働を推進します（次項参照）。</p> <p>【期限】 18年度までに実現</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト36／ボランティア活動の推進 <目標> <u>○ボランティア活動の支援とNPOなどとの協働・連携の取組みの充実</u> (参考) 県認証NPO法人は2003年度末見込みで約950団体で、これまでの増加状況からすると、2006年度末には約1,850団体となることが見込まれます。</p> <p>(2) 目標等の異同 異なる視点からの目標等を定めた ・政策の主眼はNPO等の活動の支援を充実することであり、NPO法人の数がNPOの活動実態を正確に示すものではないことなどから、総合計画では、ボランティア活動の支援等の充実を図ることとした。</p> <p>(3) 担当部課 県民部県民総務課 NPO協働推進室</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・H18.10現在NPO法人認証数1,780件 人口100万人当たり認証数202件 (全国16位←17年度末13位←16年度末11位)</p> <p>(2) 対応の状況 ・リーフレット作成・配布（毎年実施） ・NPO法人制度説明会、個別相談会、説明会への職員派遣、実務研修会等の実施 ・インターネット相談窓口開設（H16.10～） (FAQとノウハウの蓄積) ・届出等の電子化（H17～） NPO法に係る届出等の電子化を推進 ・電子申請・届出システムの運用（定款変更・役員変更等の届出、事業報告書等の提出17件） ・NPO法人における書面の電子的保存等の承認 ・県内市民活動センターのスタッフを対象としたコーディネーター研修を実施（H15～） ・かながわ県民活動サポートC協議会設置（H15.11） ・「市民活動支援機関交流フォーラム」開催（H16.2） ・職員が自らの自覚と責任に基づき、ボランティア活動に参加していく環境づくりを進めるため、「職員のボランティア活動支援に関する庁内検討チーム」を設置（H17.9） ・公益的な取組みを行う仕組みづくりやそのための有効な手だて、連携などについて検討することを目的に「企業・ボランティア活動団体との懇談会」を開催（H16.2） ・NPO等と企業との協働のための環境整備の方策などについて検討を行う「NPO等と企業との協働推進に関する検討委員会」を設置（H18.10）。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第1タイプ（アウトカム・継続型） 人口あたりNPO数（認証数）と順位を評価の指標とする。</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度B【昨年度：B】 人口あたりNPO法人数倍増は達成したが、人口当たりでは毎年順位を下げており、今年度末においても劇的な改善は見込めないため、全体ではB評価とする。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第4段階【昨年度：第4段階】 マニフェストで提案された対応は概ね実施されたが、認証数は県方針に示された見込み達成も楽観できない程度の増加にとどまった。マニフェストに示された方法について量的には十分対応したといえるが、目標が毎年遠のく結果からは、質的側面（取り組みの方向性）が適切だったかどうか疑われる。</p> <p>(4) 総合的な所見 人口あたりNPO法人数は、毎年順位を下けている。指標の分母（人口数）が大きいため、目標達成が容易でないことは理解するが、果たして取り組みの方向性が適切であったのか検証が求められる。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（2-4）

政策7（パートナーシップ）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 「NPO との協働」を県政の基本方針とし、<u>合計 30 本の政策提案等を行う連携プロジェクト「パートナーシップ30」を推進します。</u></p> <p>【目標】 ・政策の策定(Plan)、実施 (Do)、評価 (See) の各段階について NPO との連携・協働を強化するため、県の政策・事業の計 30 本を選定し、NPO の提案・共同事業等として実施します。</p> <p>【方法】 ①政策提案：NPO から概ね 10 本の提案を募り、実施に結びつけます。 ②政策実施：NPO と共同事業案を概ね 10 本提示し、合意が得られた場合に共同実施契約を締結して共同で実施します。 ③政策評価：概ね 10 本の政策について NPO に委託して政策評価をしていただきます。その結果は全面公開とし、今後の見直し等に反映させます。 ④提案・契約にあたっては、第三者機関を設置して客観的な検討を行います。</p> <p>【期限】 15～16 年度 検討、試行 17 年度～ パートナーシップ 30 の実施</p> <p>【財源】 政策提案と政策評価で合計 1 億円程度（既存の予算枠で対応） 政策実施は政策ごとに定めます。</p>	<p>(1) 県の方針 (総合計画上の定め) <u>戦略プロジェクト 36 / ボランタリー活動の推進</u> <取り組む事業> 県民のボランタリー活動を促進するため、<u>かながわ県民活動サポートセンターの開設や、かながわボランタリー活動推進基金 21 の設置などの取組みを進めてきました。</u> 今後、さらに活動の支援の充実に努めるとともに、<u>県行政の様々な分野において、NPO などとの協働・連携を進め、拡大し多様化する県民ニーズに的確に対応します。</u> [構成事業（抜粋）] ・NPO などとの協働・連携による公的サービスの推進 NPO などによる政策の提案や評価、協働による政策実施により、公的サービスの推進を図ります。そのため、NPO などとの協働のための指針を策定します。 ※年度別目標：2006 年 提案 12 件、実施 10 件、評価 5 件（累計 10 件）</p> <p>(行政システム改革の中期方針上の定め) Ⅲ—1 NPO 等の民間活力の積極的な導入による効果的・効率的な事業展開 (1) NPO 等との協働による施策形成・推進 NPO 等と協働・連携した公的サービスの提供の一層の拡大に向けた仕組みづくりについて検討を進めます。 Ⅳ—3 政策評価等を踏まえた施策・事業の見直し (1) 政策評価の充実（抜粋） NPO 等との協働の一環として、<u>政策評価の NPO 等への委託の実施</u>に向けて取り組みます。 <目標>NPO 等へ政策評価を 10 件委託</p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし</p> <p>(3) 担当部課 県民部県民総務課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・政策提案：18 年度までに 18 事業実施 ・政策実施：17・18 年度で 10 件実施、19 年度に向けては部局から 6 件の応募があり、うち 5 件を選定した。 ・政策評価：16 年度 2 件、17 年度 3 件、18 年度は 3 件の計 8 事業が実施される見込み。</p> <p>・「NPO 等との協働推進指針」策定 (H16.10) (NPO との協働を職員の共通認識とする) ・「NPO 等との協働推進指針解説」(H18.2) ・「NPO 等と神奈川県との協働推進会議」設置 (H17.9) (対等な立場での協議推進)</p> <p>(2) 対応の状況 ・政策提案：「かながわボランタリー活動推進基金 21」の協働事業負担金を継続実施 (神奈川県ボランタリー活動推進基金審査会[有識者により構成]による審査を実施) ・政策実施：県提案型協働事業として制度化。17、18 年度実施及び 19 年度候補は、企画 1、県民 3、保健福祉 4、商工労働 1、県土整備 1、教育 4、安全防災 1。 ・政策評価：「NPO 等による県の事業評価」では県が評価事業候補を選んで公募し、NPO からの応募を外部アドバイザー等で構成する選定会議の審査により選定している。例えば 18 年度は、企画 1、安全防災 1、県民 2、環境農政 1、保健福祉 1、商工労働 1、県土整備 1、教育 1 の 8 部局 9 件の事業を候補として公募し、3 件が採択された。 ・このほか、18 年度と 19 年度の 2 年間で県の仕事の総点検を行うこととし、18 年度は 20 事業を対象に、県職員を含まない外部点検チームによる点検を実施。チーム員には、2 名の NPO が参加。 ・コミュニティカレッジの運営にあたり、実施する 8 講座のうち、4 講座について NPO 等に委託して実施。 ・水源環境保全・再生かながわ県民会議の設置に向けて、NPO 等委員 3 名を含む 10 名を公募。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第 3 タイプ（アウトプット・継続型）</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度 A 【昨年度：B】 政策提案、実施及び評価のいずれも概ね目標とされる件数を実施（A）。 協働の基本方針化も指針の策定で実現した（A）。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第 5 段階【昨年度：第 4 段階】</p> <p>(4) 総合的な所見 マニフェストの目標は適切な方法で十分達成されたと認められる。 指針に基づく各部局への協働推進員の配置、かながわ協働推進会議サポーター登録制度など、NPO との協働や県民の参加を促し県政に活かす仕組みが整いつつある。 政策実施（県提案型事業）については、「県行政に『協働の文化』を」と呼びかけて企画を募り、幅広い部局から応募を得ており、政策評価についても、幅広い部局から候補が出ている。事業見直しにも NPO の参加を求め、一部の事業取りやめに結びついた。 これらのことから、庁内に協働の姿勢が芽生えつつあると評価できる。ただし、これを形式にとどめず、協働を文化として根付かせるには、なお一層、県民と真摯に向き合って、相互理解を深めていくことが求められる。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（2-5）

政策8（チャレンジ市町村制度）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 県独自で「地域主権」を推進するため、意欲のある市町村に対して、<u>10項目以上の権限とこれに必要な財源をまとめて移譲する「チャレンジ市町村制度（仮称）」を創設</u>します。また、<u>市町村の県政参加（意見の応答）のしくみを整備</u>します。</p> <p>【目標】 ①「チャレンジ市町村制度（仮称）」を創設し、少なくとも5市町村以上がこれに手を挙げるよう市町村のやる気を応援します。国の特区制度も活用すれば、市町村独自でさまざまな取組みが可能になります。 ②市町村の県政参加システムを整備し、市町村の意見に対しては県として誠実に対応、説明し、協力と信頼の関係を築きます。</p> <p>【方法】 ①「チャレンジ市町村制度」では、まちづくり、福祉、教育などの分野について、関連する権限を少なくとも10項目以上まとめて移譲し、これに必要な財源も移譲します。 ②県が市町村行政に関する政策決定を行う場合には、あらかじめ市町村の意見を聴き、提出された意見については誠実に対応、説明するしくみを制度化します。「自治基本条例」の制定する場合は、このしくみも規定します。</p>	<p>(1) 県の方針 <u>（地域主権実現のための中期方針上の定め）</u> IV-1 市町村への権限移譲の推進と関与等の廃止・縮減 <u>一定のまとまりのある事務をまとめて移譲する（チャレンジ市町村制度）など、県・市町村間行財政システム改革推進協議会等を通じて、県・市町村間で十分な検討を行い、<u>県から市町村への権限移譲を着実に推進し、それに必要な財源を措置</u>します。</u> また、市町村への県の関与等についても、見直しを行っていきます。 IV-3 県民・市町村の県政参加の充実（抜すい） <u>市長会議、町村長会議などトップレベルでの県政参加をはじめ、県・市町村間行財政システム改革推進協議会など各層での会議の充実を図るとともに、市町村の意見に対しては誠実に対応するなど、<u>一層の協力・信頼関係を築</u>きます。</u></p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし</p> <p>(3) 担当部課 企画部市町村課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・32権限(18年度は18権限)を対象とした、包括的権限移譲の仕組み（「チャレンジ市町村制度」）の取組方針を決定し、制度を創設した(H17.9)。 ・18年度、2自治体がメニューから2つの権限を選んで移譲を受けた。 ・19年度当初の移譲に向けて、6自治体が延べ11権限について協議中。 ・市町村の県政参加については、自治基本条例の懇話会報告書において常設の協議機関設置を提案。 （実質的な機会としては、市長会議及び町村長会議等を活用したほか、新たに県内8地域で移動知事室を開設）</p> <p>(2) 対応の状況 ・H17.9に包括的権限移譲の仕組み（「チャレンジ市町村制度」）の取組方針を決定し、公表した。毎年、希望する市町村への権限移譲を進めている。</p> <p>包括的権限移譲の仕組みの取組方針： ・一定のまとまりを形成する権限を包括的に移譲する新たな仕組みを導入し、計画的な権限移譲の取組を推進する。具体的には、権限のまとまりを、住民の「くらしづくり」に係る権限(18権限、地域福祉、子育て支援、くらしの安全、市民活動促進の4区分)と、地域の「まちづくり」に係る権限(14権限、土地利用、産業振興、地域環境の3区分)にそれぞれ分類し、その中で移譲に向けた県・市町村間の具体的な協議が可能となったものを毎年度「メニュー」として整理して協議を進める（18年度のメニューはうち18権限が対象）。 ・今後は、移譲対象権限の拡大や移譲の具体的方法等について市町村とともに検討し、移譲の効果がより一層発揮できるよう仕組みの充実を図る。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・チャレンジ市町村制度創設・参加のしくみ整備：第5タイプ（制度改革A型） ・権限移譲：第4タイプ（アウトプット・単発型）</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度A【昨年度：B】 チャレンジ市町村制度の創設をA、市町村の県政参加の仕組みが自治基本条例の懇話会報告に盛り込まれたことをBと評価し、総合してAと判断した。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第5段階【昨年度：第4段階】 チャレンジ市町村制度については決定された方針のもとで毎年権限移譲が進められており、十分な対応がなされていると評価される。県政参加の仕組みは自治基本条例の懇話会報告で常設の協議機関が提案されるに至った。このため全体として第5段階と評価した。</p> <p>(4) 総合的な所見 権限及び財源を包括的に移譲する制度が創設され、毎年権限移譲が進められていることを評価する。市町村側の選択によるものなので、移譲された市町村や権限の数が限定されるのはやむを得ない。今後は市町村のやる気を引き出す仕掛けが求められる。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（2-6）

政策9（職員削減等）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 県の業務について、民営化や民間委託を推進し、事業の効率化と県庁のスリム化を進めます。これにより、職員定数を削減する（総計で1,500人）とともに、<u>出先機関を2割削減</u>します。第三セクターについては自立化を促進し、少なくとも2割は廃止または県の関与を行わないこととします。</p> <p>【目標】 ①民間で実施できる事業は民間が実施するものとし、たとえば福祉施設、病院については「民営化」を進めます。県が責任をもつが、直接実施する必要がない事業は「民間委託」を進めます。たとえば公園、図書館、学校、公営住宅等について民間委託を進めます。 ②上記検討により、職員定数を総計1,500人削減し（市町村への権限移譲等による削減を含む）、<u>出先機関を175程度（2割削減）</u>とします。 ③第三セクターについては、現在の35団体（15年度現在）を28団体程度に削減（2割減）します。</p> <p>【方法】 ①民間委託等が可能な事業、施設を選定し、その可能性・効果について検討・調整を行います。 ②受託団体・企業等を選定して、事業委託等を行います。 ③出先機関、第三セクターの見直しを行います。</p> <p>【期限】 16年度～ 民間委託等の実施、出先機関の統廃合 18年度 上記目標値の達成</p>	<p>(1) 県の方針 （行政システム改革の中期方針上の定め） Ⅲ—1 NPO等の民間活力の積極的な導入による効果的・効率的な事業展開 (2) 民間活力の活用 民間と行政の役割分担の観点から施策・事業を見直すとともに、地方自治法の改正を踏まえ、「公の施設」の今後の管理のあり方を検討のうえ、指定管理者制度の導入による民間活力の活用を進めます。 Ⅱ—2 出先機関の再編と活性化 地域の実情や所管区域、県民の利便性、効率性などの観点を踏まえて、出先機関のあり方を見直し、活性化を進めます。 <目標> <u>出先機関：175 機関程度（19年度当初）</u> Ⅲ—2 第三セクターの抜本的な見直しと活用 地方自治法の改正など規制緩和やNPOなど市民活動の高まり等により、公的サービスの担い手が多様化する中で、すべての県主導の第三セクターを対象に、改めて法人ごとの必要性や役割などを再検討し、抜本的な見直しに取り組みます。 あわせて、法人運営の自立化を一層促進し、第三セクターの持つ専門的な知識やノウハウを有効に活用した効果的・効率的な事業展開に努めます。 <目標> <u>県主導第三セクターの統廃合、県関与の撤退・自立化の達成 2割（15年度当初比）</u></p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし</p> <p>(3) 担当部課 総務部行政システム改革推進課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・18年度当初までに328施設に指定管理者制度を導入し、管理委託経費を24億円節減。4施設を民間へ移譲。 ・送送業務、郵送業務(一部)、本庁供用自動車の運行業務（一部）、公園利用に係る窓口業務の民間委託化（H17.4） ・高圧ガス検査業務の民営化（H17.4） ・事業用自動車運行業務、保安業務、有害大気汚染物質調査業務、水源林管理業務、水道料金未納整理業務、などの一部民間委託化（H18.4） ②出先機関を18年度当初で180機関に削減、19年度当初には更に4機関程度の削減を見込んで175機関とする目標を達成する見込み。 ③第三セクター2法人を統合（H17.4）、3法人の自立化(H18.4)を達成し、18年度当初で県主導第三セクターを31団体に削減。19年度当初には25法人にまで削減の見込み。</p> <p>(2) 対応の状況 ・「指定管理者制度の導入に関する留意事項」を各部局に通知し（H16.1）、民間と行政の役割分担の観点から施策・事業を見直し。 ・出先機関は、16年度当初で4機関、17年度当初で18機関、18年度当初で10機関を削減。 ・県主導の第三セクター35法人全てについて、「法人等と検討・協議する方向性と主な取り組み」（H16.3）、改正した「第三セクターの指導、調整等に関する要綱（H16.4）」及び「第三セクター指導調整指針（H16.6）」に基づき、抜本的な見直しや法人自立化の促進に努めてきた。 ・指定管理者制度の応募企業へのアンケートを実施した。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第4タイプ（アウトプット・単発型） ・職員数削減は政策10で評価</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度A【昨年度：B】 ①民間委託 A ②出先機関2割削減達成見込み A ③第三セクターの自立化達成見込み A</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第5段階【昨年度：第4段階】 指定管理者制度の広範な利用 第5段階 出先機関削減 第5段階 第三セクターの見直し 第5段階</p> <p>(4) 総合的な所見 出先機関及び県関与第三セクターの削減（自立化）をほぼ完全に達成する見込みである。困難な課題の達成にめどをつけたことを高く評価したい。 民営化・民間委託についても、指定管理者制度を活用して、経費が削減された。なお、19年度以降の課題として、指定管理者制度導入の前と後におけるサービスの質や利用者の満足度をモニターし、サービスの質の維持・向上に努める必要がある。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（2-7）

政策10（職員削減・人件費削減）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 行政職員数を1,500人削減し、その分、警察官を1,500人増員します（安全な地域づくりを推進）。職員給与（退職金加算を含む）の抑制、給与制度の改革（能力主義の導入を含む）、職員任用制度の弾力化等により、人件費総額を引き続き約2,400億円抑制（平9対比）します。</p> <p>【目標】 ①行政職員（常勤職員）の定数を4年間で約1,500人削減し、警察職員については安全づくりのため1,500人増員します。 ②特別職や職員の給与の抑制（15年度、9年度比約520億円）を行うとともに、能力主義の導入、給与水準の見直しなどの給与制度の改革を行います。 ③可能な業務から任期付き職員、非常勤職員等への切り替えを進めること等により、人件費を4年間で約2,400億円抑制します（9年度比、540×4=2,160億円＋給与水準・任用制度の見直しによる）。</p> <p>【方法】 15年度措置を基本として継続するとともに、任用制度の弾力化等を進めます。</p> <p>【期限】 15年度～職員定数の削減、職員給与の抑制の継続実施 18年度 上記目標値の実現</p>	<p>(1) 県の方針 (行政システム改革の中期方針上の定め) Ⅱ—3 施策・事業経費等の節減 (1) 人件費の抑制 厳しい財政環境を踏まえ、人件費総額の抑制に努めます。 <目標>人件費の抑制見込額1,000億円（15年度当初比、19年度当初まで） (2) 職員数削減の継続的な取り組み 出先機関の再編や民間活力の活用、施策・事業の見直しなどにより、引き続き、知事部局職員数の削減を進めます。 教育委員会や企業庁等の他の任命権者にあっても、知事部局と同一の歩調で職員数削減を進めます。 <目標>知事部局職員数の1,000人削減。他任命権者も同一の歩調で削減（15年度当初比） I—1 時代の要請に適應した役割分担と新たな機能の強化 (3) 職員の重点配置 限りある人的資源を有効に活用し、多様化・高度化する県民ニーズへ対応するために職員配置の重点化を図ります。 <目標>警察官等の実質的な増員1,500人（15年度当初比）</p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし ・警察官等を実質的に1,500人増員する。</p> <p>(3) 担当部課 総務部人事課・行政システム改革推進課、警察本部</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・行政職員削減数の合計1,172人（H18当初）（知事部局・病院事業庁820人、他任命権者352人） H19年度当初で目標を達成する見込み。 ・警察官等の実質的な増員1,243人（H18当初）（警察官720人、交番相談員等423人、くらし安全指導員100人） H19年度当初で目標を達成する見込み。 ・人件費の抑制：9年度当初比で18年度当初までで4,674億円を抑制（15年度当初比で、879億円） ・能力主義の導入：管理職手当20%以上の幹部職員について勤務成績を勤勉手当の額に反映（H15.12）。17年6月期からすべての管理職手当受給者に対して適用決定（H16.11）。 ・給与水準の見直し：17年8月の人事院勧告で、国家公務員の給与構造を抜本的に改革する内容（俸給表の水準を全体として平均4.8%引下げ、調整手当の地域手当への移行など）が示されており、県の人事委員会勧告において、人事院勧告の内容に準じることとされたことから、18年4月から人事院勧告の内容に準じて、給料表の水準を引き下げる措置を講じている。</p> <p>(2) 対応の状況 ・行政職員数の削減：16年度当初385人（知事部局250人、他135人）、17年度当初388人（知事部局320人、他68人）、18年度当初399人（知事部局・病院事業庁250人、他149人）削減。 警察官の増員： ・他団体とも連携して国への要望を継続 ・警察力向上のための知事部局・警察本部連絡会議設置（H15.6） ・「警察官等の実質的な増員1,500人について」（H16.1）を発表 ・「神奈川県人事給与制度懇話会」を設置（H17.5）し、職員の意欲と能力をより生かす人事制度の充実や勤務成績をより反映した給与制度への転換について、検討結果を取りまとめた報告が行われている。（H18.3）</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第4タイプ（アウトプット・単発型） 「実質的」な増員が警察官そのものの増員と同等の効果をもつかどうかは、政策35で判断することとし、ここでは問わない。</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度A【昨年度：B】 行政職員削減：19年度当初に目標達成見込み A 警察官等増員：19年度当初に目標達成見込み A 人件費抑制：18年度当初で既に目標を達成した A</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第5段階【昨年度：第4段階】 必要とされる対応が行われたと認められる。</p> <p>(4) 総合的な所見 行政職員削減、警察官増員、人件費抑制のいずれについても目標を達成し、今後も継続される見込みであることを評価する。 能力主義を含む給与制度の改革も進められているが、今後とも、民間企業の仕組みも参考にしながら、努力した者・成果をあげた者が正当に報われる制度に変えていくことが求められる。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（2-8）

政策11（県庁ワークシェアリング）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 県庁ワークシェアリング」として、未就職の学卒者、再就職希望のシニア世代などを県庁の契約職員等として採用し、地域雇用を約500名拡大することによって、県庁に生活者の視点を反映させます。</p> <p>【目標】 <u>県庁職員の残業削減等による財源を活用して、非常勤職員、臨時任用職員等として採用し、約500名の雇用を拡大するとともに、県政に県民の視点を反映させます。</u> 1)就職希望の学卒者（18～26歳程度）：250名程度 2)再就職希望のシニア世代（50～65歳程度）：250名程度</p> <p>【期限】 15年度（後半） 試行 16年度～ 実施</p> <p>【財源】 月額12万円×6か月×500名＝3億6000万円程度 （常勤職員の残業手当等を削減し、財源にします）</p>	<p>(1)県の方針（既存事業の取組みの中で実施） <u>業務の見直しによる常勤職員の削減や時間外勤務手当の削減、非常勤職員の仕事の細分化等により、新たに財源を確保し、公募による非常勤職員の雇用を拡大。</u> （16年2月に「県庁アシスタントワーカー」として募集を実施）</p> <p>(2)目標等の異同 ・変更なし ・財源については、全庁的な施策・事業費や人件費の抑制により確保。</p> <p>(3)担当部課 総務部人事課</p>	<p>(1)目標達成の状況 ・15～17年度累計で346名を雇用 15年度「県庁ワークシェアリング」（10-3月101名を雇用） 16年度「県庁アシスタントワーカー」（非常勤職員118名を雇用） 17年度「行政補助員」（非常勤職員など127名を雇用） 18年度「行政補助員」（年度当初に323名を雇用、他に臨時的任用職員176名を雇用）</p> <p>(2)対応の状況 ・県庁ワークシェアリング（H15）：学卒者及びシニア世代を対象に非常勤、日々雇用職員を募集。 ・県庁アシスタントワーカー（H16）：分かち合い（ワークシェア）の手法として、①常勤職員の削減、②新規業務における常勤職員の増員抑制、③時間外勤務の削減、④非常勤職員の業務の細分化を実施。財源は、常勤職員の削減、増員抑制による給与費削減分272,000千円と、時間外勤務手当の削減分78,000千円を充当。 ・行政補助員（H17）：「地域雇用の拡大」「新たな就業へのステップ」という観点から非常勤職員などを募集。財源は、常勤職員の削減、増員抑制による給与費削減292,000千円、時間外勤務手当削減89,000千円を充当。</p>	<p>(1)政策のタイプと目標の明確化 ・第3タイプ（アウトプット・継続型）</p> <p>(2)目標達成状況の評価 ・達成度A【昨年度：B】</p> <p>(3)対応状況の評価 ・第5段階【昨年度：第4段階】</p> <p>(4)総合的な所見 マニフェストに示された数値目標を達成した。マニフェスト提案時期に求められた、不況期に職を提供する役割は十分に果たした。 残された課題として、雇用した学卒者層のキャリアアップへの配慮や非常勤職員等の意見を県の仕事に反映させる仕組みづくりが挙げられる。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（2-9）

政策12（県庁ベンチャー支援制度）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 職員の意欲と能力を引き出すため、新しい政策やプロジェクトを提案した職員に、担当のセクションやポスト・予算をまかせる「県庁ベンチャー支援制度」を実施します。当面5つの政策（プロジェクト）を採択します。</p> <p>【目標】 ①新しい政策・プロジェクトや実施方法を提案した職員に、担当の職に配置するとともに、担当セクションの編成、予算の編成等をまかせる「県庁ベンチャー制度」を導入します。 ②当面5つの政策（プロジェクト）を開始し、その成果を具体的に検証し、公表します。</p> <p>【期限】 15年度 検討、募集 16年度～ 開始</p> <p>【財源】 実施する政策・プロジェクトによって予算を編成</p>	<p>(1) 県の方針（行政システム改革の中期方針上の定め） I—2 人材の育成と活用 (2) 職員の意欲と能力をより生かす仕組みの充実 職員からの提案制度や庁内公募制度を拡大するとともに、人事評価制度を踏まえた勤勉手当の見直しなどに取り組みます。</p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし</p> <p>(3) 担当部課 企画部政策課、総務部人事課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・18件の提案を事業化 15年度採択（16～19年度実施）9件 16年度採択（17～20年度実施）4件 17年度採択（18～21年度実施）5件 18年度採択（19～22年度実施）4件 ・平成16年度の採択事業（事業開始後1年以上経過した事業）まで、実施状況を取りまとめ、事業成果を検証して公表した。</p> <p>(2) 対応の状況 15年度：知事部局の副主幹以下を対象に、現所属の所管事業に係る提案を募集。採択事業を新総合計画戦略プロジェクトの構成事業に位置付け。 提案件数：42件、採択件数：9件 16年度：全ての県職員を対象に全ての県所管業務について募集。1件当たり事業費も増額（1千万円→2千万円）。予算獲得から提案者に任せた。 提案件数：37件、採択件数：4件 17年度：16年度のスキームに基づき実施。 提案件数：18件、採択件数：5件 18年度：提案件数：25件、採択件数：4件 ・職員のやる気を高め、能力を発揮させる取組みの拡充として、一定の要件を満たした職員が、担当したい職務を申し出る「庁内FA制度」や、上位の職務に挑戦する機会を付与する「ポストチャレンジ制度」、専門人材の育成などを新たに実施することを発表(H18.11)。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第4タイプ（アウトプット・完結型）</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度A【昨年度：A】</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第5段階【昨年度：第5段階】</p> <p>(4) 総合的な所見 マニフェストに示された数値目標以上の政策が採択・実施され、その成果の検証及び公表が行われた。その結果によれば、職員の意欲が活かされたと認められる。 マニフェストの目標は達成され、その後も事業が継続されていると評価できる。また、庁内FA制度やポストチャレンジ制度など、職員のやる気を引き出す取り組みがなされている。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（2-10）

政策13（入札改革）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 入札制度の抜本改革によって、行政手続の透明化を図るとともに、公共事業のコストを年間約140億円削減します。</p> <p>【目標】 ①県の公共工事等の入札を「一般競争入札」+「電子入札方式」とすることにより、業者間の談合を防止し、行政手続の公正・透明化を図ります。 ②この改革により、県の公共事業費総額1,438億円（H14年度当初予算ベース、県単含む）の1割：約140億円の削減が見込まれます。</p> <p>【方法】 ①事前に指名した業者に限って入札できる「指名競争入札制度」を廃止し、一定の要件を満たす業者は誰でも入札できる「一般競争入札制度」を導入。 ②その手続はインターネット等による「電子入札方式」を採用し、手続の透明化を図ります。 ③導入にあたっては審議会等を設置して、入札参加者の要件審査、落札後の工事の適切な実施等を確保するための対応策を検討し、「かながわ方式」の入札制度をつくります。 ※こうした入札制度の改革は、横須賀市が実施して落札価格を約1割低下させるなど成果をあげています。この経験を踏まえて改革を実行します。</p> <p>【期限】 15年度 入札制度改革検討委員会 で検討 16年度～ 新たな入札制度(かながわ方式)の導入</p>	<p>(1) 県の方針 (総合計画上の定め) 主な施策・事業体系 VI 心豊かなくらしと共生社会の実現 【行政・くらしの情報化の推進】 218 入札手続きなどの効率性、利便性の向上 公共工事及び物品調達などの入札手続きなどを、より透明性、競争性及び公正性が確保されるように改善するとともに、電子化する(PJ40)ことにより情報の交換・共有が行える環境を創出し、事務の効率化、利便性の向上を図ります。</p> <p>(行政システム改革の中期方針上の定め) II-4 業務プロセスの効率化 (3) 入札制度改革の取組み 入札制度については、電子入札の導入にあわせ、公平性、透明性、競争性の観点と、併せて行政経費削減を図るため、現行の条件付き一般競争入札、公募型指名競争入札、指名競争入札方式のそれぞれのメリットを生かした制度の見直しに向けた取組みを進めます。</p> <p>(2) 目標等の異同 <u>誤解や検討不十分な点があったもの</u> ・140億円削減の根拠とした「県の公共事業費総額」には工事請負費のほか、負担金、補助金、公有財産購入費、委託料などが含まれ、全額が入札執行するものではないことを承知していなかったため、単純にその1割を削減目標としたもの。 ・入札改革による140億円の削減は事実上困難ですが、今後とも、マニフェストの趣旨に沿って、入札制度の「かながわ方式」への改革を進め、その透明性・競争性・公平性を高めるとともに、事業の一層のコスト削減への取組みを通じ、必要な公共事業の推進に努める。</p> <p>(3) 担当部課 県土整備部県土整備経理課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・18年4月から5千万円以上の案件について、電子入札システムを使用して条件付き一般競争入札を導入した。5千万円未満の案件は、電子入札システムの稼働状況を検証しながら、条件付き一般競争入札に18年度中に移行予定。</p> <p>(2) 対応の状況 H15-16年度：複数の会議、研究会等を設置し、新入札制度、電子入札システムの導入及び県内市町村との共同運営について検討し、予算額1億1千万円で電子入札システムの開発を進めた。 H17年度：電子入札システムの試行+250万円を超える案件に、条件付き一般競争入札を原則とする入札制度改革の基本原則を設け、適正な競争のための環境づくり、県内中小建設業者の健全育成、公共工事の品質確保など、改革の視点を導入。 ・推進会議で、新入札制度「かながわ方式*」の実施を決定(H18.2.8)。 *工種、格付に適合する業者について、工事設計金額に応じた入札参加可能者数(30~50、金額が多いほど多い)を満たすまで順次、工事箇所地域の県内業者、隣接地域の県内業者、それ以外の県内業者、県内に営業拠点がある県外業者、その他県外業者、の順で条件を広げていく。結果として、少額かつ一般的な工事で業者が多い場合は所在地要件が限定的になり、高額な工事で特殊な工事は所在地要件がなくなっていく制度。 H18年度：5千万円以上の案件について新制度を実施、5千万円未満の案件についても年度内に実施見込み。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ①入札制度抜本改革：第5タイプ（制度改革A型）、行政手続の公正・透明化：第1タイプ（アウトカム・継続型） ②事業費削減：第1タイプ（アウトカム・継続型） なお、コスト削減目標については、目標額算定上の基礎数値の誤りの訂正がなされた。知事が議会及び記者発表で説明を尽くしており了としたい。</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度A【昨年度：C】 ①新入札制度の導入A 入札制度改革が行われ、新制度がマニフェストの趣旨を満たすかを見守っていたところ、1) 全国知事会が入札改革の指針を決定し、20-30社が参加すれば競争が確保されたとしたこと、2) 18年度に新制度に移行した5千万円以上の工事の落札率は87%（17年度92%）となり全国4位の低さとなったことから、現時点での改革としては十分だと判断した（ただし、比較した国土交通省調査は5千万円未満も含み加重平均で算出）。 ②公共工事コストの削減B 5千万円以上の工事の落札率が87%に低下したが、宮城（75%）や長野（78%）には遠く及ばない。しかも、5千万円未満の工事についてはこれから実施が見込まれる段階であり、期限内でみれば、一部節減がなされたにとどまる。 以上を総合しAと評価した。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第5段階【昨年度：第5段階】 年度内に5千万円未満の工事も移行することを見込んで当面の必要な対応が行われたと評価する。</p> <p>(4) 総合的な所見 抵抗の大きさは議会会議録で一目瞭然。その抵抗を排して新制度を導入し、全国の改革の流れに先鞭をつけたことは率直に評価する。ただし、地域要件が付されたことは、依然として官の介入を疑われる余地を残した。今後、全国知事会が提唱する改革競争を神奈川がリードするためにも、県内建設業界の構造改革を進めて競争力を高めるためにも、一層透明度の高い制度の導入と運用に向けた取り組みを続けることが求められよう。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（2-11）

政策14（幹部職への民間人登用）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 知事のスタッフを充実させるとともに、<u>部長級2人、課長級3人の計5人以上の幹部職ポストについて民間人からの登用を行い、スピードと躍動感のある県政運営を行います。</u></p> <p>【目標】 ①知事の政策、政務、広報等のスタッフを外部登用も含めて充実させます。 ②部長級2以上、課長級3以上のポストに民間人を登用します。たとえば経営感覚を要する産業政策、専門家が必要な防災、教育などのポストについて検討します。</p> <p>【期限】 15年度 検討、一部採用 16年度～ 登用</p> <p>【財源】 既存の人件費で対応</p>	<p>(1)県の方針（行政システム改革の中期方針上の定め） I-2 人材の育成と活用 (3)民間人材の活用 民間で培った高度な専門知識などを生かし、県の行政課題を解決できるよう、民間の人材を任用します。 <目標> <u>幹部職ポストへの民間人の登用5人</u></p> <p>(2)目標等の異同 ・変更なし</p> <p>(3)担当部課 総務部人事課</p>	<p>(1)目標達成の状況 ・平成15年度から18年4月1日まで、特別職1名、部長級3名、課長級4名 計8名を採用（任命）。 (H18.4.1 現在 6人)</p> <p>(2)対応の状況 ・15年度は、臨時調査担当部長(H15.4)及びIT推進担当課長 (H15.6) を採用 ・政策秘書の条例案を2月定例県議会に提案 (H16.2.26) →議会で否決(3.20) ・16年度は、産業技術総合研究所長（部長級）への登用 (H16.4、H14.9 副所長として採用)、県産木材利用推進担当課長 (H16.6)、観光振興担当課長 (H16.9) を採用し、病院事業管理者（特別職）を任命 (H17.4.1)。 ・17年度は、産業技術短期大学校長の採用 (H18.4.1)、中央消費生活センター担当課長の採用 (同) を行った。</p> <p>民間からの登用の成果として： ・病院事業の業務改善に努め、H17年度は医業収益が15億6300万円増でH9年度以来の黒字に転換した。 ・産業技術センターでは、民間的経営手法が導入され、ものづくり技術支援強化3年3倍増活動の目標達成、利用企業への技術支援の売上高への貢献も順調に伸びた。 ・県産木材利用については、市場動向調査や需要停滞要因の分析を実施するなど科学的な手法を導入し、民間提案を受け入れるなど多くの新しい仕組みを構築した。 ・観光振興分野では、鉄道事業者や旅行業者が参画してPR効果を高めたキャンペーン、お客様の視点での神奈川銘菓の販売、市町村職員が旅行業者にプレゼンする観光セリ市など新たな試みがなされた。</p>	<p>(1)政策のタイプと目標の明確化 ・第4タイプ（アウトプット・完結型）</p> <p>(2)目標達成状況の評価 ・達成度A【昨年度：A】</p> <p>(3)対応状況の評価 ・第5段階【昨年度：第5段階】</p> <p>(4)総合的な所見 マニフェストの数値目標を達成したにとどまらず、顧客の視点や民間企業の優れた手法、多彩でユニークなアイデアが取り入れられ、確実に県庁の仕事のあり方が変化してきていると認められる。</p>

松沢マニフェスト・分野別点検評価表（PART 3 経済再生）

1. 政策別点検・評価の結果			2. 目標達成の状況	3. 対応の状況
政策	目標達成度	対応段階区分	目標達成度	対応段階区分
政策15 京浜臨海部活性化	B【昨年度：C】	第4段階 【昨年度：第4段階】	A 1件（中小企業・市民起業支援） B 3件（京浜臨海部活性化、新産業育成、かながわツーリズム）	第5段階 3件（新産業支援、中小企業・市民起業支援、かながわツーリズム） 第4段階 1件（京浜臨海部活性化）
政策16 新産業育成	B【昨年度：C】	第5段階 【昨年度：第4段階】	C 0件 D 0件	第3段階 0件 第2段階 0件 第1段階 0件
政策17 中小企業・市民起業支援	A【昨年度：A】	第5段階 【昨年度：第4段階】		
政策18 かながわツーリズム	B【昨年度：B】	第5段階 【昨年度：第4段階】	【評価】 [政策15] は、京浜臨海部の再生に向けた取組みがここに来て加速化している。羽田空港の国際化と24時間化についても県が先導的な役割を果たしてきた。 [政策16] は、目標の実現に向けたベンチャー企業や新しい分野の創業への支援が次々と進展している。これまでの取組みを評価したい。 [政策17] は、3年連続してA評価となった。これまでの取組みに敬意を表したい。 [政策18] は、創発的な事業展開が随所に見られる。これまでの取組みを高く評価したい。	【評価】 [政策15] は、各事業の具体化が着実に進んでいるが、昨年度と同様の第4段階。 [政策16] は、各種事業やプロモーションが次々と進展し、第5段階に移行したと判断した。 [政策17] は、NPOへの財政的な支援も軌道に乗った。第4段階から第5段階に移行したと判断した。 [政策18] は、各種のキャンペーンやプロモーションが次々と成果を挙げている。第5段階に位置していると判断した。
			4. 総合的な所見	
			マニフェストの目標実現に向けて次々と成果が生まれており、その動きも加速化していることに敬意を表したい。全体としては、B評価の段階にあると判断できる。この4年間の果敢な取組みから、成果指向の行政の形成に向けて着実に軌道に乗りつつあると判断できる。たとえば「神奈川口構想」に突破口を見出すなど、それぞれの政策領域において、一層の成果が挙がることを期待したい。	

松沢マニフェスト政策別点検評価表（3-1）

政策 15（京浜臨海部活性化）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 「羽田空港」の国際化・24時間化を進め、「京浜臨海部」をハイテク産業、ベンチャー支援、サービス・物流産業等の複合都市として再生し、関係地域の従業者を45万人以上（2割増）に増やし、景気回復の起爆剤とします。</p> <p>【目標】 ①東京都等と連携して、<u>羽田空港の国際化・24時間化を進め、アジアのハブ空港をめざします。</u> ②羽田空港に隣接する京浜臨海部を、既存の工業集積に加えて、アジアに開かれたハイテク産業、起業家支援、サービス・物流産業、エンターテインメントの複合都市として再生させます。これにより、現在減少し続けている<u>関係地域の従業者数</u>（13年度現在、381,423人）を<u>45万人以上（2割増）に増やします。</u> ※ここで「関係地域」とは、便宜上、横浜市鶴見区、神奈川区、川崎市川崎区の京浜3区を指します。なお従業者数は第1～3次産業従業者を指します。 ③東京湾内にある横浜港、川崎港、東京港等の機能的な集約化を図り、海運・物流産業の活性化を図ります。</p> <p>【方法】 「都市再生予定地域」「<u>国際臨空経産業特区</u>」等の指定を活用して、新規産業の立地等を拡大します。</p> <p>【期限】 15年度～ 再生への取り組み 18年度 上記目標の達成</p> <p>【財源】 1億円程度/年（公共事業の抑制等で対応）</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト4-1/京浜臨海部における産業の活性化と雇用の創出 <目標> <u>○京浜臨海部の従業者数（単年度）実績(2001) 381,423人→450,000人(2006)</u> <取り組む事業> 産業活力の向上と雇用の創出のため、羽田空港の再拡張・国際化に対応した国際臨空産業、ロボット関連産業、新エネルギー関連産業、先導的エコ産業、ゲノム・バイオ関連産業などの新たな産業の創出や集積を進めます。また、規制緩和の要望や企業への助成などにより、企業活動の活性化を進めます。 戦略プロジェクト4-2/京浜臨海部における新しいまちづくり [構成事業（抜粋）] ・羽田空港の再拡張・国際化の推進 国や関係都県市と連携し、<u>羽田空港の再拡張・国際化を進めます。</u></p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし ・（誤記等） 方法：国際臨空経産業特区 →国際臨空産業・物流特区</p> <p>(3) 担当部課 企画部京浜臨海部活性推進課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・事業所・企業統計調査(総務省)の次回調査は2006年度（調査結果の公表は2007年度）。ただし、2004年度については速報値が出ているが依然として減少傾向が続いている。</p> <p>(2) 対応の状況 ・羽田空港は、再拡張後、国際定期便の就航を図ることが決定されており、再拡張事業について無利子融資を行うほか、他の自治体とも連携して、国際化の一層の推進等に向け提案要望を実施。 ・構造改革特別区域の認定(県申請4特区、H15.5)を受け、RT(ロボットテクノロジー)や、エコ産業など、産業集積に向けた取組みが進められている。 ・海運・物流産業の活性化に向け、京浜港(横浜港・東京港)がスーパー中枢港湾に指定(H16.7)され、コンテナ港湾の国際競争力の強化に向けた整備が進められている。 [羽田空港の国際化・24時間化] ・知事及び2市長が、無利子貸付による協力を表明(H15.12)。 ・「神奈川口構想に関する協議会」（構成:国交大臣、知事、横浜・川崎市市長、H16.2設置）において、協議を進めるほか、知事から国際化に向けた具体的な提案を行った（H18.2.7）。 ・国の再拡張事業に対し、9億1700万円を無利子貸付（H18.3）。 ・神奈川にとって望ましい羽田空港の再拡張・国際化をテーマとした「京浜臨海部再生フォーラム」を開催したほか、羽田空港における深夜早朝時間帯の国際チャーター便実態調査を実施（H18.7～8）。 [京浜臨海部の再生] ・京浜臨海部再生会議の検討結果を取りまとめた（H16.9）。 ・京浜臨海都市再生予定地域協議会の検討結果の取りまとめ（H15.6）、理化学研究所と研究協力協定を締結（H15.11）。 ・京浜臨海部の再編整備の推進に関する共同要望、京浜臨海部の再生に資する基盤整備等に関する提案(H15.12)、「かながわ京浜臨海部活性化プラン」を地域再生P Jとして提案(H16.1)。 ・京浜臨海部再編整備協議会で、遊休地・低未利用地の調査（H17.6）や、土地利用関係法令ガイドブックを作成（H17.11）。 ・ロボット関連産業の創出・集積に向け「かわさき・神奈川ロボットビジネス協議会」を設立（H18.11）するとともに、実証実験場として「ロボットパーク」の事業を開始（H18.11）した。また、「ロボットウィーク2006」を開催(H18.10)。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第1タイプ(アウトカム・継続型) ・既存の取組みの追加・発展</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度B【昨年度：C】 目標①については、再拡張事業も着実に進捗し、また24時間化の進展に向けた需要把握も進みつつある。昨年と同じB評価と判断するが、A評価までもう少しの状況。目標②については、統計データに不足はあるものの、新産業の創出と集積に向けた新たな成果が生まれていることを勘案して、B評価の段階に達したと判断した。目標③については法的にも「スーパー中枢港湾」に位置づけられ機能強化が具体的に進み始めたことを加味してC評価とした。以上を総合的に判断してB評価と判断した。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第4段階【昨年度：第4段階】 目標①および目標②については具体的な事業がさらに進展する段階にある。目標③については基盤整備が進みつつある。</p> <p>(4) 総合的な所見 京浜臨海部の再生に向けた取組みがここに来て大きく加速化している。新たな産業の創出や集積が現実化しつつあることを評価したい。また、羽田空港の国際化と24時間化も、その構想実現に向けて県が先導的な役割を果たしてきた。「神奈川口構想」の進展にも突破口を見出して頂きたい。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（3-2）

政策16（新産業育成）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 アジアとの交流や大学との連携により、高付加価値型のベンチャー企業や新分野の創業を支援し、「21世紀型産業」を育てます。神奈川の「開業率」を6%以上（全国トップクラス）に引き上げます。</p> <p>【目標】 ベンチャー企業や新しい分野の創業者を支援し、新しい高付加価値型の産業を創出します。これにより、現在4.8%に低迷している「開業率」を6%以上に高め、全国トップクラスに引き上げます。（神奈川は全国と比較すると開業率が高かったのですが、96年から廃業率が開業率を上回るようになり、全国平均の廃業率よりも高くなっています。）</p> <p>【方法】 ①アジアとの取引の拡大、アジアの起業家の進出・交流を促進します。 ②大学と企業の産学連携を支援し、高度技術を生かした高付加価値型の産業づくりを促進します。 ③神奈川県と川崎市が設立した（株）ケイエスピーによる「KSPモデル」をはじめとして、インキュベーター（事業立ち上げ支援）機能を強化し、人材、技術、資金等の総合的な支援を行います。</p> <p>【期限】 18～19年までに開業率6%以上に上昇</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト22／ベンチャー企業の育成と新たな産業の集積促進 <目標>（抜すい） 県内における開業率 実績(2001) 4.2%→6.0%(2006) 産業振興関係の戦略プロジェクトなどにより、商業、工業その他の業種の開業（移転・分割を含む）を増やすことで開・廃業率を再逆転し、目標達成をめざします。 <取り組む事業>（抜すい） 県内における研究開発機関などの集積や科学技術の研究成果を生かして、<u>産学公連携を促進し、高付加価値型の大学発ベンチャーなど、21世紀を担う新規成長分野の産業を振興</u>します。 戦略プロジェクト23／中小企業の経営革新とものづくり支援 <取り組む事業> 経営革新に取り組むなど、意欲があり、高い技術力のある中小企業のニーズに応えるため、ワンストップサービスによる支援やものづくり支援の充実及び<u>産学公連携による実用化技術開発の推進</u>により、中小企業の競争力の向上を図ります。 戦略プロジェクト24／産業活性化に向けた経済交流の推進 <取り組む事業>（抜すい） <u>東アジア地域との交流をさらに進めるため、地域経済人による交流会議などを実施</u>します。 *このほか、戦略プロジェクト25、26を位置づけ。 (2) 目標等の異同 ・変更なし (3) 担当部課 商工労働部産業活性化課・工業振興課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・事業所・企業統計調査(総務省)の次回調査は2006年度（調査結果の公表は2007年度）。</p> <p>(2) 対応の状況 ・産業集積促進に向け、神奈川産業集積促進方策（インベスト神奈川）を策定(H16)。「企業誘致室」の設置(H17.4)でワンストップサービスを提供。施設整備等助成制度は累積で44件の申請があった（H18.12.26）。海外を含む知事のプロモーションを実施し、ダイムラー・クライスラー社のほか、米国、中国、ドイツ等の外国企業を誘致。今後5年間の企業立地件数を過去5年の2倍にする「インベスト神奈川2006・チャレンジファイブ50」を設定。 ・ベンチャー企業育成に向け、産学公の連携による新技術・新製品等の研究開発支援を実施。また、「インベスト神奈川」の対象企業と県内企業等との技術連携ネットワークの構築をめざす「神奈川R&Dネットワーク構想」に取組む推進協議会を設置(H17)し、技術移転フォーラム等開催。 ・アジアとの交流として、経済視察団等の受入・派遣や、企業誘致プロモーションなどを実施する「東アジア地域企業誘致モデル事業」や、県内企業とのビジネスマッチングを目的とした「アジア地域ビジネス・ネットワーク事業」を実施。 ・創業家を支える土壌・風土づくりのため、「かながわ起業家体験キャンプ」(小中学生)、「高校生チャレンジベンチャー」(高校生)など起業家教育を実施。県内のベンチャー創業者・起業家等の実績を顕彰する表彰制度「かながわ」キラリ」チャレンジ大賞」を創設（H17.1）。 ・起業家人材を発掘・育成するため、創業意欲を高めるフォーラムを開催するとともに、創業に必要な専門的な知識・ノウハウを習得するセミナーを開催。 ・インキュベータ入居企業の成長支援として、総合的なソフト支援を実施し売上高の増加や新規雇用を創出したほか、連絡会議を設置し、情報交換と連携の強化を図った。 ・大学発・大企業発ベンチャー創出のため、「創出促進モデルプロジェクト事業」を開始(H17)し、会社設立などの成果を挙げたほか、「かながわベンチャー応援ファンド」(H17.7組成)での直接投資(14社)により、大学発・大企業発などの高付加価値型ベンチャー企業の円滑な事業化を促進した。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第1タイプ(アウトカム・継続型) ・既存の取組みを拡充・発展</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度B【昨年度：C】 「企業誘致室」を設置した成果が次々と生まれている。施設整備等助成制度の申請件数が44件、ダイムラー・クライスラー社を含む海外企業の誘致実現、「神奈川R&Dネットワーク構想」推進協議会の設置による諸事業の展開、「かながわベンチャー応援ファンド」での直接投資14社などを総合的に判断して、統計データに不足はあるものの、B評価の段階に達した判断した。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第5段階【昨年度：第4段階】 ベンチャー企業や新しい分野の創業者を支援する各種事業やプロモーションがさらに進展している。産学共同による高付加価値型の産業創出も円滑な事業化の段階に達している。</p> <p>(4) 総合的な所見 トップのプロモーションによる海外企業の誘致が実現した。また、今後5年間の企業立地件数に数値目標を設定するなど成果指向の行政の実現に向けた取組みへと進みつつあることを高く評価したい。なお、「アジアとの交流」についても、さらなる成果が生まれることを期待したい。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（3-3）

政策17（中小企業・市民起業支援）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 高い技術力をもつ中小企業に対して、技術開発、金融等の支援を行い、競争力向上を応援します。また、介護、子育て、教育等の生活関連サービスを提供する「地域ビジネス」に対して、人材養成、拠点整備等の支援を行い、「市民起業」を促進します。これらによって、新規求人数2.7万人/年以上（2割増）をめざします。</p> <p>【目標】 ①中小企業の競争力向上を応援します。 ②多様な地域ビジネスの創業を応援します。 ③これらによって、減少傾向にある新規求人数に歯止めをかけ、県内の新規求人数を270,000名/年まで増やすよう努力します。</p> <p>【方法】 ①中小企業に対して、県の試験研究機関・職業訓練校や大学との連携により人材養成、技術開発を支援します。また、(財)中小企業センター等による経営助言、金融面でのサポートを強化します。 ②規制緩和等の動向を踏まえて、介護、子育て、教育、住宅リフォーム等の生活関連サービスを提供する「地域ビジネス」を支援するため、市町村とも協力して人材養成、経営助言、拠点整備等の創業支援を行います。</p> <p>【期限】 18年度までに新規求人数27万人/年を実現。</p> <p>【財源】 中小企業支援は既存予算の有効活用により対応。地域ビジネス支援は1億円程度の予算増額（公共事業抑制分で対応）</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト23／中小企業の経営革新とものづくり支援 <取り組む事業> <u>経営革新に取り組むなど、意欲があり、高い技術力のある中小企業のニーズに応えるため、ワンストップサービスによる支援やものづくり支援の充実及び産学公連携による実用化技術開発の推進により、中小企業の競争力の向上を図ります。</u> 戦略プロジェクト25／雇用の確保と産業人材の育成 <目標>（抜粋） ・なお、産業振興関係の戦略プロジェクトなどにより<u>新規求人数27万人(2006年度)</u>をめざします。 戦略プロジェクト26／地域に根ざした産業の振興 [構成事業（抜粋）] ・コミュニティビジネスに対する創業などの支援 創業者の育成や資金面などを通じて<u>コミュニティビジネスの振興に取り組みます。</u> *このほか、戦略プロジェクト22、24を位置づけ。</p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし ・（誤記等） 図17：神奈川県の新規求人数13年度224,402人→222,402人</p> <p>(3) 担当部課 商工労働部新産業振興課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・17年度新規求人数 365,998人(神奈川県「労働市場年報」平成18年9月発行)</p> <p>(2) 対応の状況 ・中小企業の経営革新やものづくりの促進を図る取組みとして、(財)神奈川中小企業センターにおけるワンストップサービスによる支援、中小企業支援団体に対する助成を実施。また、産業技術総合研究所において、15年度から「ものづくり技術支援強化3年・3倍増活動（技術相談件数、依頼試験収入、受託研究収入を17年度までに13年度実績の3倍増を図る）」により一層の支援を実施し、目標を達成。 ・コミュニティビジネスの振興に向けて、本県におけるコミュニティビジネスの現状、課題及びニーズを把握して適切な振興方策等を研究するため、専門家・支援機関・行政及び公募委員（事業者・県民）からなる研究会（かながわのコミュニティビジネスを考える研究会）を設置（H15.9）し、報告書を取りまとめた（H16.7）。また、コミュニティビジネスの創業や定着をめざして、「人材の育成」「既存事業者の経営健全化支援」「地域での創業促進」を進める「コミュニティビジネス創出支援事業」を開始（H16）。 ・コミュニティビジネスを行うNPO法人向けの融資制度や、新規に障害者を雇用するコミュニティビジネス事業者への補助制度を設け（H17）。 ・コミュニティビジネスの創出支援を目的としたホームページを開設し、神奈川県で活動する事業者データベースなどを掲載（H18）。 ・「コミュニティビジネス創出支援事業」として、人材育成フォーラム、経営者養成セミナー、創業実現モデル事業などを実施。また、コミュニティビジネス創出を目指すグループの取組みを支援し、これまでに、いせはらコミュニティビジネス支援会議、つくいまちコミュニティビジネス育成会議、逗子市コミュニティ・ビジネス創出推進チームが発足した。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第1タイプ（アウトカム・継続型） ・既存の取組みを拡充・発展</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度A【昨年度：A】 昨年度および一昨年度に引き続き目標を達成した。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第5段階【昨年度：第4段階】 NPO法人向けの融資制度の件数が、平成17年度は認定11件、金額にして5,050万円であったが、平成18年度も10月末時点で認定11件、金額にして4,550万円となっている。さらに、コミュニティ・ビジネスの創出支援への取組むみが本格化したことなどを総合的に勘案して第5段階に達していると判断した。</p> <p>(4) 総合的な所見 三年連続してマニフェストの目標が達成された。これまでの成果を高く評価したい。引き続き目標水準の達成継続に向けて取り組んで頂きたい。 なお、今後の中小企業の競争力向上の支援とコミュニティ・ビジネスの創業支援や事業支援・定着化を目指した事業展開にも期待したい。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（3-4）

政策18（かながわツーリズム）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 県内の歴史・観光・リゾート等の機能を結びつけ、首都圏民や外国人に“憩いの空間”を提供する「かながわツーリズム構想」を推進し、<u>県内観光客数の2割増</u>をめざします。</p> <p>【目標】 県内の歴史・文化や自然環境を生かして観光拠点を活性化するとともに、横浜のコンベンション機能、鎌倉の歴史景観、箱根・湯河原の温泉文化、三浦半島・湘南海岸・丹沢大山の自然環境などの機能を結びつけ、首都圏の憩いの空間としたり、外国人に日本の文化・風土に触れる機会を提供します。これにより、観光客の増加（1.2倍、約17,200万人）を図ります。</p> <p>【方法】 ①民間機関と協力し、滞在型のリゾート空間の整備に努めます。 ②国際会議、イベント等の際に歴史、温泉等の地域文化に触れることを提案し、対応する旅行企画等を提供します。</p> <p>【期限】 18年度までに1.2倍に</p> <p>【財源】 既存予算及び民間資金で対応（道路等の整備は別途）</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト27／かながわツーリズムの推進 <目標> ○県内への年間入込観光客数（単年度） <u>実績(2002) 148,950 千人→172,000 千人(2006)</u> <取り組む事業> 市町村、観光事業者などと連携して、神奈川の地域の特色を生かした観光の魅力づくりを進めて、効果的に観光PR、情報提供を行うとともに、かながわ製品の販路拡大を促進し、人々にゆとりと豊かさを与える観光交流と地域の活性化と一体となった産業としての観光を振興します。</p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし</p> <p>(3) 担当部課 商工労働部商業観光流通課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・県内への年間入込観光客数 16,116 万人（平成17年度神奈川県入込観光客調査報告書、平成18年6月）</p> <p>(2) 対応の状況 ・遼寧省旅遊協会会長と県観光協会会長との間で、観光交流を図るための相互協力の促進についての覚書調印（H15.10） ・産業観光施設モニターツアー（H15.11）、ビジット・ジャパン・キャンペーン連携事業（台湾等の旅行業関係者を招聘）、かながわ名産展、かながわツーリズムフォーラム（H16.2）を開催 ・「国際観光県『かながわ』推進構想」を地域再生プロジェクトとして提案（H16.1） ・「かながわツーリズム推進指針」を策定（H16.3） ・かながわ製品の普及・販路拡大を図るため、シルクセンター1階に「物産・観光プラザ『かながわ屋』」を開設（H16.4） ・「かながわ観光親善大使（黛まどか氏、福岡晃子氏）」の任命（H16.5） ・京畿観光公社との「観光交流覚書」の調印（H16.10） ・東京・千葉・埼玉と共同し、ビジット・ジャパン・キャンペーン連携事業として欧州メディアを招聘（H16.11） ・フィルムコミッション活動への支援として、「県管理施設等のロケーション利用検討会議」設置（H16.7）し、「県有施設等ロケーション撮影利用実施方針」を策定（H17.2）。 ・「秋の神奈川再発見キャンペーン」の実施（H16、H17、H18）に加え、「冬の神奈川再発見キャンペーン」を実施（H17） ・貴重な産業遺産や工場の製造ライン等を見学する「産業観光」を推進したほか、神奈川の持つ様々な魅力をアピールするため、自然、歴史、文化等の映像コンテンツを作成し、インターネット上で広く情報を発信（H17）。 ・今年度は、東京ベイツーリズム（東京湾の海上交通）の推進、三浦半島地域及び県西地域の観光魅力の創出のための広域的な観光プロモーション活動、湾岸ライブ推進事業（水上タクシーの検討）などに取り組んでいる。 ・神奈川県提案に基づき、東京湾における旅客船の運航実験や広域周遊モデルコースなど、八都県市による「21世紀の船出プロジェクト」の具体化に着手（H18.11）。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第1タイプ（アウトカム・継続型） ・既存の取組みを拡充・発展</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度B【昨年度：B】 昨年度と比べても、192万人の入り込み観光客数の増加となっている。約53%の目標達成度となっているので、昨年を引き続いてB評価と判断した。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第5段階【昨年度：第4段階】 各種事業について確かな成果が次々と生まれていることを総合的に勘案して第5段階に達していると判断した。</p> <p>(4) 総合的な所見 豊富な観光資源をもつ神奈川県の魅力を再発見する各種のキャンペーンやプロモーションが結実しつつある。斬新で相互連携を強く意識した諸事業が随所で成果を挙げている。 これまで県事業として観光振興や産業観光に必ずしも積極的に関与して来たとはいえない「ゼロからの出発」であることを考慮すると驚異的な成果である。これまでの取組みに敬意を表したい。 一歩でもマニフェストの目標実現へと近づくブレイクスルーを期待したい。</p>

松沢マニフェスト・分野別点検評価表（PART 4 教育再生）

1. 政策別点検・評価の結果			2. 目標達成の状況	3. 対応の状況
政策	目標達成度	対応段階区分	目標達成度	対応段階区分
政策19 学校改革	D 【昨年度：D】	第4段階 【昨年度：第4段階】	A 1件（県立高校改革） B 0件 C 2件（コミュニティ・カレッジ、英語学習フロンティア構想） D 1件（学校改革）	第5段階 0件 第4段階 3件（学校改革、県立高校改革、英語学習フロンティア構想） 第3段階 1件（コミュニティ・カレッジ） 第2段階 0件 第1段階 0件
政策20 県立高校改革	A 【昨年度：B】	第4段階 【昨年度：第4段階】	【評価】 [政策19]については、さらに状況が悪化したので、D評価のままと判断した。 [政策20]については、マニフェストの目標を行政目標へと適切に展開したことにより、着実な進捗を認めることができた。A評価と判断したい。「特色ある高校」の更なる実現を推進して頂きたい。 [政策21]については、県民センターを拠点として8講座が開設された。マニフェストの目標の実現に向けた確かな一歩と判断してC評価とした。 [政策22]については、行政目標への適切な展開が図られ、着実な進展が見られた。行政目標の数値化をさらに推進するなど実効性の向上を望みたい。	【評価】 [政策19]については、相談や支援をした対象者の状況改善へとつなげる取組みなど、行政対応になお検討の余地があることを勘案して昨年と同じ第4段階と判断。 [政策20]については、比較的行政対応が進んでいるものの、特色ある高校設置の具体化が今後も引き続き行われることをなど考慮して、昨年と同じ第4段階と判断。 [政策21]については、県民センターを活用して各種講座が展開され、行政対応が具体的な事業化の段階へと進捗したので、第3段階に進んだと判断。 [政策22]については、新たに国際・英語教育の「拠点校」を指定するなど行政対応の拡大が見られたが、各種事業の展開段階であるので昨年同様の第4段階と判断。
政策21 コミュニティ・カレッジ	C 【昨年度：D】	第3段階 【昨年度：第2段階】		
政策22 英語学習フロンティア構想	C 【昨年度：D】	第4段階 【昨年度：第4段階】		
			4. 総合的な所見	
			県立高校改革がA評価となった。他の政策については、2つの政策領域でC評価へと移行した。この4年間で、緩やかではあるが大きな一歩を踏み出しつつあることに敬意を表したい。全体としてはC評価の段階と判断できる。たとえば学校改革についても、学校行政として対応できることに限りがあることは理解できるが、政策的思考を駆使することなどによりマニフェストの目標実現に向けてさらに進展することを期待したい。	

松沢マニフェスト政策別点検評価表（４－１）

政策 19（不登校対策）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 子どもの顔に輝きを取り戻し、市民社会を担える自立した子どもを育てるため、ボランティア活動（社会奉仕活動）やインターンシップ（職場体験）の導入、学校と地域やNPOとの連携、特色ある公立校の創設など、学校改革を大胆に進めます。こうした取り組みによって、不登校生徒の比率（生徒千人あたりの数）を20人以下（3割減）に抑えます。</p> <p>【目標】 いま子どもたちの学習意欲や自ら考える力、社会参加の意識が弱まっています。県内では不登校による小学校長期欠席児童が1,652人（千人当り3.59人）、中学校長期欠席生徒が6,783人（千人当り27.99人、全国ワースト8位）となっており、過去10年でいずれも2倍以上に増えています（11年現在）。これを少なくとも3割削減すること（千人当り20人以下）を目標・指標として教育改革を進めます。</p> <p>【方法】 ①NPOや商工団体と連携して、教育課程に森林保全や福祉介護などのボランティア活動やインターンシップを導入し、公共性や働くことの意味を学び、自立した市民として育つことを重視した教育を推進します。 ②地域住民が授業の講師や部活動の指導等を行う「学校支援ボランティア」を導入する一方、教員を地域の生涯学習の講師として派遣したり、空き教室を地域活動に開放するなど、地域コミュニティの拠点としての学校づくりを進めます。 ③教育特区制度も利用して、地域やNPOが学校運営を行う新しいタイプの公立校（コミュニティ・スクール）を設置するなど、社会のニーズに応じた機動的な学校運営や独創性に富んだ人材育成を進めます。</p> <p>【期限】 18年度までに上記の改革を完了させ、上記目標を達成します。</p> <p>【財源】 新しいタイプの公立校の設置等に1億円程度/年（公共事業費、人件費の抑制等により対応）</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト17／不登校・ひきこもり、いじめ・暴力行為などへの対応 <目標>（抜すい） ○長期不登校児童・生徒に対する訪問相談や民間施設などによる支援率 実績(2002)37.1% → 100.0%(2006) <取り組む事業> 教育支援センター（適応指導教室）への専任教員の配置やスクーリング・サポート・ネットワーク整備事業による訪問相談、宿泊体験活動の実施など不登校児童・生徒の支援を充実するとともに、スクールカウンセラーの配置を進めて不登校、いじめ・暴力行為の未然防止及び早期解決に努めます。また、<u>学校、地域、関係機関の連携により、地域の支援体制を充実するとともに、NPOなどとの協働・連携による対応を図るため、総合相談やNPOなどへの支援機能を持つ拠点の整備と、NPOなどの行うフリースクール、フリースペースなどへの支援を行います。</u></p> <p>戦略プロジェクト21／学校と地域社会との交流の活性化 [構成事業（抜すい）] ・社会奉仕・ボランティア活動などの推進 <u>社会奉仕・ボランティア活動に積極的に参加する意欲を高めるとともに、職業観・勤労観を育むためのインターンシップを進めます。</u></p> <p>(2) 目標等の異同 異なる視点からの目標等を定めた ・不登校の理由や背景は複雑多岐にわたり、様々な取組みについての結果を予測することは極めて困難であり、また、学校だけでは対応が難しいのが現状であることから、これら児童・生徒に対して行う訪問相談や民間施設（フリースクール等）など学校外における支援の割合（支援率）を100%とすることを目標とした。</p> <p>(3) 担当部課 教育局高校教育課・子ども教育支援課・生涯学習文化財課、県民部青少年課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・千人当たりの不登校児童・生徒の比率(H17) 小学校：3.89人 中学校：34.53人 『平成18年度 神奈川県 学校基本調査結果報告』平成18年11月』を基に算出) ・長期不登校児童・生徒に対する訪問相談や民間施設などによる支援率 37.1%(2002)→77.6%(2004)</p> <p>(2) 対応の状況 ・ボランティア単位認定校を拡充。ボランティア活動を記録する「かながわ高校生チャレンジボランティアパスポート」や推進の手引きを作成・配付。 ・「ボランティア強化月間」の指定や「地域貢献デー」、ボランティア総合相談会を実施。高校生自らが運営する活動拠点「高校生ボランティアセンター」を設置(H18.6)。県内16機関を「地域ボランティアエアポート」に指定(H18.8)。県内の小・中・高生を特別養護老人ホームで受け入れる体験学習を試行(H18.9～)。 ・インターンシップ推進協議会を新設(H16.9)、インターンシップ体験発表会の開催、インターンシップ実践事例集(H17.3)の作成、高校生インターンシップ実践の手引きの作成(H18.3)。 ・明るく安心な地域社会づくりに向けて、「神奈川あいさつ一新運動」を展開(H18.4)。取組の一つとして、「心と心をつなごう あいさつリレー」として県内各地区で学校から学校へシンボル旗をリレー(H18.7～)。 ・高校生の積極的な社会参加を促進するため、青年会議所(JC)との協働で、「神奈川ハイスクール議会2006」を実施(H18.8)。 ・不登校児童・生徒への対応として、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、不登校訪問スタッフスーパーバイザー、適応指導教室への専任教員等を配置。 ・スクーリング・サポート・ネットワークを整備（地域センター23箇所、広域センター1箇所） ・不登校児童・生徒のための野外活動プログラム、不登校対策等実践研究委託を実施。教師用指導資料「不登校の未然防止・早期解決のために」作成・配布(H16.8)。 ・不登校問題に対するNPO等との連携協働促進に向けた取組みを推進(H17～)。 ・総合相談やNPO支援等を行う青少年サポートプラザを開設し、青少年の「心の問題」に関する相談窓口を運営するとともに、各種研究会、養成などを開催。 ・県立学校の公開講座の開催を拡充するとともに、県立学校の施設開放を進めた。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第1タイプ(アウトカム・継続型) ※学校改革の取組みは第3タイプ(アウトプット・継続型)であり、折衷型ともいえる。 ・既存の取組みの拡充・発展</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度D【昨年度：D】 昨年度と比較しても、千人当たりの不登校生徒の比率は、中学校で33.23人から34.53人になっており、依然として悪化傾向に歯止めがかかっていない。なお、個別の37市町村について見ると、内2市町では不登校生徒数の減少傾向を維持（平成15年度から平成17年度）している。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第4段階【昨年度：第4段階】 総合的な各種の事業展開へと進んでいる。</p> <p>(4) 総合的な所見 長期不登校児童・生徒に対する訪問相談や民間施設などによる支援率が77.6%となっており、これら児童・生徒の現況把握が大きく進展したことは評価したい。 さらに相談や支援を受けた長期不登校児童・生徒のなかで、状況が改善した者の割合を統計的に把握するなど、困難な状況に置かれた児童や生徒の教育環境を向上させる成果目標の設定へと進むことを希望する。 また、NPOなどとの協働・連携による対応も端緒についたばかりではあるが、一層の協働と連携が進むことを強く期待したい。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（４－２）

政策 20（県立高校改革）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 県立高校の「学区制」を撤廃し、生徒の選択の幅を拡大するとともに、高校間の競争によって教育サービスの向上を図ります。また、県立高校の再編統合に対応して、環境高校、福祉高校、中高一貫校など特色ある高校づくりを進めるとともに、校長への権限移譲や民間人登用など県立高校の経営改革(マネジメント改革)を行います。</p> <p>【目標】 ①県立高校の「学区制」を撤廃し、生徒の学校選択の幅を拡大します。 ②当面 30 校程度選定して、環境高校など社会の変化と県民のニーズに合った、特色ある高校に切り替えます。また、公立の中高一貫教育校を当面 5 校程度つくります。 ③校長への権限・財源の移譲、民間人の登用(当面 10 校) などにより、機動的で自立した学校運営を図ります。</p> <p>【方法】 ①県立高校の「学区制」を撤廃します。 ②社会ニーズの変化に対応し、構造改革特区も活用して、特定分野に関する教育を目的とする環境高校、福祉高校、英語教育重点校、IT 教育高校などの特色ある高校に切り替えます。 ③市町村教委と連携して、公立の中高一貫教育校(市町村立中学と県立高校の連携)をつくります。 ④校長への権限・財源の移譲、公募による民間人の登用を進めるとともに、校長等に専門家が助言する「学校経営アドバイザー制度」を導入します。</p> <p>【期限】 17 年度から学区制撤廃(予定)、18 年度までに改革を実施</p> <p>【財源】 特色ある高校づくりに 60 億円程度／4 年(公共事業費、人件費の抑制により対応)</p>	<p>(1)県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト 19／活力と魅力ある県立高校づくり <取り組み事業> 「県立高校改革推進計画」に基づき、多様で柔軟な高校教育を展開するために、県立高校の再編により、新しいタイプの高校の設置を進めるとともに、すべての高校で特色づくりなどを進めます。2004 年度に後期実施計画(2005 年度～)を策定し、新しいタイプの高校の設置拡大や特色づくりを一層進めるとともに、<u>中高一貫教育校の設置に向けて取り組みます。</u> 【構成事業(抜粋)】 ・新しいタイプの高校の設置拡大 新しいタイプの高校の設置と設置に向けた条件整備を進めます。 ※年度別目標：新しいタイプの高校の設置 2006 年(累計) 21 校</p> <p>主な施策・事業体系 Ⅲ 未来を担う人づくり【地域に根ざした学校づくりの推進】 93 学校の自主性・自律性の確立 資質、能力を持った人材を幅広く確保するため、<u>民間人校長の登用を進めるとともに、学校運営においてリーダーシップをもって特色ある学校づくりができるよう、校長の人事権限の拡大を進め、県立高校の改革などに取り組みます。また、学校経営を支援するため、学校管理職相談やカリキュラムコンサルタント事業を進めます。</u></p> <p>(2)目標等の異同 より現実的な目標値等を定めた ・特色ある高校づくりについては、すべての高校で特色づくりを進めることとし、公立の中高一貫校の設置については市町村における取組を含め 3 校程度とするともに、校長への民間人登用については、県立高校改革推進計画の内容等を踏まえながら幅広い人材の登用を図ることとした。</p> <p>(3)担当部課 教育局総務課・教育政策課・教育財務課・高校教育課</p>	<p>(1)目標達成の状況 ・17 年度入学者選抜から県立高校の学区を廃止。 ・すべての高校を特色ある高校とすることとし、単位制など新しいタイプの高校 12 校設置。 ・県立高等学校長については、民間人校長の公募も実施し、平成 17 年度までに 8 名を民間等から採用。18 年度は、新たに高等学校 2 名を公募。</p> <p>(2)対応の状況 ・校長への権限の移譲については、人事面では、校長による教員公募制度の導入し拡大するとともに、校長からのヒアリングの一層の充実を図り、校長の意向が反映できるような工夫を実施。 ・予算面については、現行制度の中で、より校長の意向を反映できるよう実務上の配慮を実施。 ・学校経営アドバイザーとして、総合教育センターにおいて、学校の管理運営についてアドバイスをを行う「管理運営ホットライン 300」や「カリキュラムコンサルタント」事業を展開。 ・「神奈川県立の高等学校通学区域規則」の廃止(17 年 1 月)、学区撤廃による平成 17 年度入学者選抜の実施(17 年 1 月～3 月) ・県立高校改革推進計画後期実施計画(H16.12)において、平成 21 年度に中等教育学校を 2 校設置するとともに、連携型中高一貫教育校について、引き続き市町村に働きかけを行っている。 ・「確かな学力」の育成に向けて、生徒による授業評価を実施(H17)。 ・「新しいタイプの高校等の生徒・保護者へのアンケート等」を実施(H17.12～H18.4)したほか、全県立高校の卒業年次の生徒・保護者を対象とした「魅力と特色ある県立高校づくりについてのアンケート」を実施(H18.1～H18.3)。</p>	<p>(1)政策のタイプと目標の明確化 ・第 4 タイプ(アウトプット・即時型) ・既存の取り組みの拡充・発展</p> <p>(2)目標達成状況の評価 ・達成度 A【昨年度：B】 目標①については、県立高校の学区制が既に廃止されているので A 評価。目標②については、特色ある高校の設置数が延べで 15 校に達する見込み(19 年 4 月に 3 校が開校予定)であるので B 評価と判断した。公立の中高一貫教育校の設置については今後の課題。目標③については、民間人校長の採用が 10 人となった。校長の意向をより反映する仕組みの整備に課題は残るが、A 評価とした。 以上を総合的に判断して、A 評価に達していると判断した。</p> <p>(3)対応状況の評価 ・第 4 段階【昨年度：第 4 段階】 昨年度に引き続き、継続的な事業の展開が見られる。</p> <p>(4)総合的な所見 全体として、この 4 年間で大きな成果を挙げたことを評価したい。特色ある高校の設置は 15 校に留まったが、今後の展開に期待が持てる。マニフェストの目標と「県立高校改革推進計画(後期実施計画)」との整合性をさらに図って頂きたい。公立の中高一貫校については、市町村に対する働きかけが継続しているので、具体的な成果がでることを期待したい。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（4-3）

政策21（コミュニティ・カレッジ）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 再編統合により余裕の出る県立高校の施設を利用して、公設民営による「コミュニティ・カレッジ」を開設し、地域の多様な人々に職能訓練、生涯学習等の多様な学びの機会を提供します。</p> <p>【目標】 ①上記の「コミュニティ・カレッジ」を当面パイロット・スクール(実験校)として3校程度開設し、その後さらに拡大します。 ②コミュニティ・カレッジでは、不登校や中途退学の生徒、キャリアアップを求める社会人、「起業」を図る市民、中高年齢者など地域の多様な人々に、職能訓練、キャリアガイダンス、コンサルティング、生涯学習等の機会を提供し、教育と雇用、教育と地域の連携を図ります。 ※ コミュニティ・カレッジとは、地域に根ざした市民・職業人のための教育機関。安価な費用、柔軟なカリキュラム等のため、欧米では広く開設され、市民教育、職業人教育に重要な役割を果たしています。</p> <p>【方法】 県または市町村が設置主体となり、教育特区制度も利用して、専修学校・各種学校として開設し、住民参加の機関またはNPO等によって公設民営で運営します。</p> <p>【期限】 18年度までに3校程度開設（実験校）</p> <p>【財源】 施設整備、機材等購入費として各1億5,000万円×3校＝4億5,000万円程度／4年 （県立高校統合に伴う運営費の削減、人件費の抑制等により対応）</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 主な施策・事業体系 VI 心豊かな暮らしと共生社会の実現 【多彩な生涯学習活動への支援】 185 県立社会教育施設などの生涯学習機能の活用 博物館、美術館などにおける企画展や講座を充実(PJ37)するとともに、インターネットサービスや資料収集の充実など図書館の学習支援機能を強化し、県立社会教育施設を生涯学習の場として活用します。また、<u>コミュニティカレッジの整備を検討します。</u></p> <p>(2) 目標等の異同 より現実的な目標値等を定めた ・コミュニティ・カレッジは、米国において地域や企業のニーズに応える短期高等教育機関として重要な役割を果たしていますが、日本ではこうした役割を専修学校等が担っている面があり、民間教育機関による学習機会の提供が活発に展開されていること等から、具体化には民業圧迫等の課題があることも事実です。このため、基本的なあり方を含めて検討を進めている。</p> <p>(3) 担当部課 県民部県民総務課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・開設に関する県の基本的な考え方をまとめた「(仮称) かながわコミュニティカレッジ開設基本構想」を策定。 ・地域の課題解決や活性化に取り組む人材の育成を図るための県民の新たな学びの場となる「かながわコミュニティカレッジ」の試行を開始。10月から順次、年度内に8講座を開設するとともに、うち4講座はNPO等に企画・実施を委託。</p> <p>(2) 対応の状況 ・15年度は、米国のコミュニティ・カレッジや県内における類似教育・学習機関の状況を調査するとともに、「かながわらしいコミュニティ・カレッジ」のあり方等について、生涯学習やNPO等に関する有識者に対しての意見聴取を実施。 ・16年度は、推進体制として、庁内関係室課による「コミュニティ・カレッジ開設検討会議」を設置し「かながわらしいコミュニティ・カレッジ」の展開に向けた課題の検討を進めるとともに、コミュニティ・カレッジの持つべき機能を検討するための材料として、県民等の「学び」に関する各種実態調査結果の把握、及び県認証NPO法人等を対象としたアンケートを実施。 ・17年度は、コミュニティ・カレッジの機能や提供する学習分野等について検討を行うため、有識者による「県民の新たな学びの場に関する検討委員会」を設置（H17.6）。検討結果として、上記委員会より「かながわらしいコミュニティ・カレッジについて（提言）」を受領（H17.11）。この提言を基に、開設に関する県の基本的な考え方をまとめた「(仮称) かながわコミュニティカレッジ開設基本構想」を策定。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第4タイプ（アウトプット・即時型） ・新規の取組み</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度C【昨年度：D】 県民センターを拠点として8講座が開設された。 目標①については、県民センターで実施される県事業ではあるが、「コミュニティ・カレッジ」が1校開設されたとみなして、C評価と判断した。目標②については、開設された講座が、「NPOマネジメント講座（全20回）」、「子ども支援者養成講座（全12回）」、「高齢者介護講座（全4回）」、「DV対策支援者講座（全5回）」、「災害救援ボランティアコーディネーター養成講座（全12回）」、「観光ボランティアガイド養成講座（全13回）」、「団塊世代の地域デビュー講座（全12回）」、「外国籍児童学習支援ボランティア講座（全4回）」などの講座が展開されていることを勘案してC評価と判断した。ただし、職業訓練やキャリア教育の充実が今後の課題となっている。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第3段階【昨年度：第2段階】 具体的な事業展開が始まったので、第3段階に移行したと判断した。</p> <p>(4) 総合的な所見 4講座をNPO等への委託事業とすることにより行政との役割分担を図る事業内容となっている。マニフェストの目標実現に向けた「コミュニティ・カレッジ」へと一層進展することを強く希望したい。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（4-4）

政策22（英語学習フロンティア構想）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 神奈川の子ども誰もが高校卒業までに“生きた英語”を身につけられるよう、教員採用や教育課程を改革する「英語学習フロンティア構想」を推進し、真の国際交流県をめざします。</p> <p>【目標】 ①神奈川の子ども全員が高校卒業までに「コミュニケーションできる英語」を身につけられるようにします。 ②コミュニティ・カレッジ（前出）等で社会人向けの外国語教育を充実させ、“バイリンガル神奈川”をめざします。 ③TOEIC等の受験を推奨し、平均点アップをめざします。</p> <p>【方法】 ①学校教育の教員採用、教育課程等において「<u>コミュニケーション英語</u>」を重視した対応を行います。 ②<u>全高校生にTOEIC等の受験を推奨、支援します</u>（受験料助成を検討）。 ③県立高校改革の一貫として、<u>語学教育重点校をつくり</u>ます。 ④コミュニティ・カレッジ等に外国語教育を取り入れます。</p> <p>【期限】 18年度までに各種改革を実行</p> <p>【財源】 既存の運営費の範囲内で対応（ただしTOEIC等受験料助成を検討）</p>	<p>(1)県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト16／国際性豊かな人づくり <目標>（抜粋） ○英語コミュニケーション能力の向上 <u>高校生のTOEIC、英検などの受験を奨励し、英語学習の意欲を高めるとともに、ネイティブスピーカーの配置増など、英語教育の環境を充実することにより、英語コミュニケーション能力の向上を図ります。</u> <取り組む事業> 学術・スポーツをはじめ、様々な分野で県民が参加する国際交流・協力活動を実施するとともに、神奈川に蓄積されている技術や人材を生かした国際協力活動、青少年の国際体験活動やスタディツアーなどを通して、次代を担う国際性豊かな人材を育成します。こうした国際性豊かな人材育成の一環として、小・中・高等学校を通じた英語による実践的コミュニケーション能力の育成を重視した国際・英語教育を進めます。</p> <p>(2)目標等の異同 ・変更なし</p> <p>(3)担当部課 教育局子ども教育支援課・高校教育課</p>	<p>(1)目標達成の状況 ・小・中・高それぞれの段階で「コミュニケーションできる英語」を身につけるための取組みを強化している。また、語学教育重点校の取組みとして、高校では「拠点校」20校、小・中学校では「実践モデル校」(小学校20校、中学校6校)を指定し先進的取組みを推進するとともに、教員採用及び研修、指導者の育成等においても対応を進めている。</p> <p>(2)対応の状況 ・「コミュニケーションできる英語」を重視した英語教育のため、県立高校におけるスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールや国際教育・英語教育支援校での取組みを充実するとともに、新たに国際・英語教育の「拠点校」を20校指定し先進的取組みを推進。 ・外国語指導を行うネイティブスピーカー（外国語指導助手〔ALT〕、在留外国人指導助手〔PFT〕）の県立高校等へ配置について、引き続き増強を図っている。 （合計：H15:68人、H16:96人、H17:124人） ・全ての中・高等学校英語教員を対象に英語運用能力・英語教授力の向上を図る「英語教員指導力向上研修」を実施。 （合計：H15:153人、H16:367人、H17:410人） ・英語教育の牽引力となる指導者の育成を目指したコーディネーター養成講座を実施。（合計：H16:22人、H17:38人） ・実践モデル校（小学校20校）を指定(H16～)して、総合的な学習の時間等を活用して英会話活動を進め、中学校については英会話教材の開発(H16)を行ったうえで、実践モデル校(6校)を指定(H17)して英語教育を推進した。 ・新たに、英語教育研究会、英語教育推進フォーラム(小・中・高の児童・生徒の発表とパネルディスカッション)などを開催。 ・ネイティブスピーカーによる面接や、TOEFLやTOEICなどで一定の資格を有する者の教科専門試験を免除するなど「コミュニケーション英語」を重視した教員の採用・育成を図っている。 ・高校でのTOEIC等の団体受験の機会を設けるなど支援を行い、受験の奨励を図っている。 ・英語によるコミュニケーション能力の育成の一環として、教員団体主催の英語弁論大会を発展させ、新たに県・県教委共催の英語スピーチコンテストとして実施(H17.10)。 ・県立高2校が文部科学省から新たにスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール(SELHi)に指定(H18.4)。1校が英語教育優良学校表彰を受賞(H18.3)。</p>	<p>(1)政策のタイプと目標の明確化 ・第1タイプ（アウトカム・継続型） ・新規の取組み（英語教育の充実は既存の取組み）</p> <p>(2)目標達成状況の評価 ・達成度C【昨年度：D】 目標①については、新たに国際・英語教育の「拠点校」を20校指定するなど、アウトプット指標ではあるが行政目標の展開に進捗が見られたことを評価してB評価と判断した。目標②についてはD評価。目標③については、TOEICおよびTOEFLの受験状況が、15年度が630人、16年度が1609人（団体受験3校）、17年度が2548人（団体受験が7校）となって受験者が着実に増加していることなどを勘案してB評価と判断した。 以上から全体としてはC評価の段階にあると判断した。</p> <p>(3)対応状況の評価 ・第4段階【昨年度：第4段階】 各種の事業展開が進捗している。</p> <p>(4)総合的な所見 この4年間で行政目標の展開に着実な進捗が見られたことを評価したい。たとえば高校でのTOEIC受験者の得点の平均点を把握することなどにより、行政目標に成果指標による数値目標を設定して、マニフェストの目標（最終アウトカム）の実現に向けた取組みへと大きく踏み出すことをさらに期待したい。</p>

松沢マニフェスト・分野別点検評価表（PART5 環境を守る）

1. 政策別点検評価の結果			2. 目標達成の状況	3. 行政対応の状況
政策	目標達成状況	対応段階区分	目標達成区分	対応段階区分
政策 23 水源の森林づくり	A 【昨年度：B】	第5段階 【昨年度：第4段階】	A 2件（水源の森林づくり、森林環境税） B 2件（都市の自然づくり、） C 1件（廃棄物のリサイクル） D 0件	第5段階 3件（水源の森林づくり、都市の自然づくり、森林環境税） 第4段階 1件（廃棄物のリサイクル） 第3段階 0件 第2段階 0件 第1段階 0件
政策 24 都市の自然づくり	B 【昨年度 B】	第5段階 【昨年度：第4段階】	NA 0件 【評価】 ・全体として目標達成に近づいている。水源環境税は方式が違ったが導入できた。 ・リサイクル率についてはデータの更新がないため昨年度と同じ評価にせざるをえなかった。産業廃棄物の処理についてもデータの更新がないが、新たに公共処分場が建設されたにもかかわらず、県内処理100%という目標達成にはほど遠い状況にあると判断した。	【評価】 ・環境保全における県の対応は十分に評価できる。水源環境税の税収による事業の展開を見守りたい。 ・芦名（横須賀市）に建設した最終処分場の利用を図る努力が必要。
政策 25 森林環境税	A 【昨年度：A】	第5段階 【昨年度：第4段階】		
政策 26 廃棄物のリサイクル	C 【昨年度：B】	第4段階 【昨年度：第4段階】		
			4. 総合的な意見	
			<ul style="list-style-type: none"> ・全体として進捗状況は良好とみられるが、以下の点に注意してほしい。 ・水源地域の活性化については、取り組みの成果を説明する工夫がほしい。 ・県民参加型の環境保全の仕組みとして「水源環境保全・再生かながわ県民会議(仮称)」が発足する運びとなったが、これからは同会議の活動状況に注意を払う必要がある。 ・里山条例は議会に提案する段階にまできた。今後は事業の展開をしっかりと見守る必要がある。 ・都市公園づくりは面積の点では順調に推移しているが、目標(43.0k m²) 達成には事業のさらなる拡大が必要である。 ・リサイクル率・産業廃棄物の県内処理率についてはデータの更新がないため4年間の進捗状況についての評価ができない。こうした重要な行政活動については毎年データを作成・公表する努力が必要ではないか。なお、産業廃棄物の県内処理率については、マニフェストの目標数値が多分に理想的すぎたきらいもあるが、県内処理を増やす努力が必要であることはいうまでもない。 	

松沢マニフェスト政策別点検評価表（5－1）

政策23（水源の森林づくり）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 NPOやボランティアとも連携して、丹沢、大山などの水源地域の森林再生に取り組み、「水源の森林(もり)づくり」を推進します。森林整備協定等を結んで公的管理・支援を行う「<u>かながわ県民水源林(仮称)</u>」を1万ha（現在の2.3倍）まで増やします。</p> <p>【目標】 現在、木材需要の減少などのため手入れが行き届かない森林が増え、水源かん養や土砂流出防止など公益的機能が低下しています。そこで、NPO、ボランティアとも連携して、<u>県民の水がめを支える水源の森林(もり)</u>を再生し、水源地域の活性化を図ります。</p> <p>【方法】 ①スギ・ヒノキの人工林を、水源かん養機能などの高い森林(混交林や複層林)に切り替えるとともに、広葉樹林の手入れを進め、神奈川の森を多様で活力のある森に再生します。 ②水源地域・約56,000haを対象として、所有者との協定、買取り等<u>公的管理・支援を行う水源林を10,000haまで増やします</u>（現在の約2.3倍）。 ③相模湖、津久井湖、丹沢湖等のしゅんせつ（堆砂対策）、アオコ対策などの水質浄化を推進します。 ④都市と水源地域の交流、地域特産品の育成等を通じて<u>水源地域の活性化を図ります</u>。</p> <p>【期限】 2050年を目標とし、18年度まで着実に推進します。</p> <p>【財源】 水源の森林づくり事業約40億円/年（15年度約15億円、17年度から増額）（農道・林道整備等の公共事業費の抑制で対応。17年度から森林環境税(仮称)で対応）</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） <u>戦略プロジェクト47/県民との協働による水源の森林づくり</u> <目標> ○水源の森林づくりで適切に管理されている森林面積（累計） <u>実績(2002)4,916ha→9,000ha(2006)</u> ○森林づくりボランティア参加者数（単年度）<u>実績(2002)6,400人→7,000人(2006)</u> <取り組む事業> 水源かん養など森林の持つ公益的機能を高めるため、4つの手法（水源分収林、水源協定林、買取り、協力協約）で私有林の公的管理・支援を行い、<u>県民と協働・連携し、「豊かで活力ある森林」づくりを進めます</u>。 <u>戦略プロジェクト46/水環境保全対策の推進</u> <取り組む事業>（抜すい） エアレーション装置の稼働や植物浄化施設の整備により、水質浄化を図るとともに、上流域の災害防止や貯水容量の回復を図るため<u>堆積土砂の除去を行い、流入土砂の抑制を進めます</u>。 <u>戦略プロジェクト49/上流と下流の住民で支える水源地域づくり</u> <取り組む事業>（抜すい） 地域資源を活用した交流イベントを開催するとともに、<u>上下流住民の交流・連携を目的とした交流事業などを展開し、都市地域住民が水源環境の大切さを理解するための機会を提供していきます</u>。</p> <p>(2) 目標等の異同 ・私有林の公的管理は、数多くの地権者との交渉等に時間を要すること等から、様々な手法を実施しても、計画期間内に見込めるのは9,000ha程度となった。 ・（誤記等） 方法②:水源地域・約56,000ha→約61,000ha（12年4月現在） 図23-2:公的管理・支援を行う民有林面積 平成11年→平成13年</p> <p>(3) 担当部課 環境農政部森林課、企業庁利水局利水課、企画部土地水資源対策課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 （水源の森林づくりで適正に管理されている森林面積） 2000年3,603ha 2003年5,564ha 2006年8,448ha 2001年4,287ha 2004年6,224ha （見込み） 2002年4,916ha 2005年7,343ha （森林ボランティア参加者数） 2003年6,250人 2004年6,820人 2005年7,169人</p> <p>(2) 対応の状況 ・水源の森林づくりの推進として、森林所有者の理解と協力が得やすい新たな公的管理手法（水源林育林協定）を導入するとともに、新たに「水源林確保推進員」を配置（H15）。 ・県立21世紀の森で「こどもの森づくり」を進めている。また、小中学校の森林活動の一助として森林活動プログラム「森へ行こう」を配布したほか、新たに森林づくりを自主的に行うグループへの資金援助制度を設けた（H16）。このほか、県内各地で、「水源の森林づくり」街頭キャンペーンを実施している。 ・森林資源の有効活用の促進により、森林の保全・再生を図るため、生産から加工、消費までの総合的な対策を進めている。17年度から新たに「<u>かながわの木で建てよう5%支援システム</u>」として、県産木材を使用して行う木造施設の整備に助成を行い、県産木材の利用拡大を図っている。 ・県植樹祭を開催し、県民との協働で取り組む「<u>かながわ森林再生50年構想</u>」をアピール（H18.10）。森林づくりに向け22年の全国植樹祭の神奈川での開催が内定（H18.8）。 ・アオコ対策として、エアレーション装置を稼働させ、アオコの大量発生を抑制するとともに、堆砂対策として、相模湖等において、しゅんせつ（堆砂対策）を実施。 ・交流人口の拡大とリピーターの定着を目指し、水源地域住民を主体とした「<u>交流の里イベント</u>」を展開（計106回）。 ・下流8市町との上下流交流事業を実施（計41回）し、都市地域住民の水源環境に対する理解を促進するとともにやまなみグッズの販売促進を実施。（H17末まで） ・相模湖町小原の郷の整備事業（H15）、藤野町篠原の里交流センターの改築（H16）、をはじめとした交流促進施設の整備事業への支援を実施（計7施設） ・「改訂水源地域交流の里づくり計画」を策定（H18.3）。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第4タイプ(アウトプット・完結型) ・既存の取り組みの拡充・発展</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度A(84%)【昨年度：B】 水源の森林づくりで適正に管理されている森林面積は着実に増加しており、マニフェストの目標数値である1万haの達成まであと一歩のところまできた。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第5段階【昨年度：第4段階】 水源環境税による事業の実施は平成19年度からである。水源の森林づくりの県の目標は9,000ha（H18）であることから、県としてはほぼ目標を達成したといえる。</p> <p>(4) 総合的な所見 水源環境税の導入は遅れたが、水源の森林づくり事業は着実に進展している。目標期限は2050年だが、マニフェストの目標値（1万ha）達成に向けてさらなる取り組みを期待したい。 水源地域の活性化については、取り組みの成果を説明する工夫がほしい。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（5-2）

政策24（都市の自然づくり）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 環境創造型の公共事業のしくみをつくり、里山保全、多自然型の河川整備など「都市の自然づくり」に取り組みます。また、<u>都市公園を全国5位程度まで増やします。</u></p> <p>【目標】 ①旧来型の公共事業のしくみを転換し、森林再生、里山保全、多自然型河川整備、海岸の自然回復など「環境創造型」の公共事業を進めます。 ②都市近郊に残る里山や水辺地、都市農地を保全するため、<u>里山保全条例の制定やボランティアによる管理を支援します。</u> ③県民の憩いの空間となる都市公園が35.68k㎡(全国第8位)にとどまっていることから、<u>43.0k㎡(全国第5位程度)まで増やします</u>（市町村立公園を含む）。</p> <p>【方法】 上記のとおり</p> <p>【期限】 18年度まで推進（都市公園は43.0k㎡実現）</p> <p>【財源】 ・都市緑地保全 20億円程度/年（14年度約20億円） ・多自然型河川整備 20億円程度/年（14年度都市河川整備約142億円） ・自然回復型海岸整備 10億円程度/年（14年度高潮等対策約12億円ほか） ・都市公園整備 80億円程度/年（14年度約70億円） （従来の公共事業費の範囲内で対応）</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト50ノ都市と里山のみどりの保全と活用 <目標> ○市街地におけるみどりのスペース（累計） 実績（2002） 50,152ha → 51,727ha(2006) うち都市公園(2002) 3,805ha → <u>4,300ha(2006)</u> <取り組む事業> 県と市町村が役割分担のうえ協働・連携して、都市公園などの整備、地域制緑地の指定・買入や里山づくりなど<u>身近なみどりの確保を進め、広域的なみどりのネットワーク化を図るとともに、みどりの保全と活用をNPOや地元団体などの多様な主体と協働・連携を進めます。</u> 主な施策・事業体系 Ⅶ 個性あふれる地域づくり 【自然環境に配慮したまちづくり】 255 ひとや自然にやさしい水辺づくり 多様な生物の生育環境を大切にし、景観も含む周辺環境やいこいと親しみのある親水空間を創出するなど、<u>ひとや自然にやさしい水辺空間を整備します。</u></p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし。 ・マニフェストは都市公園面積の全国順位だが、県の目標は、都市公園面積そのものである。</p> <p>(3) 担当部課 県土整備部都市整備公園課・河川課・砂防海岸課、環境農政部緑政課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・都市公園面積 41.08k㎡（全国第8位） 「平成17年度末都市公園等整備現況調査」（H18.8）</p> <p>(2) 対応の状況 ・都市公園整備については、境川遊水地公園及び伊勢原方面公園の整備事業を実施中。境川遊水池公園は、遊水池の上部空間を都市公園として整備するもの。伊勢原方面公園は、土地使用貸借契約など新たな整備手法により整備。 ・多自然型河川整備を、金目川などで実施。 ・里山づくりについては、16年度から秦野市の名古屋木地区、厚木市の七沢地区、城山町の小松・城北地区の3地区において、農家、地域住民及び都市住民等と市町村や県との協働による推進体制を整備し、ワークショップを通じて里山保全のあり方や具体的な保全活動などの計画を策定。17年度は、新たに愛川町の八菅山・尾山地区ほか2地区において推進体制を整備し、秦野市の名古屋木地区ほか2地区について、谷戸田の復元等の保全活動を実施した。 ・里山条例（神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（仮称））の骨子案を公表(H18.9)し、パブコメ(11/10～12/9)を実施。年度内の制定を目指している。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第4タイプ(アウトプット・完結型) ・既存の取り組みの拡充・発展</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度B（74%）【昨年度：B(64%)】 都市公園面積は目標の43.0k㎡に近づいているが、全国順位が8位と変わっていないことからB評価とした。なお、この数字は平成17年度末のものであり、18年度末には目標（43.0k㎡）に届くことを期待したい。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第5段階【昨年度：第4段階】 里山条例は骨子案が公表され、議会に提案する目途がたった。</p> <p>(4) 総合的な所見 順調に推移している。多自然型河川整備などについては、市民との十分な意見交換を心がけてほしい。「環境創造型の公共事業のしくみ」がどのようなものなのかを県民にわかりやすく説明する努力が求められる。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（5-3）

政策25（森林環境税）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 森林環境税（仮称）など新しい環境税の導入を提案し、県民参加型の環境保全のしくみをつくります。</p> <p>【目標】 森林環境税（仮称）など新しい環境税を導入し、県民参加型の仕組みで水源の森林（もり）づくりや里山保全を進めます。</p> <p>【方法】 法定外目的税として県民が広く薄く森林再生等の費用を負担する「森林環境税（仮称）」の条例制定を提案します。たとえば世帯あたり月300円の負担で年間約123億円の環境保全の財源が生まれます。ただし、導入にあたっては、<u>早期に県民の皆様</u>に案を提示し、<u>そのご意見を十分に踏まえて導入の適否、賦課の方式、金額などを慎重に検討</u>します。</p> <p>【期限】 17年度導入をめざして県民の皆様とご相談します。</p>	<p>(1) 県の方針（既存事業の取組みの中で実施） 平成13年度以来、全国シンポジウムや出前懇談会、「水源環境保全施策と税制措置を考える県民集会」の県内22か所での実施など、<u>県民参加を重視した取組みを進めており、県民、市町村などのご意見を踏まえ、今後充実すべき水源環境保全施策や具体的な税制措置について、方向性を整理して</u>いきます。</p> <p>(2) 目標等の異同 変更なし 水源の森林づくりと里山保全を目的とした「森林環境税」が、水源環境の保全というように目的が拡大された「水源環境税」となっている。</p> <p>(3) 担当部課 総務部税務課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・水源環境保全・再生施策を支えるための税制措置として、個人県民税に超過課税を講じる条例案が平成17年9月県議会定例会において可決され、また、平成18年6月県議会定例会において、国の税制改正を受けて税率の改正が行われ、平成19年度から実施されることとなった。 この税制措置は、個人県民税均等割に対して300円、所得割に対して0.025%の税率をそれぞれ上乗せするもので、<u>税込規模は約38億円、納税者一人当たりの平均負担額は年額約950円（月額79円）と見込まれている。</u></p> <p>(2) 対応の状況 ・H15.10に神奈川県地方税制等研究会及び生活環境税制専門部会が、「生活環境税制のあり方に関する報告書」を知事に提出。 ・H15.10～H16.1に、県内22か所で「水源環境保全施策と税制措置を考える県民集会」を開催。 ・H16.6月県議会で、「水源環境保全施策を支える税制措置の方向性」として、個人県民税の超過課税案を公表。 ・H16.8～9月、県内10か所で「水を育む施策と税を考える県民集会」を開催。 ・H16.10～11「神奈川県らしい水源環境保全・再生のしくみづくり」をテーマに、県内8か所で「知事と語ろう！神奈川県ふれあいミーティング」を開催。 ・H16.12月県議会において、「水源環境保全施策を支える税制措置の方向性」として、個人県民税の超過課税案の修正案を公表。 ・H17.2月県議会において、個人県民税に超過課税措置（均等割に500円、所得割に0.07%（所得金額700万円以下の所得のみ対象）を上乗せ、税込約78億円）を講じるための県税条例の一部改正案を提案。その後、議会の議論を踏まえ条例案の変更等を行い、平成17年9月県議会定例会において条例案が可決された。 ・水源環境保全・再生に向け、県民参加の新たな仕組みとして、19年度に「水源環境保全・再生かながわ県民会議（仮称）」を設置することとし、県民委員7人、NPO等3人の計10人を公募（H18.10）。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第5タイプ（制度改革型）</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度A【昨年度：A】</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第5段階【昨年度：第4段階】</p> <p>(4) 総合的な所見 法定外目的税ではなく個人県民税に超過課税を講じる方法で、水源環境保全のための税が導入された。税込規模もマニフェストに比べて小さくなったが、新しい環境税の導入という目標は達成されたと判断した。「県民参加型の環境保全のしくみ」については「水源環境保全・再生かながわ県民会議（仮称）」の設置が決定され、県民委員等の公募も始まった。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（5-4）

政策26（廃棄物のリサイクル）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 県民の参加、NPOとの連携により、市町村とともに廃棄物のリサイクルを進め、リサイクル率 20%（全国トップクラス）を実現します。また、産業廃棄物のリサイクル、適正処理を進め、県内処理 100%を実現します。</p> <p>【目標】 ①神奈川県のリサイクル率は 11.5%（全国 23 位）にとどまっています。今後、<u>市町村と協力して廃棄物のリサイクルを進め、20%（全国トップクラス）まで高めます。</u> ②現在、県内では製造業、建設業等から産業廃棄物が年間 1,920 万 t 発生し、217 万 t が最終処分されています。そのうち県内で最終処理されるのは約 60% で、約 40% は関東、中部、東北など県外で処分されています（平成 9 年現在）。今後、事業者の努力と中間処理によって産業廃棄物の資源化、減量化を進めるとともに、<u>公共関与の最終処分場の活用等により産業廃棄物の「100% 県内処理」を実現します。</u> ③地域ぐるみの取組み、警察との連携により廃棄物の不法投棄の監視、摘発を強化し、<u>「不法投棄を許さない県」を確立</u>します。</p> <p>【方法】 上記のとおり</p> <p>【期限】 18 年度までに上記目標を実現するよう努力します。</p> <p>【財源】 廃棄物対策総額 30 億円 程度／年（14 年度約 25 億円） （増額分は公共事業の抑制等で対応）</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト 30 / 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進 <目標>（抜粋） ○<u>廃棄物の排出量、再生利用率（リサイクル率）、最終処分量（単年度）</u> <u>再生利用率・一般廃棄物</u> <u>実績(2001)16%→23%(2006)</u> <取り組む事業> 循環型社会に向けて、<u>県民、事業者、市町村などと連携・協力し、廃棄物の発生抑制、循環の利用、適正処理の取組みを計画的に進めます。</u> 戦略プロジェクト 31 / 不法投棄の防止対策の推進 <取り組む事業> <u>県民、事業者、市町村や県警とも連携・協力しながら未然防止対策に努めるとともに、不法投棄の常習化・大規模化を防ぐため、不法投棄物の早期撤去を促進し、原状回復を進めます。</u></p> <p>(2) 目標等の異同 ・県の廃棄物処理計画(平成 14 年 4 月)では、リサイクル率の目標値をマニフェストを上回る 23% としていたため、総合計画の目標も 23% をとすることにした。 ・（誤記等） 目標①：全国 23 位→全国 27 位 目標②：平成 9 年現在→平成 10 年度現在</p> <p>(3) 担当部課 環境農政部廃棄物対策課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・一般廃棄物のリサイクル率 18.3% (H16) ・産業廃棄物の最終処分量は、埋立量 49 万 t、海洋投入 107 万 t。埋立処分のうち県内 14.2 万 t、県外 34.3 万 t で、県内比率 29%(H15) ・公共関与の最終処分場については、<u>かながわ環境整備センター（横須賀市芦名）が 18 年 4 月に完成。</u></p> <p>(2) 対応の状況 ・廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進を図るため、廃棄物自主管理事業の推進（多量排出事業者による減量化計画の提出、発生抑制・資源化などの自己評価等）、ごみ処理広域化計画の推進（実施計画策定支援等）、<u>かながわクリーンセンターによる適正処理の推進、県立県営の産業廃棄物最終処分場の建設の推進などを実施。</u> ・<u>県廃棄物処理計画の改訂（H17.3）、県産業廃棄物総合実態調査の実施（H16）、自動車リサイクル法の事務施行（H17.1～）など取組みを進めた。</u> ・さらに、<u>県産業廃棄物簡易実態調査を実施したほか、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の運用開始、総合的なリサイクル関連情報の提供（県ホームページの活用）、容器包装リサイクル法に基づく第 4 期神奈川県分別収集促進計画の策定（H17.7）、県が所有する使用を廃止した焼却施設の計画的な解体撤去の実施、PCB 特別措置法に基づく県 PCB 廃棄物処理計画の策定（H18.3）、PCB 廃棄物処理基金に対する負担 などの取組みを進めた。</u> ・不法投棄の防止対策の推進を図るため、キャンペーン（不法投棄撲滅・海岸美化等）、監視パトロール（市町村との合同パトロール等）、NPO との連携による不法投棄マップの作成、不法投棄物の撤去事業の推進などを実施 ・さらに、<u>不法投棄非常勤監視職（県警 OB）を設置し、監視パトロールの一層の強化を図った。（H16～）</u> ・<u>廃棄物の適正処理等を確保するための新たなしくみづくりとして「神奈川県廃棄物の適正処理等に関する条例（仮称）」の骨子案を作成（H18.7）。平成 18 年 12 月議会に条例案を提案。</u></p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第 1 タイプ(アウトカム・継続型) ・既存の取り組みの拡充・継続</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度 C【昨年度：B】 ・産業廃棄物についてはマニフェスト作成時のデータでは県内処理率は 60%（平成 9 年の数字）であったが、平成 15 年には 29% に低下した。その後データの更新がなく、マニフェストの進捗状況が把握できないため昨年度までは産業廃棄物の県内処理については評価の対象から外してきた。しかし平成 18 年 4 月に「かながわ環境整備センター」が完成し、県内処理率の向上が期待されたが、同センターにおける処分量は一月当たり 800 トン程度にとどまっており、100% 県内処理という目標達成にはほど遠いことが判明した。 ・以上のことから、リサイクル率は B 評価、産業廃棄物の県内処理は D 評価とし、両者を総合して C 評価とした。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第 4 段階【昨年度：第 4 段階】 「かながわ環境整備センター」は産業廃棄物の県内処理を進めるための取組みであるが、さらに利用を促進する必要がある。不法投棄を防ぐため「神奈川県廃棄物の適正処理等に関する条例案」を作成し、平成 18 年 12 月議会に条例案を提案したことは評価できる。</p> <p>(4) 総合的な所見 一般廃棄物のリサイクル率・産業廃棄物の県内処理率ともデータの更新がなく、進捗度を評価できない状態が続いている。</p>

松沢マニフェスト・分野別点検評価表（PART6 暮らしを守る）

1. 政策別点検評価の結果			2. 目標達成の状況	3. 対応の状況
政策	目標達成度	対応段階区分	目標達成度	対応段階区分
政策27 子育て支援	B 【昨年度：C】	第4段階 【昨年度：第4】	A 2件（地震防災対策、暴走族根絶条例） B 7件（子育て支援、高齢者介護、医療人材の養成、男女共同参画社会、住基ネット見直し、犯罪対策、米軍基地対策） C 2件（児童虐待対策、救急医療体制の整備） D 0件	第5段階 6件（児童虐待対策、男女共同参画社会、地震防災対策、犯罪対策、暴走族根絶条例、米軍基地対策） 第4段階 4件（子育て支援、高齢者介護、救急医療体制の整備、住基ネット見直し） 第3段階 0件 第2段階 1件（医療人材の養成） 第1段階 0件
政策28 児童虐待対策	C 【昨年度：C】	第5段階 【昨年度：第5】		
政策29 高齢者介護	B 【昨年度：C】	第4段階 【昨年度：第4】		
政策30 医療人材の養成	B 【昨年度：B】	第2段階 【昨年度：第2】	【参考：昨年度】 A 2件（地震防災対策、暴走族根絶条例） B 5件（医療人材の養成、男女共同参画社会、住基ネット見直し、犯罪対策、米軍基地対策） C 4件（子育て支援、児童虐待対策、高齢者介護、救急医療体制の整備） D 0件	【参考：昨年度】 第5段階 3件（児童虐待対策、地震防災対策、暴走族根絶条例） 第4段階 7件（子育て支援、高齢者介護、医療体制の整備、男女共同参画社会、住基ネット見直し、犯罪対策、米軍基地対策） 第3段階 0件 第2段階 1件（医療人材の養成） 第1段階 0件
政策31 救急医療体制の整備	C 【昨年度：C】	第4段階 【昨年度：第4】		
政策32 男女共同参画社会	B 【昨年度：B】	第5段階 【昨年度：第4】		
政策33 住基ネット見直し	B 【昨年度：B】	第4段階 【昨年度：第4】	【評価】 ・ 達成度Aは、昨年度と同じ2件（地震防災対策、暴走族根絶条例）であった。 ・ 達成度Bは、昨年度Cであった2件（子育て支援、高齢者介護）が移行し、計7件となった。「子育て支援」と「高齢者介護」はいずれも待機者数が減少した。また、昨年度から引き続きBのものでも、特に「犯罪対策」では検挙率が更に上昇し達成度が向上している。 ・ 達成度Cにとどまったのは、2件であった。「児童虐待対策」の相談件数は、市町村で相談業務が始まったことから県の件数は減少したが、引き続き増加傾向にある。また「救急医療体制の整備」では救急自動車の平均搬送時間が全く短縮されず、その要因把握に努める必要がある。	【参考：昨年度】 第5段階 3件（児童虐待対策、地震防災対策、暴走族根絶条例） 第4段階 7件（子育て支援、高齢者介護、医療体制の整備、男女共同参画社会、住基ネット見直し、犯罪対策、米軍基地対策） 第3段階 0件 第2段階 1件（医療人材の養成） 第1段階 0件
政策34 地震防災対策	A 【昨年度：A】	第5段階 【昨年度：第5】		
政策35 犯罪対策	B 【昨年度：B】	第5段階 【昨年度：第4】		
政策36 暴走族根絶条例	A 【昨年度：A】	第5段階 【昨年度：第5】		
政策37 米軍基地対策	B 【昨年度：B】	第5段階 【昨年度：第4】		
			4. 総合的な所見	
			4年間で目標達成度が着実に向上した。「PART6 暮らしを守る」は、成果が短期間で表れにくいものが多く、また数値による達成度評価も難しい分野であるが、今後も原因の分析や指標の開発に努め、成果を絶えず確認しながら、県の政策や対応を推進、あるいは見直ししていく必要がある。	

松沢マニフェスト政策別点検評価表（6－1）

政策27（子育て支援）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 急速な少子化にもかかわらず、県内の保育所整備水準は全国最低のため、今後、公設民営施設の導入等によって1.5倍程度まで整備するとともに、認可外保育所に対する支援を強化し、保育所の「入所待機者」をゼロにします。また、時間外保育、一時保育など多様な子育てサービスを提供できる体制をつくり、子育て家庭を応援します。</p> <p>【目標】 ①保育施設の充実により、保育所の「入所待機者」をゼロにします（短期間の待機等を除く）。 ②子育て世代のニーズに合わせた多様な保育サービスを提供できる体制をつくります。</p> <p>【方法】 ①県内の保育所設置数は143.1（5歳以下10万人あたり）で、全国最下位です。今後、民間施設の整備推進、公設民営施設の導入、幼保一元化等により、220施設程度（現状の1.5倍）まで整備を進めます。 ②市町村と協力して、認可外保育所（認定保育施設、届出保育施設）に対する支援を強化し、民間企業、NPO、地域ビジネス（前出）等による子育てサービスの拡大と質の向上を図ります。 ③時間外保育、一時保育、休日保育、駅前保育施設、放課後保育など多様な子育てサービスを提供できる体制を整備するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行う「子育て支援センター」を整備・促進します。</p> <p>【期限】 18年度まで着実に実施</p> <p>【財源】 30億円程度／年（14年度予算約19億円）（公共事業費の抑制等で対応）</p>	<p>(1)県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト14／保育サービスの充実 <目標>（抜すい） ○県所管域（政令指定都市及び中核市を除く）の保育所などの定員増の数 県所管域の保育所入所待機児童解消のため、2002年を基準として保育所などの2,500人の定員増を図ります。 <取り組む事業> 待機児童の解消に向けた市町村の取組みを促進するため、保育所整備への支援を進めるとともに、一定基準を満たす認定保育施設への支援を行います。また、様々な働き方に対応した多様な保育サービスの拡充を進めます。 戦略プロジェクト13／子育てを地域で支えるしくみづくり [構成事業（抜すい）] ・地域の子育て支援事業の充実 子育ての相談や情報提供を受けたり親子が気軽に交流できる場づくりや、子供の一時保育などをを行う市町村を支援します。</p> <p>(2)目標等の異同 異なる視点からの目標等を定めた ・総合計画上は、県が実際に施策を推進できる県所管域に限りながらも、「待機児童解消」を掲げるとともに、2,500人(2002年比)の定員増を目標とした（施設数ではなく、待機児童解消に直接の効果をもつ定員数の増加に着目したもの）。 ・政令市・中核市との連携を強化する方向で検討。また、そのために、民間施設の整備推進、公設民営施設の導入支援、幼保の連携促進等に取り組む。</p> <p>(3)担当部課 保健福祉部子ども家庭課</p>	<p>(1)目標達成の状況 ・待機者数（年度当初） （県所管域） H14 887、<u>H15 674</u>、H16 605、H17 514、<u>H18 472</u> （全県） 3,204、<u>2,944</u>、3,078、2,233、<u>1,577</u> ・保育所設置数（5歳以下10万人当たり） H11 143.1→H14 148.6→H17 153.4</p> <p>(2)対応の状況 ・保育所施設整備への支援（定員増）1,751名増（創設14箇所、増改築23箇所）（H15当初→H17末） ・次世代育成担当部長(H16.4)、県次世代育成支援対策推進協議会(H16.6)を設置。「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」を策定（H17.3）するとともに、組織再編により子ども家庭課(H17.4)を設置。17年度は、神奈川ふれあいミーティングのテーマ（5会場）とした。「みんなで支える子育て・子育て【家庭・地域編】【職場・企業編】」を作成(H18.5)。 ・待機児童の解消を図るため、16年度から、新たに建物賃借方式の保育所設置に対する支援を開始。 ・市町村と連携して認定保育施設に対して児童処遇費の助成等の支援を行うとともに、16年度から新たに休日保育を、17年度から新たに緊急通報機器を、それぞれ対象に加えた。 ・多様な保育サービスの拡充を図るため、延長保育、一時保育、休日保育、放課後児童健全育成事業などを実施する市町村に対し支援を行った。また、15年度から新たに病後児保育を、17年度から新たに特定保育を、それぞれ実施する市町村に対する支援を開始。 ・子育て支援センターの設置を促進し、14年度比で6箇所増の計32箇所のセンター運営について支援を行った。（地域子育て支援センター箇所総数は、H14 43、H15 64、H16 73）。また、16年度から新たに子育て短期利用支援事業、子育て広場事業を開始した。 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供を進めるため「認定子ども園の認定の基準を定める条例」を平成18年12月議会に提案。 ・経済的負担の大きい子育て世帯を支援するため、平成18年11月募集から、県営住宅を子育て世帯向けに提供。 ・県民が安心して子どもを生み育て、子どもたちが健やかに育つことのできる環境整備のため、「次世代育成支援対策推進のための条例(仮称)」の制定に向け、基本的考え方を公表（H18.10）し、素案を作成(H18.12)。</p>	<p>(1)政策のタイプと目標の明確化 ・第1タイプ(アウトカム・継続型) ・既存の取組みの拡充・発展</p> <p>(2)目標達成状況の評価 ・達成度B【昨年度：C】 ・①待機者数減少率（H15当初→H18当初）県所管域約30%全県約50%（但し保育所設置数は約13%の増（H11 143.1→H17 153.4）） ・②多様な保育サービスに対する支援も毎年拡充している。</p> <p>(3)対応状況の評価 ・第4段階【昨年度：第4段階】 ・保育所定員数は順調に増加しているが、総合計画の目標達成度（2500人）はH19年当初に最終評価される。</p> <p>(4)総合的な所見 ・市町村における保育ニーズを的確に把握しながら、多様なサービスの提供と待機者数の削減に今後も取り組んでほしい。 ・育児休業の取得促進等も、今後は目標に入れるべきではないか。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（6-2）

政策28（児童虐待対策）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 家庭や施設における児童虐待の増加と本県における痛ましい事件の教訓を踏まえて、学校と家庭と地域が力を合わせて子どもを育むしくみづくり等を進め、「児童虐待のない神奈川」をめざします。</p> <p>【目標】 過去の痛ましい事件を県民共通の教訓として、「児童虐待のない神奈川」をめざします。</p> <p>【方法】 ①公民を通じる保育サービスの質の向上、児童相談所等の体制整備（一時保護所の併設等）、学校と家庭と地域の連携の強化等により、児童虐待の防止・早期対応を進めます。 ②県の5つの児童相談所の専門職員数を約1.3倍（14年度121名→18年度157名）に増員し、地域・学校との連携を強化します。 ③子育て家庭の悩みを受けとめられるよう、子育て支援センターの整備や児童養護施設の専門的機能を活用した育児相談事業などを実施します。</p> <p>【期限】 18年度まで着実に実施</p> <p>【財源】 15億円程度／年（14年度9.5億円）（公共事業費の抑制等対応）</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト 15/児童虐待への総合的な対応 ＜目標＞ ○児童の権利侵害となる児童虐待の防止 ＜取り組む事業＞ 虐待など子どもの権利侵害の未然防止と早期発見や適切な対応のための啓発や相談、地域のネットワークの充実を図るとともに、被虐待指導の健やかな育ちに向けた専門的・個別的ケアや問題を抱えた親子関係の再構築支援のための取り組みを進めます。 〔構成事業（抜粋）〕 ・虐待など子どもの権利侵害の未然防止、早期発見・対応の充実 市町村主体の虐待防止ネットワークの設置促進や、児童養護施設などに入所している児童の権利擁護を定着させるためサービス評価を実施します。 ・虐待の再発防止、親子関係の再構築のための支援 親子指導の充実を図るため、児童相談所の専門機能を強化します。また、再発防止のための家庭訪問による育児などの支援事業を行う市町村を支援します。 戦略プロジェクト 13/政策 27 と同じ</p> <p>(2) 目標等の異同 異なる視点からの目標等を定めた ・「児童虐待のない神奈川」を実現するための方法として、専門職員の具体的な増員数を記載したが、一時保護所の新設を含めた体制整備が図られていること、国における児童相談所機能の見直し等も踏まえ、総合計画上では、児童相談所の専門機能の強化を掲げた。</p> <p>(3) 担当部課 保健福祉部子ども家庭課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・児童虐待相談件数 （県所管域） H14年度 862、H15年度 1,121、H16年度 1,512 H17年度 1,239 （全県） H14年度 1,746、H15年度 2,058、H16年度 2,797 H17年度 2,381</p> <p>(2) 対応の状況 ・児童相談所の専門職員数 H14：121名→H18:147名 （横須賀市の児童相談所設置による減要素を除くと154名） ・児童相談所の体制整備（一時保護所の併設等） H14：2か所→H17:3か所（15年度に相模原児童相談所に一時保護所（定員25名）を設置したほか、厚木児童相談所の一時保護所を定数増） ・要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を32市町村で設置（横浜・川崎・横須賀を除く）（H18.12現在）。 ・地域の子育て支援の中核拠点である子育て支援センターの設置促進 H14:17か所→H17:32か所 ・親子関係の再構築を支援するため、新たに親子支援チーム（児童福祉司2名）を相模原児童相談所（H16）、厚木児童相談所（H17）に設置するなど、児童相談所の児童福祉司を9名増員。 ・里親養育を促進するため、里親からの養育相談等を行う専門職員（非常勤職員1名）を新たに中里学園に配置（H16）、厚木児童相談所（H17）に設置。 ・虐待通報を24時間対応できるよう「かながわ子どもナイトライン」を開設(H17.4)（17年度186件）。 ・児童虐待防止モデル事業を実施(H17～)。揺さぶられっ子症候群の防止向け、「赤ちゃんが泣きやまない時の対処法プログラム」を試行実施(H18.9)。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第1タイプ（アウトカム・継続型） ・既存の取り組みの拡充・発展</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度C【昨年度：C】 ・「児童虐待相談件数」は、H17年度から市町村でも相談を開始したことから減少に転じたが、引き続き増加傾向にある（白書2005、p.52）。一時保護所などに保護される子供も増加傾向（同p.53）。相談件数や一時保護の増加は体制が整備された結果とも考えられ、またその他の適切な指標も未整備のため、達成度の正確な評価は困難である。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第5段階【昨年度：第5段階】 ・児童相談所の専門職員数増加（約1.3倍、157名）はほぼ達成。 ・要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）も設置完了。</p> <p>(4) 総合的な所見 ・「児童虐待のない神奈川」の達成度評価は難しいが、相談件数（増減率）の他県との比較などを通じ、当県の政策の有効性を確かめながら、今後も進めてほしい。 ・政策27「子育て支援」との連携も強める必要がある。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（6-3）

政策29（高齢者介護）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 介護保険施設の充実、グループホームの整備等により「入所待機者」をゼロにするとともに、ユニットケア、宅老所など利用者のニーズにあった多様な介護サービスを育てます。</p> <p>【目標】 ①県内の特別養護老人ホーム数は216施設、入所定員は14,631人で、全国最低水準です（11年現在）。今後、特別養護老人ホームを約340施設、入所定数約23,000人（約1.6倍）まで整備します（18年時点）。その他の施設や在宅サービスの充実などを含めて、特別養護老人ホーム等への入所待機者（入所の必要性が薄い場合を除く実質的な待機者）をゼロにします。 ②民間活力で利用者のニーズに合った多様な介護サービスを育てるとともに、地域で高齢者の暮らしを支えるしくみづくりを支援します。</p> <p>【方法】 ①特別養護老人ホーム、老人保健施設の整備に対する財政支援を継続して進めます。 ②民間活力によって有料老人ホーム、ケアハウス、グループホームなどの居住機能をもった在宅介護サービスの増加と質の向上を図ります。 ③NPO、ボランティア等による宅老所（ミニ・デイサービス）や配食、見守りなど、地域での生活支援の取組みを支援します。</p> <p>【期限】 18年度まで着実に実施</p> <p>【財源】 高齢者介護関係で総額320億円程度／年（14年度約289億円、介護保険事業への県負担金241億円を含む）（公共事業費の抑制等で対応）</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト2／高齢者が安心してくらしを築く ＜取り組む事業＞ 市町村や社会福祉法人、NPOなどの多様な地域団体との連携の下で、介護保険サービスの適切な提供を図るとともに、待機者の解消をめざし、特別養護老人ホームなどの施設の整備を進めます。また、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気でくらしを続けるよう介護予防や老人保健事業などの健康づくりの取組みを進めます。 〔構成事業（抜粋）〕 ・特別養護老人ホームなど介護保険施設の整備促進 特別養護老人ホームなど介護保険施設の着実な整備を進めます。 ※年度別目標：特別養護老人ホームの整備 2006年（累計）22,588床 ・痴呆性高齢者グループホームなどの設置促進 痴呆性高齢者グループホームやケアハウス、有料老人ホームなど、多様な施設の整備促進に努めます。</p> <p>(2) 目標等の異同 より現実的な目標値等を定めた ・入所待機者の数は、制度上の自己負担のあり方（現状では在宅より施設サービスの方が割安）に左右されること、施設整備によって需要が喚起される面があること等から、総合計画としては県行政の着実な取組みを示す入所者数のみを目標とし、待機者の解消を目指すこととした。なお、目標数値は「かながわ高齢者保健福祉計画」との整合を図った。 ・（誤記等） ・目標①について、県内の特別養護老人ホーム数は216施設→161施設、入所定員は14,631人→11,438人（記載データは、養護老人ホームなどを加えたもの） ・財源について、15年度予算では、介護給付費負担金は約296億円、施設整備費補助は約42億円で、計338億円（前年比42億円増）と、今後も増が見込まれることから、320億円では大幅に不足。</p> <p>(3) 担当部課 保健福祉部高齢者福祉課</p>	<p>3. 目標達成と対応の状況</p> <p>(1) 目標達成の状況 ・入所待機者数（年度当初） H15 18,531 H17 23,158 H16 21,585 H18 22,514（県全体） ・特別養護老人ホームの床数（年度末） H14 15,253 H16 18,437 H15 16,463 H17 20,258 H18 22,100（見込み）</p> <p>(2) 対応の状況 ・特別養護老人ホーム等の施設整備を着実に推進するとともに、居住機能をもった在宅介護サービスの充実や訪問介護等の居宅サービスについて一層の充実を図ったほか、地域で高齢者の暮らしを支える取組みについても支援を行うなど、総合的に高齢者施策に取り組んだ。 ・介護保険施設の整備促進 特別養護老人ホーム 5,005増床 (H14:15,253→H17:20,258)（計画ではH17:20,447、5194増床） ・認知症高齢者グループホームなどの設置促進（H17現在利用者数） 認知症高齢者グループホーム4,003人（計画では2,071人） ・居宅サービスの充実（H17年度実績） 訪問介護18,315千回（計画では19,311千回） 通所介護・通所リハビリテーション5,666千回（計画では5,547千回） 短期入所1,434千日（計画では1,486千日） ・特別養護老人ホームの施設整備に関する3県知事共同要望を実施（H16.6） ・平成17年6月に県が実施した調査に基づく実質的な入所待機者は、要介護3以上で約6,500人であった。このため、新たな「かながわ高齢者保健福祉計画」では、実質的な入所待機者の解消を目指すこととし、18年度からの3年間で約5,700床を整備し、特別養護老人ホームへの入所が必要な方々が1年程度で入所できるよう目標を設定している。 ・介護サービスの質の向上をめざして「介護サービス情報の公表」制度をスタート（H18.8）。</p>	<p>4. 点検・評価結果</p> <p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第1タイプ（アウトカム・継続型） ・既存の取組みの拡充・発展</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度B【昨年度：C】 ・①「入所定数」達成率は約90%（(14631→22100)/(14631→23000)）。待機者数も減少に転じた。 ・②多様な介護サービスに対する支援も行われた。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第4段階【昨年度：第4段階】 ・「実質的な入所待機者の解消」を目標としたことは前進であるが、「実質的な待機者数」や「待機期間」を毎年把握しながら政策を進めることが望ましい。</p> <p>(4) 総合的な所見 ・入所待機者数がH18年度に減少に転じたのは、介護保険制度改正により自己負担のあり方が変更されたことに主に起因するものと考えられる。今後は実質的な入所待機者の解消という目標を着実に達成してほしい。 ・民間活力をより一層活用し、ニーズに合ったサービスを提供できるよう、今後も努めてほしい。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（6-4）

政策30（医療人材の養成）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 県立保健福祉大学などを活用して、看護、リハビリ等の専門人材を養成し、高齢化の中での「健康社会かながわ」の基盤を支えます。</p> <p>【目標】 ①県内の診療に従事している看護婦・士（<u>看護婦・士を含む</u>）は40,939人、理学療法士（PT）は989人、作業療法士（OT）は436人など、他の都道府県と比較しても保健医療人材は不十分な状況です。今後、県立保健福祉大学（15年4月開校）や県立看護専門学校（<u>看護婦・士を1.3倍、理学療法士・作業療法士を1.5倍程度に増やします。</u>） ②既従事者への現任研修など<u>卒後教育を強化し、専門性の高い人材の養成を進めて医療サービスの質の向上を図ります。</u></p> <p>【方法】 上記のとおり</p> <p>【期限】 18年度まで着実に実施</p> <p>【財源】 35億円程度／年（14年度約39億円＝大学開設費用を含む）（既存財源の範囲内で対応）</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト3／保健・医療・福祉人材の養成・確保 <目標> 「かながわ看護職員8,000人増員戦略」 ○就業看護職員数（累計） 実績(2002)52,277人→60,277人(2006) <取り組む事業> 地域の保健・医療・福祉を支える質の高い人材を養成するための養成教育を充実するとともに、就業環境の向上や県内就業者を確保するための修学資金貸付など人材の確保定着対策に取り組み、また、専門領域の人材育成や職域の拡大に対応するための現任者教育の充実を図ります。 [構成事業（抜粋）] ・現任者教育の充実による専門性・多様性の向上 実践教育センターなどにおける<u>現任者教育の充実や院内研修への支援を行い、保健・医療・福祉の分野で活躍している人材の専門性や多様性の向上を図ります。</u></p> <p>(2) 目標等の異同 異なる視点からの目標等を定めた ・健康社会かながわを支える人材は、医療だけでなく福祉等の分野も含め、看護士だけでなく保健師等も含めた看護職員で把握していくことが適切であることから、総合計画では看護職員を8,000人増やすことを目標とした。 ・理学療法士等については今後の需要増が見込まれるものの、これを裏付ける需給調査がないことから、総合計画では養成数を掲げることは避け、人材確保や資質の向上について取り組むこととした。</p> <p>(3) 担当部課 保健福祉部医療課、地域保健福祉課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・看護師数（准看護含む） （社会生活統計指標2006） H10：40,939人→H14：44,340人（<u>県業務従事者届</u>） H10：43,919人→H14：49,419人→H16：51,765人 ・看護職員数（12.31現在） H14：52,277人→H16：54,691人 ・理学療法士 （10.1現在、衛生統計年報、次回H17はH19.3に予定） H11：989人→H14：1,159人（<u>病院勤務者数</u>） H15：1131人→H16：1218人 ・作業療法士 （10.1現在、衛生統計年報、次回H17はH19.3に予定） H11：436人→H14：582人（<u>病院勤務者数</u>） H15：575人→H16：618人</p> <p>(2) 対応の状況 ・保健・医療・福祉を支える新規人材養成の充実のために、県立保健福祉大学における総合的な知識と技術を有する人材の養成（理学療法専攻：定員20のところ各学年22,23,24名在籍、作業療法学：定員20のところ各学年20,21,20名在籍）、県立の看護専門学校の再編整備（旧衛生短大の改修工事とよこはま看護の移転、新衛生看護の改修設計、特色ある学校づくり）、介護支援専門員・障害者ケアマネジメント従事者など福祉人材の新規養成に取り組んだ。理学療法士などの実習機会の確保については、16年度に実態調査を実施。実習指導者が圧倒的に不足しており17年度には実習を実施できなかった。 ・人材の定着・確保のための支援として、院内保育施設への支援、就業促進のための研修（未就業看護士に対する技術実技演習等）の実施、看護師等修学資金貸付金の充実に取り組んだ。 ・現任者教育の充実による専門性・多様性の向上に向けて、実践教育センターなどにおける高度な専門知識や技術を有する人材の育成、院内研修などへの支援（中小医療機関が実施する院内研修の講師派遣等の支援）、福祉人材の資質向上研修の実施に取り組んだ。 ・保健・医療・福祉の連携と総合化を図り、各専門領域の専門性を高めるため、平成19年4月、保健福祉大学に大学院を設けることとし、準備を進めている。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第1タイプ（アウトカム・継続型） ・既存の取組みの拡充・発展</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度B【昨年度：B】 ・①看護師数（<u>県業務従事者届で代替</u>）：達成率約60%（51765-43919/43919*0.3）（マニフェストの基点であるH10を基点とする） PT・OT数（病院勤務者数で試算）PT H15→H16 約1.08倍 OT H15→H16 約1.07倍 ・②卒後教育は総合計画の目標（回数及び人数）以上に達成。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第2段階【昨年度：第2段階】 ・PT・OTについては、県立保健福祉大をH15年度に開校したが、PT・OT数の目標値は総合計画に盛り込まれなかった。実習機会の確保についても、県内に受入施設がないことから、18年度も引き続き対応を検討中である。 ・看護職員数は、H17年度需給見直し調査によれば、H18年度56,601人の見通しであり、総合計画の目標（60,227人）を達成できない見通し（3,676人不足）。</p> <p>(4) 総合的な所見 ・看護職員を増やすための方策を再検討する必要がある。 ・PT・OTについては、抜本的な対策を講じることが早急に必要である。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（6-5）

政策31（救急医療体制の整備）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 救命救急センターの整備、ドクターヘリの活用など「救急医療体制」を整備します。これにより救急自動車の平均搬送時間を22分程度に短縮し（20%短縮）、救命率のアップを図ります。</p> <p>【目標】 急病や事故から県民の生命を守る「救急医療」の整備は県の重大な責務です。救急患者の増大にもかかわらず、平均搬送時間は増加の一途をたどっていることから、救急医療体制を整備し、平均搬送時間を22分程度に短縮し、救命率の向上を図ります。</p> <p>【方法】 ①初期救急、二次救急、三次救急の各体制を明確化し、民間及び公立医療機関と連携して体制整備を行います。 ②救命救急センターを増設するとともに、センターへの患者搬送にドクターヘリの活用を進めます。 ③救急現場や搬送途上での救急処理等のケアを行う「プレホスピタル・ケア」の確保・充実を進めます。</p> <p>【期限】 18年度まで着実に実施</p> <p>【財源】 30億円/年（14年度約28億円）【既存の衛生事業費の振り分けで対応】</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト8／総合的な救急医療体制の充実 <目標> ○救命救急センター設置数（累計） 実績(2002)7施設→9施設(2006) <取り組む事業> 県民が、適切な救急処置と救急医療が受けられるとともに、感染症の脅威などから健康を守られるよう、<u>医療提供体制の整備を進めます。</u> 〔構成事業（抜粋）〕 ・三次救急医療体制の整備 救命救急センターや総合周産期母子医療センターの整備支援、県立こども医療センター新棟整備などを通じて、三次救急医療体制の充実を図ります。 ※年度別目標：<u>ドクターヘリの運用</u> 安定的運用 ・プレホスピタル・ケアの充実 救急救命士の病院実習への支援を行い、救急救命士の業務拡大に対応した<u>プレホスピタル・ケアの充実</u>を図ります。</p> <p>(2) 目標等の異同 異なる視点からの目標等を定めた ・救急自動車の平均搬送時間については、交通渋滞による影響があること、救急現場における救急隊員による処置の充実に伴って伸びる傾向があること等から、総合計画では、救急医療体制において重要な役割を担う救命救急センターの設置数を目標とした。</p> <p>(3) 担当部課 保健福祉部医療課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・平均搬送時間 14年度 28.4分 15年度 29.0分 16年度 29.8分 17年度 30.9分</p> <p>(2) 対応の状況 ・救命救急センター設置数 14年度 7施設、17年度 8施設（17.7 横須賀共済病院）、18.4 日本医科大学武蔵小杉病院、川崎市立川崎病院、18.12 藤沢市民病院 計11施設 ・救命救急センター取扱い患者数 H16年度 8215人（H11年度の127%） ・05年度「かながわの医療」県政モニターアンケート 「救急医療体制の充実が必要」47%。 ・休日夜間急患診療所、病院群輪番制、救命救急センター等への助成、ドクターヘリの運用等により、<u>初期救急、二次救急、三次救急医療体制を整備した。</u> ・小児救急医療体制、周産期救急医療体制等を確保し、特殊救急医療体制を整備したほか、新たに、夜間、看護師等が電話で必要な助言を行う小児救急電話相談事業を実施(H17.7～)した。 ・救急医療情報システムの運営や救急医療普及啓発等を実施。 ・救急救命士が重度傷病者に行う救命処置に係る処置範囲の拡大（包括的指示下での除細動、医師の指示に基づく気管挿管の実施）に対応して、救急救命士の養成支援や、医師会・救急医療機関・消防本部等で構成する県メディカルコントロール（MC）協議会を設置し協議を進めるなど「プレホスピタル・ケア」を確保・充実した。 ・16年7月に認められた救急救命士の「気管挿管」に係る講習を実施するとともに、認定制度を設けた（H16）。 ・18年4月に認められる救急救命士の「薬剤投与」に係る講習を実施するとともに、認定制度を設けた（H17）。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第1タイプ（アウトカム・継続型） ・既存の取組みの拡充・発展</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度C【昨年度：C】 ・「救急医療体制」は概ね整備された(A)。「平均搬送時間」は短縮されていない (D)。「救命率の向上」の指標は未整備(NA)。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第4段階【昨年度：第4段階】 ・救命救急センター設置数は総合計画の目標を達成（計画9施設、実績11施設）したが、「平均搬送時間」が短縮されない原因を分析・把握する必要がある。</p> <p>(3) 総合的な所見 ・救急車の搬送人員数は毎年増加しており中でも「急病」によるものが増えている。データからは、平均搬送時間が伸びている明確な理由が確認できなかった。 ・県政モニターアンケートでも「救急医療体制の充実が必要」とする人が47%を占めており、県民が安心できる医療体制の整備に引き続き努めてほしい。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（6－6）

政策32（男女共同参画社会）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 かながわ女性センター等の活用やNPOとの連携により、<u>男女の雇用平等の推進、配偶者等からの暴力への対策等を強化し、「男女共同参画社会かながわ」をつくります。</u></p> <p>【目標】 男性も女性もそれぞれの能力を発揮し、互いに人権を尊重し責任を分かち合えるよう、教育・職業・文化など様々な場面で性の違いが人生の選択に制約を加えない社会づくりを行い、「男女共同参画社会かながわ」をめざします。</p> <p>【方法】 ①男女雇用機会均等法及び県の「雇用平等推進プログラム」を踏まえて、商工労働センター等を通じて企業への普及や研修を行います。②女性就業相談員による相談事業（13年度9,065件）、内職あっせん（同1,465件）、職業講座（13年度310名受講）により女性の就業を支援します。③配偶者等による暴力（ドメスティック・バイオレンス）から女性を守るため、NPOとも連携して、相談窓口の整備、一時保護事業等を行います。</p> <p>【期限】 18年度まで着実に実施</p> <p>【財源】 2億円程度／年（14年度約1.1億円）【既存事業費で対応】</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト38／男女共同参画の推進 <取り組む事業> 男女平等な雇用環境の整備や就業の分野でチャレンジする女性への支援を進めるとともに、配偶者などからの暴力の根絶と被害者支援を行います。 [構成事業] ・就業の分野における男女共同参画の促進 男女共同参画推進条例に基づく事業者からの届出や普及・啓発などにより男女雇用平等を進めるとともに、チャレンジする女性を支援します。 ・配偶者などからの暴力の根絶 配偶者などからの暴力の根絶と被害者支援を行うため、市町村など関係機関やNPOなどと協働・連携し、配偶者などからの暴力被害者の一時保護施設の確保と迅速な支援を行います。</p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし ・方法②の女性の就業支援策として例示されている事業は、13年度をもって国庫補助事業として廃止されている。</p> <p>(3) 担当部課 県民部人権男女共同参画課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・H18年度県民ニーズ調査 男女平等と感じている人の割合 （H11→H16→H18）[目標] 学校教育の場で61.6%→48.6%→52.0%[67%] 家庭生活で26.7%→36.4%→31.7%[32%] 職場で13.9%→20.5%→19.2%[19%] 社会通念・慣習などで8.8→16.2→12.5%[14%] ・配偶者などからの暴力（H14→H15→H16→H17） 相談件数 2,775→3,729→3,938→3,916件 一時保護件数 294→417→408→399件 （於：配偶者暴力相談支援センター）</p> <p>(2) 対応の状況 ・男女共同参画推進条例の円滑な施行を図った。 ・①政策・方針決定過程への女性の参画等の促進、②就業の分野における男女共同参画の促進、③家庭と仕事等の両立、④異性に対する暴力の根絶と人権の尊重、⑤男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発、を重点目標とする「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定。（H15.6） ・男女共同参画を推進する拠点であるかながわ女性センターにおいて、女性人材の育成、講座等の開催、団体・グループ交流の場の提供、女性のチャレンジ支援情報、図書館情報の提供、女性総合相談等を実施した。 ・配偶者暴力相談支援センターでの的確な対応に努めるとともに、配偶者等からの暴力の被害者を一時保護する施設を拡充し、NPO等への一時保護委託を実施するなど、民間団体との連携により、暴力被害者への迅速、適切な支援を行った。 ・男女共同参画推進プランの事業の実施状況やプランに掲げる各種指標の直近の状況等を取りまとめた年次報告書を作成・公表（H16.10、H17.10）。 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策についての基本計画として、「かながわDV被害者支援プラン」を策定（H18.3）。 ・外国籍のDV被害者の相談のため、NPOとの協働で、多言語相談シート、シェルター利用案内、相談窓口カード、DV相談の手引きを作成（H18.3）。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第1タイプ（アウトカム・継続型） ・既存の取り組みの拡充・発展</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度B【昨年度：B】 ・「男女平等と感じている人の割合」は「職場で」目標値を達成。しかし、H16調査に比べ値が下がった項目が多いのは問題である。 ・管理職に占める女性の割合は着実に増加（プラン年次報告書）。 ・「配偶者などからの暴力」は、相談件数・一時保護件数共に、H15に急増した後は、概ね同水準（若干の減少傾向）で推移。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第5段階【昨年度：第4段階】 ・「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、年次報告書で毎年達成度を評価。 ・配偶者暴力相談支援センターなどで活動を展開、H18.3に「かながわDV被害者支援プラン」を策定。</p> <p>(4) 総合的な所見 ・「男女平等と感じている人の割合」や「管理職に占める女性の割合」など各種数値は決して高くないので、今後とも男女共同参画社会の実現に向け努力してほしい。 ・「かながわDV被害者支援プラン」（H18.3策定）についても、男女共同参画プラン同様、年次報告書で進捗状況を評価するようにしてほしい。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（6-7）

政策33（住基ネット見直し）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 個人情報の保護を重視する立場から、制度の実施状況と市町村の意見を踏まえて「住基ネット」の見直しを進めます。このため、<u>国に対して必要な制度措置を求めるとともに、県としても必要な措置を行います。</u></p> <p>【目標】 14年度に施行された住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）については、個人情報保護の観点から問題が大きいことから、今年8月の本格稼働の前に、制度廃止を含む見直しと個人情報保護のための対応を図ります。</p> <p>【方法】 ①制度の実施状況を調査するとともに、市町村の意見を十分に把握し、制度廃止、選択制の導入などの制度の見直しや、個人情報保護の抜本的な措置を国に求めます。 ②制度の十分な見直しが行われない場合、県として個人情報保護のために必要な措置を行います。</p> <p>【期限】 15年8月までに緊急の対応を行い、その後も継続的に取り組みます。</p>	<p>(1) <u>県の方針</u>（既存事業の取組みの中で実施）市町村実態調査を実施し、<u>国への要望を行うとともに、研修や緊急時対応訓練等県としての独自の取組みを行っている。</u></p> <p>(2) <u>目標等の異同</u> <u>異なる視点からの目標等を定めた</u> ・「住基ネットの見直し」に関して、「制度廃止」や「選択制の導入」などの制度見直し等を国に求めることは、住基ネット構築や運用の根拠である住民基本台帳法の趣旨と相容れず、市町村からもそのような要望はなされていないことなどから、個人情報保護の観点から、更にセキュリティを向上させるための取組みを進める。</p> <p>(3) <u>担当部課</u> 企画部市町村課</p>	<p>(1) <u>目標達成の状況</u> ・市町村実態調査を実施し、国への要望を行うとともに、研修や緊急時対応訓練等県としての独自の取組みを行っている。</p> <p>(2) <u>対応の状況</u> ・住民基本台帳ネットワークシステムに関する研究会の設置（H15.6設置）。 ・市町村における住基ネットの状況を確認するとともに、住基ネットのセキュリティ等に係る意見を把握することを目的として、住基ネットに係る市町村実態調査を実施（H15.6～7）。この結果を踏まえ、セキュリティの更なる向上のため、実務的な研修の充実等の4項目を国に要望（H15.8）。 ・市町村職員を対象にセキュリティ研修を実施（H15:3回）するとともに、16年度、17年度は、希望する市町村への出張研修及び出張研修の結果を踏まえた全体研修を実施。 ・住基ネットにおける事故等の緊急時を想定した緊急時対応訓練（H16.2、H17.2、H18.2）及び県が運用する住基ネットのセキュリティに関する外部監査（H16.8～H17.3、H17.8～H18.3）を実施。 ・住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティ点検チェックリストの作成（H16.3）</p>	<p>(1) <u>政策のタイプと目標の明確化</u> ・制度廃止を含む見直し：第5タイプ（制度改革B型） ・個人情報保護のための対応：第3タイプ（アウトプット・継続型） ・新規の取組み</p> <p>(2) <u>目標達成状況の評価</u> ・達成度B【昨年度：B】 ・15年度は国への要望を行ったが制度は見直されなかった。16-18年度は引き続き個人情報保護のための対応を図った。</p> <p>(3) <u>対応状況の評価</u> ・第4段階【昨年度：第4段階】 ・個人情報保護のための対応が実施されている。</p> <p>(4) <u>総合的な所見</u> ・個人情報保護のための様々な対応は、今後ともその有効性を絶えず確認しながら進める必要がある。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（6－8）

政策34（地震防災対策）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 阪神淡路大震災の教訓を踏まえて、市町村の防災対策への緊急支援、広域応援体制の整備などの「地震防災対策」を計画的に実施します。</p> <p>【目標】 「地域防災計画」（H12.7 修正）に基づき地震防災対策を実施し、「災害に強く安全なまちづくり」を推進します。このため、年間 21 億円規模の事業を展開します。</p> <p>【方法】 ①災害時の情報収集体制の整備、救助・救急・消火活動体制の充実、避難対策等の地震防災事業を財政面で支援します（補助率 1/2～1/3、年間 20 億円）。 ②広域防災活動拠点の整備、七都県市などの相互応援などにより、広域応援体制を整備します。 ③活断層の調査等を行い、県民に対する情報提供を行います。</p> <p>【期限】 18 年度まで着実に実施</p> <p>【財源】 21 億円程度／年（14 年度約 21 億円）【従来どおり法人県民二税の超過課税による財源を活用】</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 戦略プロジェクト 12／大規模地震に備えた対応力の強化 <取り組む事業> 大規模災害、特に地震防災対策については、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、<u>市町村の防災対策への支援、広域応援体制の整備などを計画的に進めます。</u> [構成事業（抜粋）] ・地域防災力の向上と広域連携体制の充実 市町村の地震防災対策への支援などを通じて地域の防災力の向上を図るとともに、地域だけでは対応が難しい大規模な災害に備えて、国や八都県市などとの広域連携体制の充実に努めます。</p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし ・超過課税については平成 17 年度までの時限となっている。</p> <p>(3) 担当部課 安全防災局災害消防課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・市町村地震防災対策緊急支援事業を継続実施。 ・法人二税の超過課税制度は、平成 22 年 10 月まで延長（従来は 17 年まで）。 ・県内の広域防災活動備蓄拠点を整備したほか、八都県市による広域防災プランを策定した。 ・県内の A 級活断層及び主要な活断層 11 本についての調査及び地下構造調査は、平成 15 年度で終了。調査結果をホームページ等で情報提供。</p> <p>(2) 対応の状況 ・「地域防災計画」に基づき、市町村が実施した地震防災対策事業への支援を実施することにより地域の防災力の向上を図っている（<u>毎年度 20 億円、22 年度時限</u>）。 ・総合防災センターの分散・補完施設として、広域防災活動備蓄拠点を県内 3 箇所に整備（H15）。 ・国が整備する「基幹的広域防災拠点」について、東島島地区の工事に着手（H17.1）。 ・「八都県市広域防災プラン（震災編）」を策定し、首都圏の防災力の強化と被害の軽減を図ることとした（H16）。また、南関東地域直下型地震を想定した「八都県市合同図上訓練」を実施した（H17.5）。 ・神縄・国府津－松田断層帯に関する調査を行い最終結果をとりまとめ、成果報告書を作成（H15）。 ・災害時における情報の収集、伝達を迅速・的確に行うための防災行政通信網を整備することとし、調査及び基本・実施設計を終了した。 ・神奈川県津波浸水予測図（相模川以西）を作成し公表（H18.8）。 ・災害時に迅速、かつ適確な医療を提供するため、神奈川県 DMA T（災害の急性期（災害発生から 4 8 時間以内）に活動できる機動性を持ち専門的な訓練を受けた医療チーム）を整備することとし、4 つの災害医療拠点病院を指定（H18.10）。 ・外国籍県民向けに地震時への対応などをまとめた「緊急のとき、こまったときの行動マニュアル」を市町村と共同で作成（H18.10）。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第 3 タイプ（アウトプット・継続型） ・既存の取組みの拡充・発展</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度 A【昨年度：A】 ・目標を達成している。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第 5 段階【昨年度：第 5 段階】 ・法人二税の超過課税を平成 22 年まで延長した。</p> <p>(4) 総合的な所見 ・「アウトプット・継続型」の政策として、「アウトプット」（地震防災のための対策）は達成と評価したが、「アウトカム」（実際の地震時の防災度）が達成されるかどうかは、別途留意が必要である。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（6－9）

政策35（犯罪対策）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 犯罪の激増と凶悪化・粗暴化に対応して、警察官の増員(1,500名)と専門能力の向上、交番の増設、交番相談員等の配置、組織の情報化等の体制整備を進め、神奈川の「安全」を取り戻します。</p> <p>【目標】 ①神奈川は刑法犯認知件数は169,968件で全国第4位(人口千人あたり件数は20.02件で全国第9位)で急増しているのに対し、検挙率は24.5%と低い方から全国第13位で、年々低下しています。犯罪の増加を抑制するとともに、検挙率を50%程度(H7年並み)に回復させることにより、安全な地域づくりを進めます。 ②外国人や暴力団による組織犯罪への対応、テロ対策、銃器・薬物対策、ハイテク犯罪対策、ストーカー対策等に取り組める体制をつくります。</p> <p>【方法】 ①警察官の増員(1,500名)、教育訓練の強化、警察OB等による交番相談員の増員等により警察の人的体制を整備します。 ②警察署・交番等の増設(12年689所→18年750所、1割増)、自治会・学校・NPOなど地域との連携を進めます。 ③情報通信機器の整備など組織の情報化を進めます。</p> <p>【期限】 18年度まで着実に実施</p> <p>【財源】 警察費として2,100億円程度/年(14年度約1,958億円)【一般職員人件費等の抑制で対応】</p>	<p>(1) 県の方針 (総合計画上の定め) 戦略プロジェクト9/身近な犯罪がなく安心してらせる地域づくり <目標> ○刑法犯検挙率(暦年) 実績(2002)19.2%→25.0%(2006) <取り組む事業> 「安全・安心まちづくり条例(仮称)」の制定と相まって、県民が不安を感じる身近な犯罪に対して、検挙、抑止の両面から警察の総合力を発揮するとともに、地域ボランティア、関係機関・団体などの自主防犯活動への支援と地域安全情報の積極的な提供に努めます。 (行政システム改革の中期方針の定め) I-1時代の要請に適應した役割分担と新たな機能の強化 (3) 職員の重点配置 限りある人的資源を有効に活用し、多様化・高度化する県民ニーズへ対応するために職員配置の重点化を図ります。 <目標> 警察官等の実質的な増員1,500人(15年度当初比)</p> <p>(2) 目標等の異同 より現実的な目標値等を定めた ・検挙率については、マニフェスト作成の際には、直近の2000年時点で24.5%であったこと、1995年時点では49.5%であり、この水準までもどすことは実現可能と考えたことから、50%程度という目標を掲げた。 ・その後、2002年時点で19.2%になっており、治安の悪化が進んでいることを改めて痛感するとともに、県警からの説明も受けて、総合計画ではより現実的な目標として25.0%を掲げた。</p> <p>(3) 担当部課 警察本部、総務部人事課、安全防災局安全・安心まちづくり推進課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・刑法犯検挙率 H12年:24.5%→H14年:19.2%→H16年:25.4%→H17年:33.1%→H18年(上半期):36.9%→H18(1-11月):38.5% (・刑法犯認知件数 H14:190,173→H15:186,290→H16:183,148→H17:142,920件→H18(上半期):60,728/H18(1-11月):113,698(H17は前年比22%減(減少数・率共に全国1位))</p> <p>(2) 対応の状況 ・組織犯罪への対応として、刑事部に「組織犯罪対策本部」を設置し、犯罪組織に係る情報を一元的に集約・分析するなど、犯罪組織の壊滅に向け、組織犯罪対策を強化(H17.4) ・「警察官等の実質的増員1,500人について」を発表し、平成19年4月までに、警察官1,000人の増員、非常勤職員(交番相談員等)300人の増員、県職員の活用(くらし安全指導員の配置)200人を目指すこととした(H16.1). ・警察官等の実質的な増員は19年度当初で目標を達成する見込み(H19年度予算案). ・警察署・交番等の数 H15.4現在691～警察署53、交番495、駐在所143 H17.3現在688～警察署53、交番492、駐在所143 H18.2現在679～警察署53、交番483、駐在所143(交番配置を見直し、既存交番の強化を行った.) ・情報通信機器の整備(情報処理端末装置の拡充整備) H15:3,599台、H16:5,532台、H17:7,666台 ・警察力向上のための知事部局・警察本部連絡会議(H15.6)、安全・安心まちづくりのための庁内検討組織(H15.8)を設置。 ・安全・安心まちづくりを所掌する副知事を設置(H15.10)し、全庁横断的な「安全・安心まちづくり推進本部」を設置(H15.11). ・安全・安心まちづくり推進課を設置(H16.4). ・「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を制定(H17.4施行)。条例に基づく4つの指針を策定。 ・安全・安心を総合的に確保する安全防災局を設置(H17.4). ・県民運動の推進母体として122団体が参加した「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」の設置(H17.5.16). ・神奈川県防犯カメラに関するガイドラインを策定(H18.4.1). ・明るく安心な地域社会づくりに向け、「神奈川あいさつ一新運動」を展開(H18.4). ・トラック協会と、「幼児、児童、生徒の安全確保に関する覚書」を締結(H18.6). ・自主防犯活動の支援のために、事故給付金制度とパイロット事業補助金を実施(H17～)。自主防犯活動団体が情報を共有し、相互に連携して活動できるようウェブサイトに「神奈川あんぜんあんしん！ネットワーク」(愛称:あんあんネット)を開設(H18.8).</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第1タイプ(アウトカム・継続型) ・既存の取組みの拡充・発展</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度B【昨年度:B】 ・①検挙率は引き続き上昇中(マニフェスト目標(検挙率50%)の達成度は、H14基点で約63%、H12基点で約55%(ただし、総合計画の目標(検挙率25%)は既に達成)。 ・②組織犯罪については「組織犯罪対策本部」を設置して対応。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第5段階【昨年度:第4段階】 ・警察官等の実質的増員(1500人)は達成。 ・交番の数は減少(空き交番をなくすため)。 ・情報通信機器の整備台数は着実に増加。 ・「あんあんネット」など様々な取組みを18年度に新たに実施。</p> <p>(4) 総合的な所見 警察官等の実質的増員や空き交番の廃止をはじめとする様々な努力により、総合計画の目標を大幅に超える検挙率を達成したことは、高く評価される。今後は、マニフェストの目標達成に向け、引き続きがんばってほしい。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（6-10）

政策36（暴走族根絶条例）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 暴走族が様々な犯罪を引き起こし、無関係の市民をターゲットにした凶悪事件も生じていることから、公共の場での集会の禁止、暴走のあおり行為の禁止、オートバイ等の没収（使用凍結）などを定める「<u>暴走族根絶条例</u>」をつくります。</p> <p>【目標】 神奈川の暴走族は 863 人で減少していますが、暴走行為は 128 回と増加し、参加人員も延べ 11,383 人（12 年比 3,873 人増）と増加しています。暴走族は、交通法規違反のほか様々な犯罪や対立抗争を行い、市民を巻き込んだ凶悪事件も生じていますし、暴力団への資金源・予備軍となっています。そこで、暴走族根絶条例を制定し、警察と地域が一丸となって暴走族の根絶を進めます。※暴走族追放条例は 10 の県、176 の市町村で 186 本制定されていますが、神奈川県では市町村も含めて未制定です（14 年 7 月現在、朝日新聞 14.7.29）。</p> <p>【方法】 ①次の事項を定める<u>暴走族根絶条例</u>を制定し、取締りを行う。 ・公共の場での集会の禁止(中止命令→違反に罰則) ・暴走行為に対するあおり行為の禁止(違反に罰則) ・整備不良車に対する給油の禁止（違反に罰則） ・暴走行為に使用したオートバイの没収（使用凍結）等 ②警察と地域、NPOが協力して暴走族の解散等を指導し、<u>社会復帰等を支援</u>します。</p> <p>【期限】 16 年度までに制定し、17 年度から実施</p> <p>【財源】 警察費（前出）全体の中で対応</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 主な施策・事業体系 Ⅱ 県民の安全・安心の確保 【安全で円滑な交通環境の確立】 76 暴走族総合対策の推進 交通秩序の回復を図り、平穏な日常生活を確保するため、神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例の施行にともなう基本方針の策定とあわせて、<u>暴走族の取締りの徹底、関係機関・団体、県民と連携した加入阻止・離脱促進対策の推進</u>、い集・暴走とにくい環境整備を進めます。</p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし ・「暴走族」は、共同危険型と違法競争型を含めてカウントするのが通例。（暴走族は 1,109 人、暴走行為は 174 回、参加人員も延べ 13,030 人（12 年比 4,371 人増）） ・方法に記載された以下の各項目については、条例の規定に盛り込まないこととした。 ・「公共の場での集会の禁止」については、「集会の自由」に抵触するおそれがあるなど（集会自体を規制する法律は、破壊活動防止法のみ） ・「整備不良車に対する給油の禁止」は、業者・個人に過度の負担を強いるなど（条例制定 18 府県でも責務規定[罰則はない]） ・「暴走行為に使用したオートバイの没収」は、没収は刑法総則に規定されており、条例で規定を設ける必要はないなど（積極的な押収と長期保管、保護者等の説得による廃棄等で対応）</p> <p>(3) 担当部課 警察本部、安全防災局交通安全対策課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例の制定（H15.12.26 公布、H16.4.1 施行） ・県、県民、保護者、学校・職場等の関係者、事業者、道路管理者の責務を定めた。 ・暴走族相談員の設置を定めた。 ・暴走族に関わる行為等を罰則をもって禁止した。（5 万円以下の罰金） ・凶器携帯の禁止 ・公安委員会が指定した重点区域におけるあおり行為の禁止 （30 万円以下の罰金） ・車台番号の識別が困難な自動二輪車の運行の禁止（6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金） ・暴走族の指導、金品要求等の禁止 ・暴走行為の勧誘・強制的禁止 ・暴走族や暴走行為の状況 ・暴走族（共同危険型及び違法競走型） ～14 年 1,003 人→16 年 718 人→17 年 476 人 ・暴走行為（暴走回数及びい集回数） ～14 年 144 回→16 年 72 回→17 年 36 回 ・参加人員（共同危険型及び違法競走型） ～14 年延べ 9,927 人→16 年延べ 3,315 人→17 年延べ 1,585 人</p> <p>(2) 対応の状況 ・暴走族相談員 3 人(非常勤職員)を配置し、相談及び脱退支援等の活動を実施(H16.4)。 ・金沢地区など 5 区域を、暴走行為助長禁止重点区域重点区域に指定したほか、横浜市港北区など 5 地区をモデル地区に指定して、総合的な暴走族対策を実施。 ・条例を適用した違反の検挙等を実施。 ・暴走族対策地域指導員等による暴走族加入阻止教室、暴走族い集施設環境診断事業を実施したほか、証拠品保管施設の整備を進めた。 ・「暴走族等の追放の促進に関する基本方針」を策定（H16.8）し、周知活動等を実施。 ・街頭キャンペーンや各種会合を通じて暴走族追放気運を醸成するとともに、滑り止め対策など暴走させない道路改良等を進めている。</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・第 5 タイプ（制度改革 A 型） ・新規の取組み</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・達成度 A【昨年度：A】 ・1 年前倒して達成。 ・マニフェストに掲げた内容の一部は条例に盛り込まれなかったが、やむを得ないものと判断される（2(2)のとおり）</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・第 5 段階【昨年度：第 5 段階】</p> <p>(4) 総合的な所見 ・暴走族だけでなく暴走行為や参加人員も減少し、効果を上げている。今後とも効果が減退することのないよう注意を継続してほしい。</p>

松沢マニフェスト政策別点検評価表（6-11）

政策37（米軍基地対策）

1. マニフェストの内容（概要）	2. 県の方針と目標等の異同	3. 目標達成と対応の状況	4. 点検・評価結果
<p>【政策】 沖縄に次ぐ「第二の基地県」として、国に安全保障政策の強化を求めたうえで、<u>米軍基地の整理縮小・返還を進めるとともに、厚木基地におけるNLPの廃止・移転を促進し、県民の安全で静かな暮らしを取り戻します。</u></p> <p>【目標】 ①国の安全保障を確実にするために、緊急事態法の早期制定を要求し、その中で県の役割を明確化します。 ②現在、県内には16施設、21.4k㎡の米軍基地があり、沖縄県（35施設）に次ぐ「第二の基地県」として、県民生活の安全や平穏、利便性を妨げてきました。特に厚木基地におけるNLP（夜間連続離発着訓練）は激しい騒音被害をもたらしています。今後、上瀬谷通信基地等の施設返還が喧伝される状況を踏まえて米軍基地の縮小返還を進めるとともに、NLPの廃止・移転を求めます。</p> <p>【期限】 18年度まで継続的に努力</p> <p>【財源】 500万円程度／年（14年度320万円）</p>	<p>(1) 県の方針（総合計画上の定め） 主な施策・事業体系 Ⅱ 県民の安全・安心の確保 【基地の整理・縮小・返還・周辺対策の促進】 80 基地の整理・縮小及び返還の促進 神奈川では都市化が進み人口の密集している地域に16の米軍基地があり、県民生活の安全やまちづくりに障害を与えていることから、<u>基地の整理・縮小・返還を促進するため、国及びアメリカ側に働きかけを行います。</u> 81 基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保 住民生活に騒音や事故の不安など多くの障害や危険をもたらしている米軍基地問題には困難な課題が多く、解決までには時間がかかることから、基地が返還されるまでの当面の対策として、<u>周辺住民の良好な生活環境の確保を図るため、基地に起因する様々な問題に取り組みます。</u>また、日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について適切な改善を図るよう国に働きかけていきます。</p> <p>(2) 目標等の異同 ・変更なし</p> <p>(3) 担当部課 企画部基地対策課</p>	<p>(1) 目標達成の状況 ・ 国民保護法が成立 ・ NLPの回数 H17年度2回、H18年度2回。 ・ <u>日米安全保障協議委員会（2プラス2）最終報告（H18.5）</u> 米陸軍第一軍団司令部を米本土からキャンプ座間へ08年度までに移転し、陸自中央即応集団司令部を12年度までに同居させる。これに伴いキャンプ座間などの一部を返還する。硫黄島のNLPは恒常的な施設を09年7月までに決定する。空母艦載機59機を厚木から岩国基地へ14年までに移駐する。</p> <p>(2) 対応の状況 ・ 米軍基地の整理・縮小・早期返還等について、要望を繰り返し行ったほか、厚木基地における米空母艦載機の夜間連続離着陸訓練による航空機騒音の解消等に関する要請を行った（H18年度は計18回要請（但し12月までの実績））。 ・ 日米合同委員会施設調整部会における県内4施設の返還等の協議（H15.7）を受けて、池子米軍住宅地区の横浜市側の追加住宅建設について、知事見解を表明（H15.8） ・ 知事が、米国防総省の高官及び国務省カイザー一國務副次官補と会談し、日米地位協定改定及び県内の基地問題について要望（H16.6） ・ 日米合同委員会施設調整部会において、これまでの協議内容に加えて、上瀬谷通信施設の全部返還、小柴貯油施設の一部返還、住宅戸数の削減等を行うことで日米間の認識が一致（H16.9）し、日米合同委員会において部会の協議結果を承認（H16.10.18）。 ・ 米軍再編に係る外務大臣と知事との意見交換について要請を行い、外務大臣、防衛庁長官と知事との意見交換を実現（H17.3.28） ・ 外務大臣の県内基地視察について要望を行い、逢沢外務副大臣が代理として来県して厚木基地等を視察の上、市長との意見交換会を実施（H17.4.7）。 ・ <u>小柴貯油施設が返還（H17.12.14）され、県内の米軍基地は15施設となった。</u> ・ 国による住宅防音工事区域の見直し（H18.1.17告示）</p>	<p>(1) 政策のタイプと目標の明確化 ・ 第2タイプ（アウトカム・完結型） ・ 既存の取組みの拡充・発展</p> <p>(2) 目標達成状況の評価 ・ 達成度B【昨年度：B】 ・ ①国民保護法の中で県の役割明確化。 ②米軍基地数は16→15に減少。NLPの回数等は減っていないが、2プラス2最終報告により空母艦載機が岩国基地へ移駐されることになり、厚木基地におけるNLPは縮小が予想される。</p> <p>(3) 対応状況の評価 ・ 第5段階【昨年度：第4段階】 ・ H18年度は（12月までに）知事自ら8回の直接要請を行うなど、積極的に対応している。</p> <p>(4) 総合的な所見 2プラス2最終報告における合意の実施状況を見守りたい。</p>

資 料 編

目 次

1. マニフェスト進捗に関する評価方法について……………58
2. マニフェストに伴う県行政の変化等に関するアンケート調査の結果……別紙
3. 松沢マニフェストの推進に関する県民アンケート結果……………65
4. 松沢マニフェスト評価委員会設置要綱・委員一覧……………69

平成18年11月26日委員会決定

1 基本的方針

- (1) マニフェスト進捗の点検・評価については、政策別（37本）の点検・評価を基本とし、これを総合して、政策分野別及び全体の点検・評価を行うものとする。
- (2) 政策別の点検・評価にあたっては、成果を重視し、「目標実現状況（目標達成度）」を基本とする。定量的な把握が難しい場合でも、目標実現の状況を定性的に評価するものとする。
- (3) 上記のほか、目標実現のための「行政対応状況（対応段階区分）」についても点検・評価を行うものとし、2本立ての評価とする。
- (4) 県の総合計画等の決定においてマニフェストの政策内容（特に目標）とは異なる内容を定めた場合においても、マニフェストの当初の政策内容に照らして点検・評価を行うものとする。
- (5) 点検・評価の結果については、県民にわかりやすいものとなるよう、ランク区分等の工夫を行うものとする。
- (6) 今年度の評価は4年間の総括評価であるが、任期満了後に評価したのでは県民の「選択」の参考にならないため、平成18年12月末の時点で評価を行うものとする。評価結果の公表にあたっては、その意味で完全な総括評価ではないことを明示する。

2 点検・評価の情報

(1) 関係資料

【目標達成度に関する資料】

- ・ 県政策課からの提供資料（総括的資料）
- ・ 県担当部局からの提供資料（政策別資料）
- ・ 公刊された社会統計資料（数値目標に関係するデータ）

【対応状況に関する資料】

- ・ 総合計画等への反映状況に関する資料
- ・ 予算への反映状況に関する資料

(2) 追加ヒアリング、質疑応答

- ・ 必要により分野別のヒアリング調査、文書による照会を行う。

3 点検・評価の方法

【全体の流れ】

- ①政策内容の確認 ～各政策(37本)の目標等を確認し、類型別に整理
↓
- ②目標達成の把握 ～資料に基づき、各政策の目標達成の状況を把握
↓
- ③対応状況の把握 ～資料に基づき、各政策に関する県の対応状況を把握
↓

- ④政策別の評価 ～各政策について目標達成状況と対応状況の評価（ランク区分）
- ↓
- ⑤分野別の評価 ～6分野別に目標達成状況と対応状況の評価（ランク区分の数等）
- ↓
- ⑥全体の評価 ～上記結果を総合して、全体の進捗状況の評価（ランク区分の数等）

【具体的な手順】

(1) 政策内容の確認

- ① 政策の「目標」については、マニフェストの記載のうち、原則として【主文】【目標】【期限】に記載された内容をもとに把握する（【方法】【財源】の内容はあくまでその手段として把握する）。
- ② ひとつの政策について複数の目標が掲げられている場合は、主たる目標を基本とし、その他の目標を従たるものとして把握する。
- ③ 政策については、1)目標がアウトカム指標（成果指標）を掲げるものか、アウトプット指標（結果指標）を掲げるものかという視点と、2)目標を維持するのに継続的な対応を要するものか否かという視点によって、表1の5つの区分に分けて把握する。
- ④ さらに、既存の取組みを拡充・発展させるものか、新規の取組みを行うものかについても、把握する。
→これらにより、目標達成状況等の把握に違いが生じる。

表1 政策のタイプ

政策の区分	内容の説明
第1タイプ 【アウトカム・継続型】	アウトカム指標を掲げる政策で、目標を維持するには継続的な対応を要するもの
第2タイプ 【アウトカム・完結型】	アウトカム指標を掲げる政策で、一度達成できれば基本的にその状態が継続するもの
第3タイプ 【アウトプット・継続型】	アウトプット指標を掲げる政策で、目標を維持するには継続的な対応を要するもの
第4タイプ 【アウトプット・完結型】	アウトプット指標を掲げる政策で、一度達成できれば基本的にその状態が継続するもの
第5タイプ 【制度改革型／A型、B型】	制度改革等を目標とする政策（制度の創設または改正を目標とし、一度達成できれば基本的にその状態が継続するもの） A型＝県だけで実行可能な改革 B型＝県だけでは実行できない改革

※アウトプットとは、政策の実施の結果として提供されたサービス等の結果を指し、アウトカムとは、そうしたサービス等によって地域社会にもたらされた影響（成果）を指す。

(2) 目標達成状況の把握

- ① 県側の報告・提供資料により、各政策（37本）の目標達成の状況を把握する。
- ② 数値目標を掲げた場合（定量的な把握が可能な場合）は、当該指標の最新データを把握する。
- ③ 数値目標を掲げていない場合（定性的な把握が必要な場合）は、それぞれの目標に照らして最新状況を把握する。
- ④ 目標達成のためのデータがない場合は、これに代替できるデータを把握し、これもない場合は「達成度把握不能（NA）」と判断する。

(3) 行政対応状況の把握

- ① 各政策について、県の対応状況（インプット）を把握する。把握にあたっては、事務事業の実施状況、研究・検討の状況、関係機関への働きかけ等を把握する。
 - ② 行政対応状況の評価にあたっては、総合計画等の行政計画への反映、予算への反映、検討会議等の状況についても把握する。
- ※ (2)及び(3)の状況把握は、①県側の説明、②県からの提供資料、③ヒアリング調査、④文書での照会によって行う。

(4) 政策別の評価（1）－目標達成状況

- ①政策別の評価については、まず目標達成の度合いについて評価を行う。評価にあたっては、表2の基準によって行う。
- ②「アウトカム型」の政策については、地域社会に生じた影響（成果）の程度について、政策目標を10割とした場合の達成の程度について評価する。「アウトプット型」の政策については、行政のサービス等の向上（結果）の程度について、政策目標を10割とした場合の達成の程度について評価する。
- ③「継続型」の政策については、途中から達成度が低下することもあるため、最新のデータ等を確認して達成の程度を評価する。「完結型」または「制度改革型」の政策については、原則として1度達成すれば達成度が低下することはないため、事実関係に変化がないか否かを検討すれば足りるものとする。
- ④「既存の取組みの拡充・発展」に属する政策については、既存の取組みの成果が現れて目標を達成することもあるため、その原因に留意する。
- ⑤目標を達成した場合でも、県の対応によるものではないことが明らかである場合（県は対応していない、または県の対応とは因果関係がない場合）は、達成度はDまたはNAとする（県が対応していない場合または県の対応が適切でない場合はD、それ以外の場合はNA）。
- ⑥今年度の評価は4年間の総括評価であるが、平成18年12月末時点の状況及びその時点で入手できたデータ・情報によって評価するものとする。

★残りの任期内（19年4月22日まで）に達成することが確実または予定されている場合に、その点をどのように評価するか。

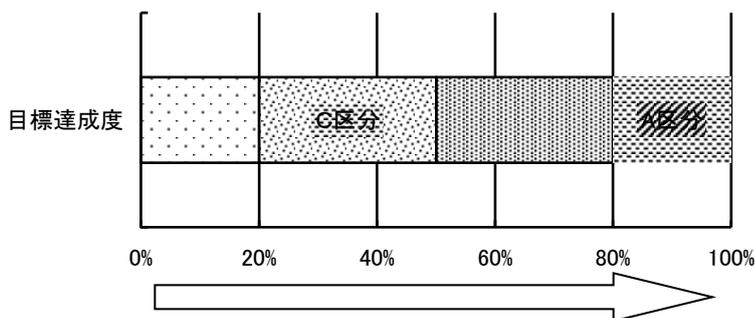
→原則として12月末時点で達成している内容によって評価するが、任期内に達成が「確実」と認められる場合は評価に含める（ただし、その旨を付記する。なお、不確実な場合は、評価には含めず、そうした「可能性」があることを付記する）。

（例：職員数の削減＝退職者と採用者が確定しているため4月1日に削減されることは確実。2月議会で議決する＝あくまで予定であり確実とはいえない）

表2 目標達成状況の区分

区分	達成の程度
A	目標を達成またはほぼ達成（概ね8割以上）
B	目標のある程度の割合を達成（概ね5～8割未満）
C	目標の一部を達成（概ね2割～5割未満）
D	ほとんど実績が表れていないか、または逆に低下している（概ね2割未満）
NA (not available)	評価不能（データがないため、達成度を把握できない場合など）

参考図 目標達成度のイメージ



(5) 政策別の評価（2）－行政対応状況（段階区分）

- ①政策別の行政対応状況については、未着手の段階から完了段階までの5つの段階に区分して、現在どの段階にあるかについて評価する方法（段階区分方式）を採用するものとする。評価にあたっては、概ね表3の基準によるものとし、適用することが難しい場合には、個別に基準を補足して評価するものとする。
- ②政策目標が達成された場合でも、県の対応と関係なく達成されることもありうるため（地方への税源委譲、新規求人数の増加など）、行政対応状況の評価は独立して行う。
- ③行政対応状況を把握するため、「アウトカム型」の政策については、県の対応についてインプット（行政上の措置）とアウトプット（措置の結果として生じたサービス等の向上）について評価し、「アウトプット型」の政策については、県の対応のうちインプット（行政上の措置）について評価する。
- ④「継続型」の政策については、一度目標を実現しても継続的な努力が必要であり、通常、事業が「完了」することは考えられないため、原則として最終年（4年目）に「第5段階」に達するものと解する。（言い換えれば、継続型の場合は「第4段階」の幅が広く、十分な対応が行われている場合もここに含まれることに注意する必要がある。）
- ⑤「既存の取組みの拡充・発展」に属する政策については、既存の取組みと比較してどれだけ拡充・発展したかによって評価する。すなわち、既存の取組みと同程度にとどまっている場合は、原則として第1段階（未着手）と評価する
- ⑥県が総合計画等の決定にあたり、マニフェストの目標等を変更した場合には、その変更が適切であるか否かを評価し、その結果を付記する。ただし、この評価は、目標達成状況及び行政対応状況の評価には反映させない（あくまでマニフェストに即して評価する）。
- ⑦今年度の評価は4年間の総括評価であるが、平成18年12月末の時点の状況及びその時点で確認できたデータ・情報によって評価するものとする。

★残りの任期内（19年4月22日まで）に対応することが確実または予定されている場合に、どのように評価するか。

→原則として12月末時点で対応した内容によって評価するが、任期内に対応することが「確実」と認められる場合は評価に含める（ただし、その旨を付記する。なお、不確実な場合は、評価には含めず、そうした「可能性」があることを付記する）。

（例：1月にシンポジウムを開催する予定であり、かつ公表済み＝確実。来年度予算に計上する予定＝あくまで予定であり確実とはいえない）

表3 段階区分の基準

段階区分	新規の取組みの場合	既存取組み拡充の場合
第1段階（未着手・未改善）	未着手	既存の継続（未拡充）
第2段階（方針決定・検討）	方針決定、制度・事業の検討	拡充の検討
第3段階（準備・事業化）	制度化・事業化の作業	拡充の準備（予算化等）
第4段階（実施中）	制度決定、事業実施	拡充後の事業実施
第5段階（完了・終了）	制度施行、事業の完了・終了	事業の完了・終了

(6) 分野別の評価

- ①上記の政策別の評価をもとに、各政策分野（パート）別の評価を行う。評価は目標達成状況と行政対応状況に分けて行うものとし、文章で当該分野の評価の概要（特徴、課題等）を記載するものとする。
- ②達成度等を数値化する「評点方式」はとらず、単純にランク区分の数によって集計する方法によるものとする（A評価が3件、B評価が4件、C評価が5件…など）。

(7) 全体の評価

- ①上記の分野別の評価をもとに、全体の評価を行う。評価は、目標達成度と行政対応度に分けて文章で記載するとともに、総合的にみて、マニフェストの進捗を評価するとともに、今後必要な取組みや留意事項について記載するものとする。
- ②達成度等を数値化する「評点方式」はとらず、単純にランク区分の数によって集計する方法を採用するものとする（A評価が5件、B評価が10件、C評価が5件…など）。
- ③今年度は、4年間の総括評価であるが、評価は平成18年12月末時点の状況・情報をもとに行ったものであること、したがって、残された任期内（平成19年4月22日まで）にさらに進捗する可能性があること、この時点で入手できないデータ等については評価に含まれていないことを明示するものとする。

(8) 点検・評価作業の様式

- ①政策別の点検・評価については、項目・方法等の共通化を図るため、別に定める「政策別点検評価表」により行う。
- ②政策分野別の点検・評価についても、同様に「政策分野別点検評価表」により行う。

4 評価結果の活用について

- ① 評価結果や今後の取り組みに関する県民に関心を持ってもらうため、評価結果のHP掲載、記者発表等のほか、シンポジウム等における発表等の機会を持つよう努める。
- ② 評価結果報告書においては、今後の県政の取り組みに反映させるため、必要により、評価結果とは別に、「委員会からの提言」等を記載するなどの工夫を行う。

以上

【別紙】平成18年度評価作業の具体的進め方

1. 委員の担当分野等について

①評価作業は、学識委員が分担して政策別・分野別の「評価案」を作成し、県民委員の意見を踏まえて委員会で結論を得るものとする。

②学識委員の分担については、次のとおりとする。

石田委員については、分野を限定せず、コスト管理の観点から意見をとりまとめ、報告書に反映させる。

分野区分	学識委員	(コスト評価)	県民委員
I 地域主権	小池委員	石田	各自、選択した分野・政策について意見を提出するとともに、全体評価について意見を提出する。
II 県政改革	伊藤委員	※全体を通じてコスト管理の観点から意見をとりまとめ、報告書に盛り込む。	
III 経済再生	桑原委員		
IV 教育再生	桑原委員		
V 環境を守る	小池委員		
VI 暮らしを守る	和田委員		

○県民委員については、関心のある分野（または政策）を選択して意見を提出することとする。学識委員は、この意見を踏まえて「評価結果案」（文章部分を含む）を作成する。

2. 評価作業のスケジュール〔記録〕

月 日	作 業 課 題
11月26日(日)	第1回委員会 （進捗状況の把握、評価方法の協議等）
12/4AM, PM, 12/7 AM, 13AM, 28AM	県（企画部）へのヒアリング調査 （分野別、半日×5回）
～この間	学識委員：評価案の作成、県民委員：意見の提出
12月17日(日)	第2回委員会 （政策別評価案の説明、検討）
～この間	学識委員：評価案の修正、委員長等：全体評価案の作成
1月17日(土)	第3回委員会 （政策別評価結果の確定、全体評価の検討・決定）
～この間	評価結果報告書の記載の修正、資料等の整備
1月17日(水)	知事への評価報告書の提出 、記者等への発表、HPへの掲載
2月 ー日(一)	知事、「自己評価」結果の公表

資料3 松沢マニフェストの推進に関する県民アンケート結果

I 調査方法

- ・実施期間 平成18年12月21日～平成19年1月10日
- ・実施方法 ホームページにて一定の記載事項について選択と記入を求めた。
www.matsuzawa.com/
- ・実施主体 松沢マニフェスト進捗評価委員会
- ・総回答数 48件

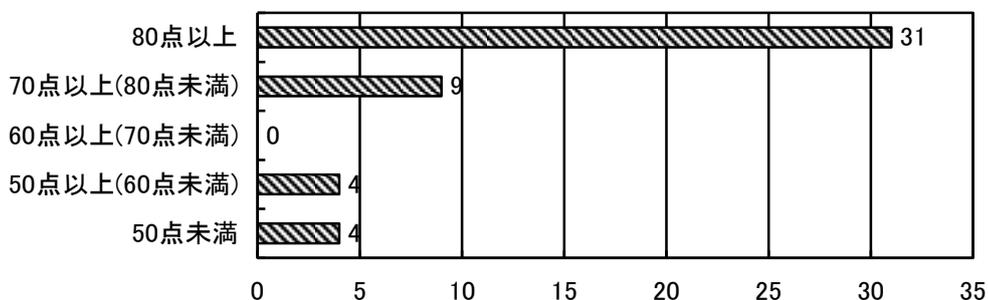
II 全体的な評価

【全体的な評価】

問1:この4年間の松沢知事のマニフェストへの取組みを評価すると、何点くらいでしょうか。

区分	件数(割合)
(1)80点以上	31 (64.6%)
(2)70点以上(80点未満)	9 (18.8%)
(3)60点以上(70点未満)	0 (0.0%)
(4)50点以上(60点未満)	4 (8.3%)
(5)50点未満	4 (8.3%)
合計	48(100%)

図1 知事のマニフェストへの取組み



●上記の回答についてその理由をお答えください。

- ・松沢知事になってマニフェストの存在を強く意識するようになった
- ・マニフェストに関連する著書を頻繁に出版していることを評価
- ・マニフェスト評価委員会の設置から知事のマニフェストに対する真剣さが伝わって来た
- ・マニフェストに忠実にやっていたと思う

- ・4年前のマニフェストは現在の社会情勢にそぐわなくなる場合も多いのではないかと
- 一部を除いてほぼ公約を達成している

【政策分野別の評価】

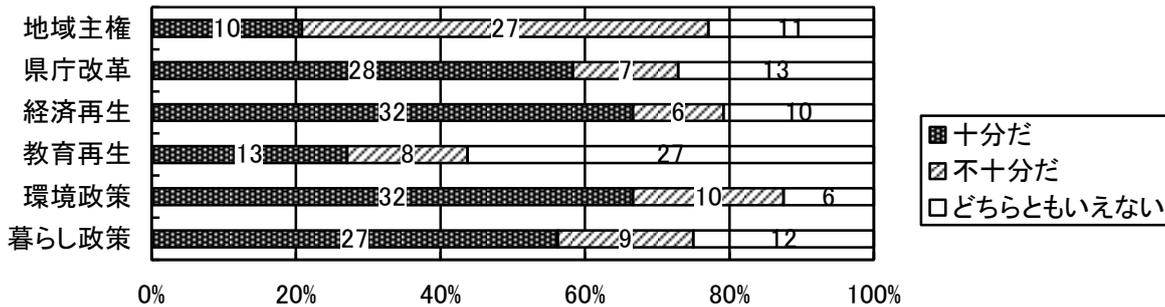
問2: 政策分野ごとにみて、松沢知事の実績は十分だと思いますか。分野別にお答えください。

(政策分野の区分はマニフェストの PART I ~ VIに基づいています。)

1: 地域主権の推進(道州制、首都圏連合など)	
(1) 十分だ	10 (20.9%)
(2) 不十分だ	27 (56.3%)
(3) どちらともいえない(わからない)	11 (22.9%)
2: 県庁改革(県職員の削減、第三セクターの削減など)	
(1) 十分だ	28 (58.3%)
(2) 不十分だ	7 (14.6%)
(3) どちらともいえない(わからない)	13 (27.1%)
3: 経済再生(京浜臨海部再生、新産業育成)	
(1) 十分だ	32 (66.7%)
(2) 不十分だ	6 (12.5%)
(3) どちらともいえない(わからない)	10 (20.8%)
4: 教育再生(不登校対策、県立高校改革など)	
(1) 十分だ	13 (27.1%)
(2) 不十分だ	8 (16.7%)
(3) どちらともいえない(わからない)	27 (56.3%)
5: 環境政策(水源の森林づくり、リサイクルの推進など)	
(1) 十分だ	32 (66.7%)
(2) 不十分だ	10 (20.8%)
(3) どちらともいえない(わからない)	6 (12.5%)
6: 暮らし政策(子育て支援、治安対策など)	

(1)十分だ	27 (56.3%)
(2)不十分だ	9 (18.8%)
(3)どちらともいえない(わからない)	12 (25.0%)
合 計	48 (100%)

図2 政策分野別の取組みの評価(割合)



● 政策分野

ごとのご意見をお聞かせください。

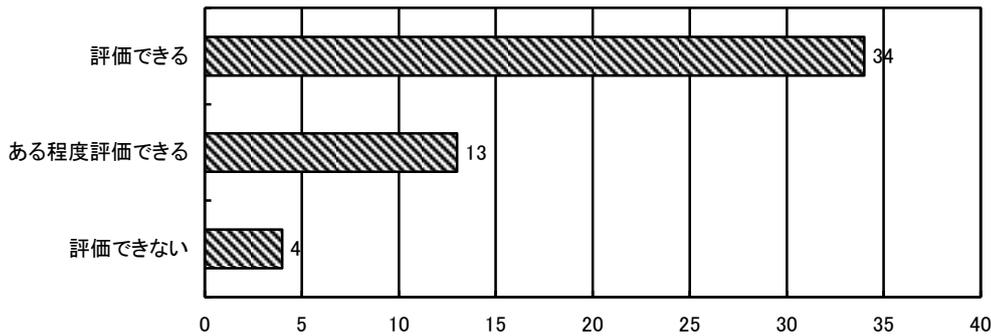
- ・インベスト神奈川は大変興味深い
- ・道州制への移行、多選禁止条例の制定は現実的に厳しいのではないかと
- ・中小企業をもっと優遇して欲しい
- ・治安はますます悪くなっていると感じる
- ・県庁内部において改革が行われているのか実態が掴めない

【知事の政治姿勢等への評価】

問3: 4年間の松沢知事の政治姿勢や行政運営について、どう評価しますか。

区 分	件数(割合)
(1)評価できる	34 (66.7%)
(2)ある程度評価できる	13 (25.5%)
(3)評価できない	4 (7.8%)
合 計	51 (100%)

図3 知事の政治姿勢等の評価



●上記の回答についてその理由をお答えください。

- ・選挙のための政治公約ではなく、きちんとマニフェスト達成を遂行してきた
- ・他の知事にはないパワーをもっている
- ・議会との対立は大きな損失

【自由意見】

問4:松沢知事のお取り組みについて、自由に意見をお聞かせください。

- ・4年間で達成すること自体が困難なマニフェストもあり、続けて見てみたい
 - ・議会との軋轢に負けず改革を断行して欲しい
 - ・昨今知事の不幸事が相次いでおりますが神奈川県知事はリーダーとして引っ張ってくれると信じてます
 - ・水源環境税の導入を評価したい
 - ・また新たに斬新な政策を打ち出し、次期も続けて欲しい
 - ・長期的な視野に立たないと成果を実感できない政策も多いため、まだ判断がつかない
 - ・有害ゲーム規制について納得がいかない
 - ・多選禁止条例を焦って制定する必要はないのではないかな
 - ・県庁内部の情報公開を推進して欲しい
 - ・4年間ではまだ判断出来ないと思います、政治姿勢を崩すことなく改革の波を止めるな！
 - ・従来の知事とは違うことを実感しました。これからも神奈川を住みやすい町にしてください
 - ・今後に期待する意味を込めて評価しました。頑張ってください！
 - ・多忙であることは理解していますが、もう少し神奈川をアピールする意味でメディアに積極的に顔を見せてもらえると嬉しいです
 - ・多選禁止条例提出等、取り組みは評価するがパフォーマンスで終わらぬよう実現に向けて頑張って欲しい
 - ・我々を驚かせるような新しい政策を心待ちにしています！
 - ・まだまだ行政内部の革新は進んでないと思います。真に開かれた県政を実現させていただきたい
 - ・常に県民ニーズに応える政策を打ち出してください
 - ・次期も出馬されるんですね？応援してます！
 - ・対立候補や圧力に負けず、次の4年間で神奈川を安全に裕福に暮らせる都市にしてください
- 以上

資料4

松沢マニフェスト進捗評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松沢マニフェスト進捗評価委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この委員会は、松沢成文神奈川県知事（以下「知事」という。）の委嘱に基づき、次の事項を目的として運営するものとする。

- ① 松沢知事が選挙時に掲げたマニフェスト（政権公約）の進捗状況を点検・評価し、今後の県政運営に反映させること。
- ② 評価結果及び基礎とした情報を全面的に公開することにより、県政に対する県民自身の評価や参加をサポートすること。
- ③ 以上の取組みを通じて、マニフェストに基づく新しい行政運営のあり方を提案すること。

(設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、平成16年3月6日から平成19年4月22日までとする。

(委員)

第4条 委員会は、知事が委嘱した学識委員（概ね5名）及び県民委員（概ね6名）によって構成する。

- (2) 学識委員は学識者をもって充て、県民委員は県民からの公募によって選考された者をもって充てる。
- (3) 県民委員の募集は別に定める要領に基づいて知事が実施し、応募者が多数にのぼった場合は、知事及び学識委員が協議して選考する。
- (4) 委員は、委員会の運営及び議事に参加し、かつ議決に加わる。
- (5) 学識委員は報酬及び費用弁償を受け、県民委員は費用弁償を受けるものとする。
- (6) 委員の任期は2か年度とし、委嘱のつどその範囲内で知事が定める。

(特別委員)

第5条 マニフェストの研究交流その他必要があると認める場合は、委員会に特別委員を置くことができる。

- (2) 特別委員は、委員の意見を聴いて知事が委嘱する。
- (3) 特別委員は、委員会の議事に参加し、意見を述べることができる。
- (4) 特別委員の任期は、委嘱のつど知事が定める。

(組織)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- (2) 委員長及び副委員長は、委員の中から委員の互選によりこれを定める。
- (3) 委員長は、委員会を招集し、その議事を統括する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(運営)

第7条 委員会は、知事等からの説明と資料提出を受け、これに基づいてマニフェストの進捗に関して点検・評価を行う。

- (2) 委員会は、点検・評価に当たっては、必要な情報を公開したうえで広く県民の意見を募集し、これを参考にするものとする。
- (3) 委員会は、毎年度末から新年度5月までに報告書を取りまとめ、知事に提出するとともに、県民に公表するものとする。
- (4) 委員会の審議は公開とし、報道機関の傍聴を認めるものとする。なお、委員会が特に必要があると認める場合は、そ

の他の者の傍聴を認めるものとする。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認める場合は、県職員その他の関係者に出席を要請するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、委員会事務局において行う。

附 則

この要綱は、平成16年3月6日から施行する。

この要綱は、平成18年4月15日から施行する。

【参考】松沢マニフェスト進捗評価委員会 委員（平成15～16年度末）

委員

氏名	所属・肩書	専門分野	出欠
秋本 福雄	九州大学大学院教授	都市計画論	○
伊藤修一郎	筑波大学大学院教授	行政学、政策過程論	○
桑原 英明	中京大学総合政策学部教授	行政学、政策評価論	○
小池 治	横浜国立大学大学院教授	行政学、政策過程論	○
和田 明子	東北公益文科大学助教授	行政学、政策評価論	○

(50音順、敬称略)

県民委員

氏名	住所	職業等	出欠
伊藤 信吾	相模原市	弁護士	×
大津 定博	鎌倉市	会社員	○
小澤 久雄	茅ヶ崎市	公務員	○
北條 智彦	川崎市	大学生	○
長谷川朝恵	横浜市	NPO役員	○
牟田口雄彦	横浜市	団体役員	○

(50音順、敬称略)

松沢マニフェスト進捗評価委員会 委員一覧（平成17～18年度）

委員

氏名	所属・肩書	専門分野
石田 晴美	文教大学専任講師	公会計
伊藤修一郎	筑波大学教授	行政学、政策過程論
桑原 英明	中京大学教授	日本行政論、行政評価論
小池 治	横浜国立大学大学院教授	行政学
和田 明子	東北公益文科大学助教授	行政学・行政経営論

(50音順、敬称略)

県民委員

氏名	住所	職業等
荒井 宏一	横浜市	大学生
大塚 敬	横浜市	会社員
島岡 稔	鎌倉市	元会社員
西本恭仁子	大和市	大学院生
長谷川朝恵	横浜市	NPO役員
三荒 弘道	平塚市	僧侶

(50音順、敬称略)

特別委員

氏名	住所	職業等
金 在容 <small>キム ジェヨン</small>	横浜市	留学生、大学院生
河 東賢 <small>ハ ドンヒョソン</small>	藤沢市	留学生、大学院生
李 洪千 <small>リ ホンチョン</small>	藤沢市	留学生、大学院生

(50音順、敬省略)